

第4次 岐阜県青少年健全育成計画

～「清流の国ぎふ」子ども・若者きらめきプラン～



令和3年3月

岐阜県

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の基本理念	2
5 計画の対象者	3
第2章 「第3次岐阜県青少年健全育成計画」の検証	4
1 第3次計画における取組	4
2 施策に係る数値目標と進捗状況	5
第3章 青少年を取り巻く現状	8
1 青少年を取り巻く社会環境	8
2 困難を有する青少年を取り巻く現状	20
3 青少年育成支援に対する県民の意識	43
4 課題認識	52
第4章 青少年育成支援施策の推進方針	53
第5章 青少年育成支援施策の展開	56
基本方針Ⅰ 全ての青少年の健やかな成長と自立への支援	56
1 自己形成のための支援	56
2 自己実現のための支援	61
3 青少年の社会的・職業的自立や就労等への支援	65
基本方針Ⅱ 困難を有する青少年とその家族への支援	68
1 総合的な支援体制の推進	68
2 困難な状況に応じた支援	70
3 被害防止・保護	82

基本方針Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備	…	86
1 安全・安心な社会環境の整備	…	86
2 家庭の教育力の向上	…	91
3 地域での健全育成の推進	…	94
第6章 数値目標	…	102
第7章 計画の推進体制	…	105

関係法令等

1 子ども・若者育成支援推進法	…	106
2 子供・若者育成支援推進大綱	…	113
3 岐阜県青少年健全育成条例	…	136



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、青少年の育成支援施策を総合的に進めるため、岐阜県青少年健全育成条例に基づき、平成18年度に「岐阜県青少年健全育成計画」を策定し、青少年の健全育成は、行政のほか家庭、地域社会、学校が連携してそれぞれの役割を果たす必要があるという基本理念のもとに、計画を推進してきました。

その後、平成22年4月に、「子ども・若者育成支援推進法」が施行されたことを受け、第2次計画からは、「岐阜県青少年健全育成計画」を、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく岐阜県の「子ども・若者計画」として位置付けています。

また、平成28年2月に、全ての子ども・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現をめざして「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されたことを受け、第3次計画では、第2次計画の基本的な施策に加えて、困難を有する子ども・若者への支援とインターネットの安全・安心利用の促進に力を入れて取り組んできました。

しかし、いじめの認知件数や不登校児童・生徒の増加、若年無業者の増加、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困問題など、子ども・若者が抱える問題は、ますます複雑で多様な状況となっています。また、情報通信技術（ICT）の進展やスマートフォン、タブレット端末などのデジタル機器が急速に普及したことに伴い、SNS等に起因する犯罪被害やトラブルの増加、インターネットへの依存（以下、ネット依存という）等の問題など、新たに対応すべき課題も生じています。

さらには、情報化の加速、Society5.0^{*}への移行、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりは、社会経済活動や個人のライフスタイルに大きな影響を及ぼし、子ども・若者がその将来を予測することが困難になると考えられます。

このような状況を踏まえ、本県では、第3次計画を継承しつつ、「清流の国ぎふ」創生総合戦略」や県の関連計画との整合性を図りながら、「清流の国ぎふ」の未来を担う人づくり」を進めるため、「第4次岐阜県青少年健全育成計画～「清流の国ぎふ」子ども・若者きらめきプラン～」を新たに策定することとします。

本計画では、将来の岐阜県を担う子ども・若者の健やかな育成と、全ての子ども・若者が社会生活を円滑に営むための支援の推進をめざしています。

また、子ども・若者を育成の対象としてとらえるだけではなく、社会を構成する重要な主体として尊重するという視点を取り入れ、全ての子ども・若者の健やかな成長を応援し、一人一人がそれぞれの未来をよりよく生き抜くことを願い、副題を「「清流の国ぎふ」子ども・若者きらめきプラン」としました。

2 計画の位置付け

- ◇ 「岐阜県青少年健全育成条例」第7条に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画として策定します。
- ※「岐阜県青少年健全育成条例」第7条第1項
知事は、青少年の健全な育成に関する施策についての計画を定めなければならない。

- ◇ 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置付けます。
- ※「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項
都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。
- ◇ 青少年育成支援施策は、本計画のほか、上位計画である「「清流の国ぎふ」創生総合戦略」や関連する県の様々な計画にまたがっており、一体的に施策を進めていきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

4 計画の基本理念

本計画は、「「清流の国ぎふ」創生総合戦略」に掲げて取組を進める「「清流の国ぎふ」を支える人づくり」「健やかで安らかな地域づくり」「地域にあふれる魅力と活力づくり」の3つの方向性と、子ども・若者育成支援推進法に基づき定められた「子供・若者育成支援推進大綱」で掲げている5つの基本的な方針「全ての子供・若者の健やかな育成」、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」、「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」、「子供・若者の成長のための社会環境の整備」、「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」を踏まえ、全ての子ども・若者が夢や目標を持ち、心身ともに健やかに成長できるように、県はもとより市町村、家庭、学校、地域社会、民間団体等が一体となり、社会全体で子ども・

若者一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に取り組むこととし、この計画の基本理念を

～「清流の国ぎふ」の未来を担う人づくり～
とします。

5 計画の対象者

本計画の対象者は、基本的におおむね30歳未満とします。

ただし、社会生活を営む上で困難を抱え支援を必要とする若者が30代においても多数存在することから、雇用や自殺対策など一部の施策によっては、40歳未満までを対象とします。

○本計画における用語の使い方

「子ども・若者」のとらえ方は、法令等によって様々であることから、本計画においては、「子供・若者育成支援推進大綱」の用語に準じ、次の区分により使用するものとします。

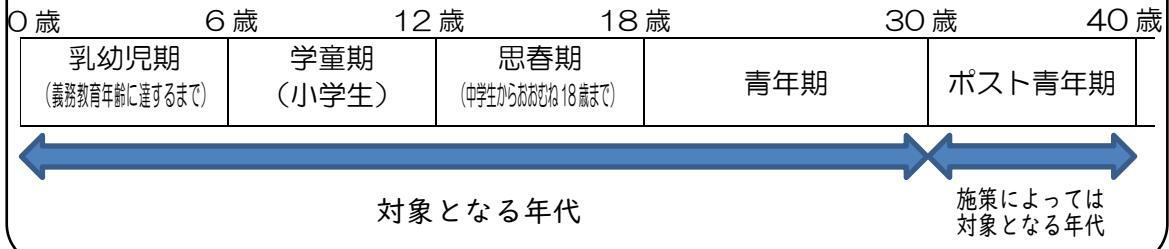
◇「子ども」：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

◇「若者」：思春期、青年期の者。

（施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。）

◇「青少年」：乳幼児期から青年期までの者。

（ただし、岐阜県青少年健全育成条例では18歳未満の者）



※Society5.0(ソサエティ5.0)

狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を目指す。IoT(モノのインターネット)、AI(人工知能)、ロボットなどの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、人・モノ・情報をつなぐことにより、経済発展と社会的課題の解決を両立させ、一人一人がより豊かな生活を営むことができる社会の実現をめざしている。

第2章 「第3次岐阜県青少年健全育成計画」の検証

1 第3次計画における取組

平成28年度に策定した「第3次岐阜県青少年健全育成計画」では、「将来の岐阜県を担う青少年の健やかな育成」と、「子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援」を推進することをめざし、「1 安全・安心な社会環境の整備」、「2 困難を有する子ども・若者の支援」、「3 青少年の自立支援」、「4 家庭・地域社会での青少年健全育成」を基本的な方針として各施策に取り組んできました。

特に、「安全・安心なインターネット利用の促進」と「困難を有する子ども・若者への総合的な支援体制の推進」を重点施策に掲げ、青少年が使用するインターネットの利用環境の整備や、子ども・若者が抱える様々な困難に対応するための相談支援体制の充実と連携に力を入れて取り組んできました。

主な取組内容は、次のとおりです。

○安全・安心なインターネット利用の促進

・情報モラル教育や安全・安心利用の啓発

関係団体、関係事業者及び行政機関で構成する「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」(H21.2設置)において、保護者や青少年育成関係者等に対して、「ケータイ安全・安心利用研修会」の開催等、様々な啓発活動を実施しました。

・携帯電話へのフィルタリング利用の促進

青少年が使用する携帯電話へのフィルタリング利用を徹底するため、「岐阜県青少年健全育成条例」に基づく携帯電話販売店への立入調査やフィルタリングの必要性等に対する県民や保護者の理解の浸透を図る啓発活動を実施しました。

・インターネットによる犯罪被害の防止

インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動を実施しました。

○困難を有する子ども・若者への総合的な支援体制の推進

・総合相談窓口の機能強化と周知

平成28年度より、「被害青少年支援センター（通称：岐阜県青少年SOSセンター）」を統括する「センター長」を設置し、総合相談窓口としての機能を強化しました。また、SOSセンターの広告を県内の市町村や関係機関、学校等に配布し、周知に努めました。

・相談・支援機関のネットワークづくりと機能強化

各分野の専門的な支援策に関する相互理解を深め、個々の支援事例に基づくノウハウを共有するために、「子ども・若者支援地域協議会（平成27年4月設置）」の担当者会でケース検討会議を行ったり、各相談・支援機関の情報交換会を行ったりするなど、様々な困難事案に対する組織横断的な対応力を高めました。また、各相談・支援機関における相談員の資質・能力の向上を図るために研修会を開催しました。

こうした取組により、インターネットの安全・安心な利用環境の整備や、青少年の自立支援体制は、第3次計画策定時に比べて着実に向上しています。

しかしながら、困難を有する子ども・若者の問題は、いじめの認知件数や不登校児童・生徒の増加、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困問題、SNS等に起因する犯罪被害やトラブルの増加、ネット依存の問題など、ますます複雑で多様な状況となっています。さらには、新型コロナウィルス感染症拡大の影響もあり、こうした状況がより深刻化することが懸念されるなど、更なる対策が求められています。

2 施策に係る数値目標と進捗状況

第3次計画では、全ての施策の取組状況及び進捗状況を把握するため、各施策に数値目標を置き、毎年進捗状況をチェックしています。

計画に基づく様々な取組の結果、第3次計画策定時と比べ、「高校生の携帯電話フィルタリング利用率」や「岐阜県若者サポートステーション登録者の就職率」、「民間企業における障がい者法定雇用率」、「非行少年の検挙・補導人数」、「早く家庭に帰る日を実施している企業等数」など、多くの指標において改善傾向がみられます。

一方で、「ネット関連犯罪被害少年人数」や「不登校による長期欠席の児童・生徒数」、「公立小・中学校、高等学校、特別支援学校のいじめの解消率」、「新規高卒就職者の早期離職率」、「安全安心まちづくりボランティア登録団体数」など、改善されていない指標もあり、さらに取組を進めていく必要があります。



<施策に係る数値目標と進捗状況>

指標名	計画策定 (平成26年度末)	目標値 (令和2年度末)	令和元年度 実績	進捗状況
I 安全・安心な社会環境の整備				
(1) 安全・安心なインターネット利用の促進				
ネット関連犯罪被害少年人数	14人 (平成26年)	0人	31人	↙
携帯電話フィルタリング利用率(高校生)	62.2%	85.0%以上	69.0%	↗
家庭での携帯電話利用に関するルールのある割合 (高校1年生)	39.7%	60.0%	52.5%	↗
情報モラルなどを指導できる教職員の割合	86.1%	92.0%	85.5%	↙
(2) 安全・安心な地域の社会環境づくり				
「命を守る訓練」を年間3回以上実施する学校の割合	91.8%	100%	99.8%	↗
児童・生徒が通学路安全マップを作製した学校の割合	59% (平成25年度末)	100%	61% (平成29年度末)	↗
立入調査における有害図書類の区分陳列の遵守率	88.4%	95.0%	67.9%	↙
2 困難を有する子ども・若者の支援				
(1) 総合的な支援体制の推進				
複合的な困難に対する連携支援モデル事例の構築数	—	100事例	88事例	—
(2) 困難な状況に応じた支援				
岐阜県若者サポートステーション登録者の就職率	59.7%	65.0%	69.0%	↗
不登校による長期欠席者数(千人当たり)	公立小学校	5.0人	3.6人	8.7人
	公立中学校	31.7人	27.1人	38.2人
不登校児童・生徒の学校復帰率 (千人当たり)	公立小学校	31.9%	40.0%	26.6% (平成29年度)
	公立中学校	34.0%	40.0%	28.6% (平成29年度)
特別支援学校高等部の卒業生の就職率	34.1%	50.0%	32.0%	↙
民間企業における障がい者法定雇用率	1.79%	2.0%	2.17% (令和元年6月)	↗
刑法犯少年の再犯者率	26.7% (平成26年度)	25.0%以下	26.3%	↗
公立小・中学校、高等学校、特別支援学校のいじめの解消率	81.9% (平成25年度)	100%	78.5%	↙
情報モラルなどを指導できる教職員の割合 【再掲】	86.1%	92.0%	85.5%	↙

指標名	計画策定時 (平成26年度末)	目標値 (令和2年度末)	令和元年度 実績	進捗状況
3 青少年の自立支援				
(1)自己形成のための支援				
非行少年の検挙・補導人員 (6-19歳人口千人あたり)	2.91人 (平成26年)	2.50人以下	1.8人	↗
体力・運動能力調査結果の 全国順位	公立小学校	24位	10位以内 (平成30年度)	29位
	公立中学校	14位	10位以内 (平成30年度)	16位
子どもの朝食欠食率(中学生) ※平成27年度以前は1日の欠食率 平成28年度より3日間での欠食率	6.2%	0%	9.3%	↘
(2)自己実現の支援				
クラブマネジャー又はアシスタントマネジャーの資格 取得者数	164人	174人 (平成30年度末)	175人	↗
(3)青少年の活躍への支援				
総合人材チャレンジセンターの新規利用者の就職率	76.9%	80%	73.0% (平成28年)	↘
新規高卒就職者の早期離職率	35.1% (平成23年3月卒)	30.0%	37.1% (平成28年3月卒)	↘
4 家庭・地域社会での青少年健全育成				
(1)家庭の教育力の向上				
家人と学校での出来事について話をする児童・生徒の割合	小学校	80.0%	100%	77.3%
	中学校	70.9%	100%	76.5%
子どもの朝食欠食率(中学生)【再掲】	6.2%	0%	9.3%	↘
平日(5日)のうち、朝食を家族とともに食べる回数 (中学生)※平成27年度以前は、朝食を家族とともに食べる中学生の割合	55.6%	70%以上	2.4回	—
育児休業制度の就業規則等への整備等	92.2% (平成26年)	100%	90.7%	↘
早く家庭に帰る日を実施している企業等数(ノー残業データを含む)	682 (平成26年)	1,650 (令和元年度末)	2,282	↗
(2)地域での健全育成の推進				
放課後児童クラブ実施箇所数 ※本計画より数値目標の対象をクラブ数からクラブを設置する校区数に変更	340箇所	370箇所	519箇所	↗
地域のおじさん・おばさん年間新規登録者数	1,063人	1,200人	1,057人	↘
小学校における環境教育副読本の活用率	87.2%	100%	85.4% (平成30年度末)	↘
1年間で川を題材とした総合的な学習の時間に取り組んだ述べ人数	3,790人 (平成26年)	4,000人	約3,900人	↗
安全安心まちづくりボランティア登録団体数	411団体	445団体	398団体	↘

※ 進捗状況は、計画策定時に対する令和元年度の実績の動向を示しています。

※ ↗印は改善を示し、↘印は悪化を示しています。

第3章 青少年を取り巻く現状

1 青少年を取り巻く社会環境

(1) 人口減少、少子高齢化、核家族化の進展

① 岐阜県人口の推移

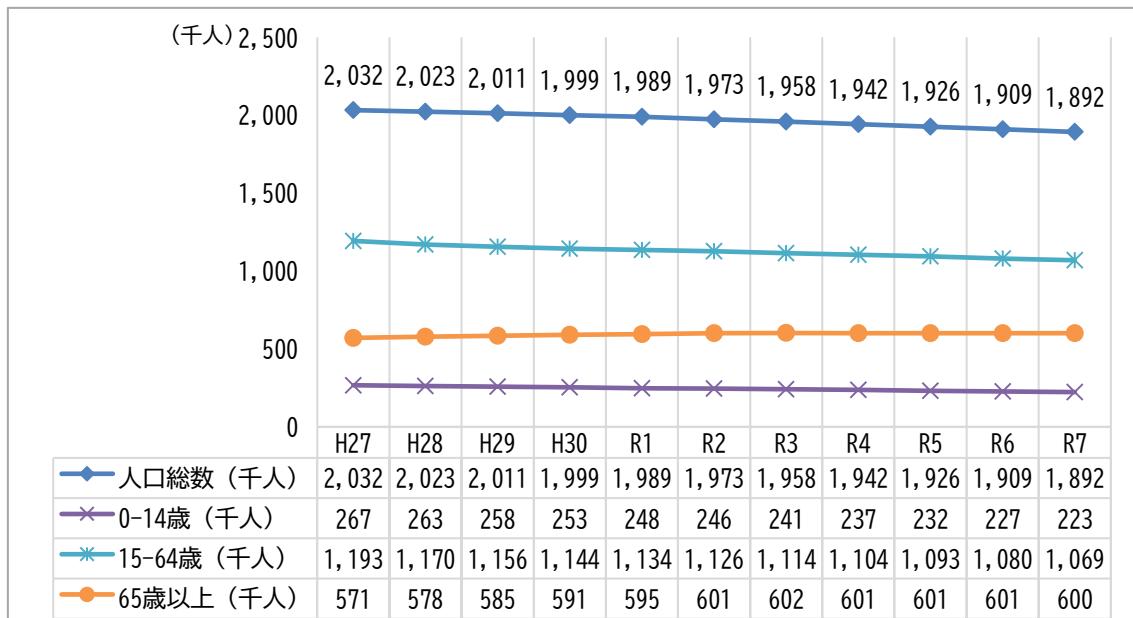
- ◇ 本県の人口は、令和7年（2025年）には、約189万人に減少。
- ◇ 年少人口・生産年齢人口合わせて約17万人減少する一方で、老齢人口は約3万人増加。

本県の人口は、平成12年（2000年）の約211万人をピークに減少に転じ、平成30年（2018年）には、35年ぶりに200万人を割り込みました。

岐阜県政策研究会人口動向研究部会の調査によると、本県の人口は令和7年（2025年）には、約189万人まで減少する見込みです。【図表1】

これは、国勢調査を行った平成27年（2015年）と比較した場合、年少人口（0～14歳）は約4万4千人、生産年齢人口（15～64歳）は約12万5千人減少する一方で、老齢人口（65歳以上）は約2万9千人の増加が見込まれるなど、人口減少と少子高齢化の更なる進展が予想されています。

【図表1】将来人口の見通し（岐阜県）



出典：国勢調査結果(H27)、人口動態調査(H28～R1)、岐阜県政策研究会「岐阜県の将来人口推計」(R2以降)

② 青少年人口の推移

- ◇ 本県における青少年人口及び総人口に占める青少年人口の割合は、減少が続く。
- ◇ 合計特殊出生率^{*}は、人口維持に必要な2.07を大きく下回る。

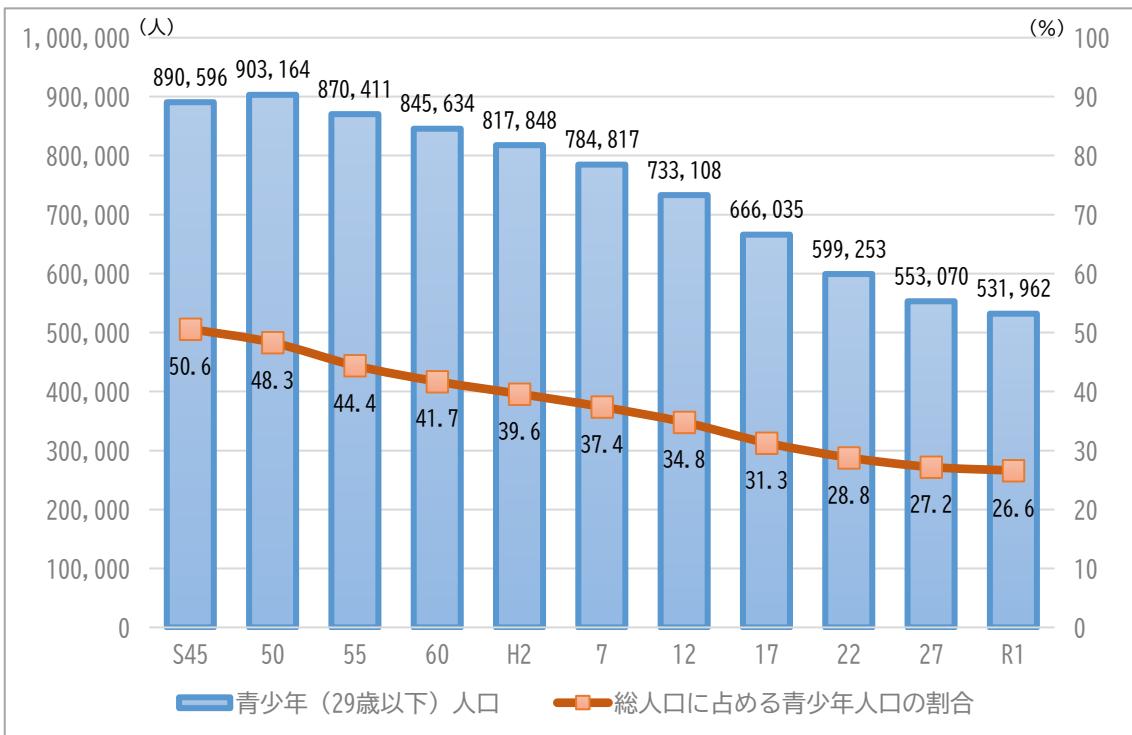
本県の青少年人口（0～29歳）は、昭和50年（1975年）から減少の一途をたどり、令和元年（2019年）には約53万2千人となりました。また、総人口に占める割合は26.6%にまで低下し、青少年人口のピークだった昭和50年と比べると、21.7ポイント減少しており、少子化が進んでいます。【図表2】

本県における出生数は、全国の状況と同様に減少傾向にあります。また、合計特殊出生率は、平成17年（2005年）の1.37（全国1.26）から、令和元年（2019年）には1.45（全国1.36）へと改善しているものの、人口維持に必要な2.07を大きく下回っています。【図表3】

* 合計特殊出生率

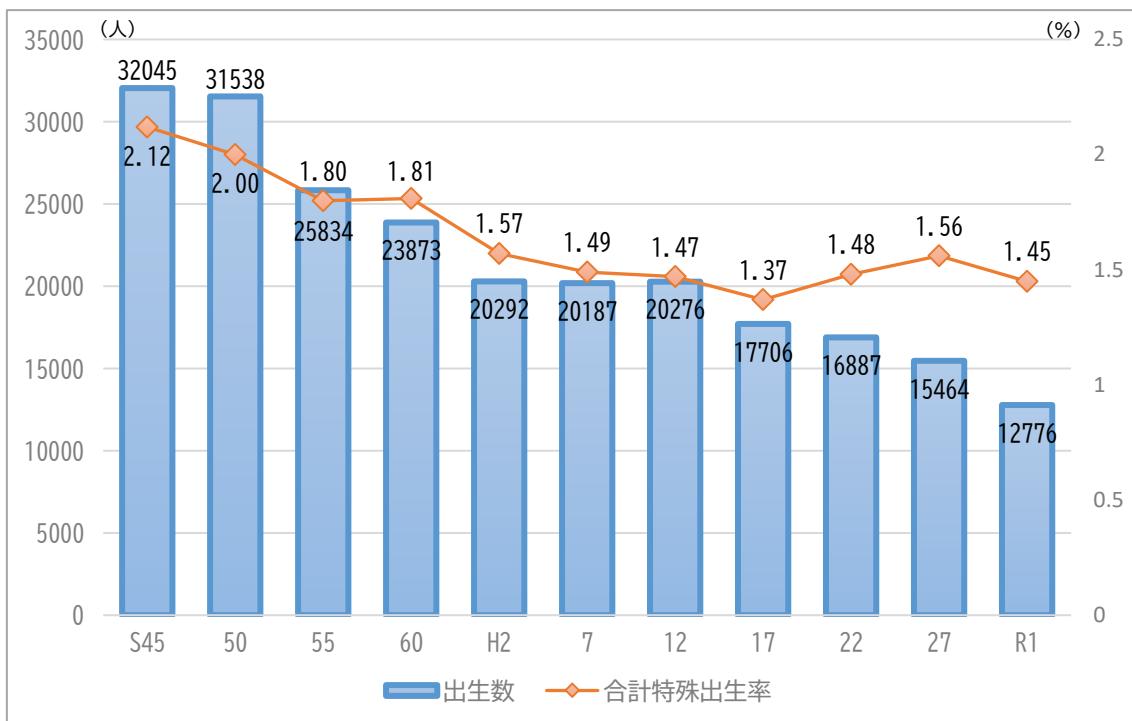
「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

【図表2】青少年人口及び割合の推移（岐阜県）



出典：国勢調査（総務省）、岐阜県人口動態統計調査（県統計課）

【図表3】出生数と合計特殊出生率の推移（岐阜県）



出典：人口動態統計調査（厚生労働省）



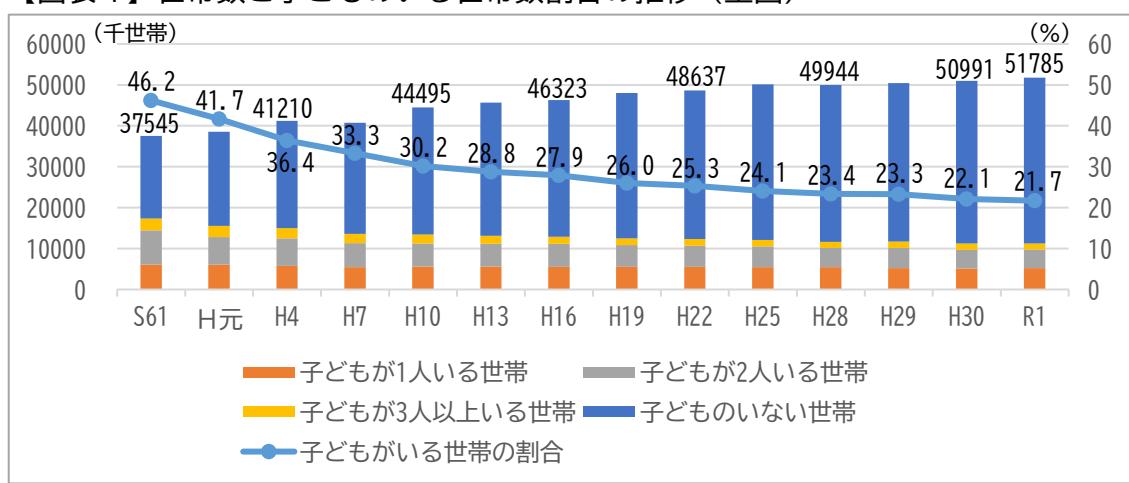
③ 核家族化の進展

- ◇ 「子どものいる世帯」の割合が大きく減少。
- ◇ 「核家族世帯」が増加し、「三世代世帯」は減少。

厚生労働省の「国民生活基礎調査」（令和元年）によると、全国で子どものいる世帯は、令和元年の時点で全世帯の 21.7% となり、昭和 61 年の 46.2% から大きく減少するとともに、減少が続いている。【図表 4】

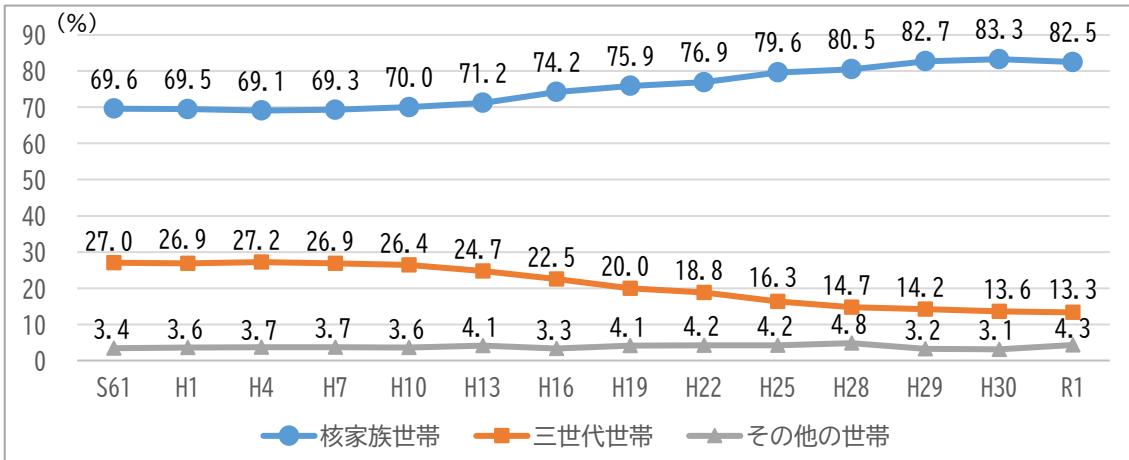
また、親と子どものみの核家族は、昭和 61 年の 69.6% から令和元年には 82.5% に増加している反面、親と子ども、祖父母からなる三世代世帯は 27.0% から 13.3% に減少しており、核家族化が進行している。【図表 5】

【図表 4】世帯数と子どものいる世帯数割合の推移（全国）



出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

【図表 5】児童のいる世帯に占める核家族世帯、三世代世帯の割合の推移（全国）



出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

※ 図表 4, 5 ともに、平成 7 年の数値は兵庫県を、平成 28 年の数値は熊本県を除いたものである。
※ 「他の世帯」には、「単独世帯」を含む。

(2) 心と体の健康

①子どもの意識と生活習慣・学習習慣

- ◇ 本県の小・中学生は、基本的な生活習慣や学習習慣が身についている。
- ◇ 将来を見据える意識や挑戦する意欲が全国平均を下回っている。

文部科学省の「全国学力・学習状況調査」（令和元年度）によると、「朝食を毎日食べているか」や「家で、自分で計画を立てて勉強しているか」の問い合わせに対し、「している」または「どちらかといえば、している」と回答した児童・生徒は、小・中学生ともに全国平均を上回っており、基本的な生活習慣や学習習慣が比較的身に付いていると考えられます。また、「自分にはよいところがあると思うか」の問い合わせに対し、「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒も、小・中学生ともに全国平均を上回っており、自尊感情を持つ児童・生徒の割合が高くなっています。

一方で、「将来の夢や目標を持っているか」や「失敗を恐れないで挑戦しているか」など、将来の夢や目標、挑戦に関する問い合わせに対し、「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒は、小・中学生ともにいずれも全国平均を下回っており、将来を見据える意識やものごとに進んで挑戦しようとする意識の育成が十分でない結果がみられました。【図表6】

【図表6】「全国学力・学習状況調査」（令和元年度）の結果

質問事項	小学校			中学校		
	岐阜県	全 国	全国との差	岐阜県	全 国	全国との差
朝食を毎日食べているか ※数値は「している」「どちらかといえば、している」の計	96.3	95.3	1.0	94.1	93.1	1.0
家で、自分で計画を立てて勉強しているか ※数値は「している」「どちらかといえば、している」の計	78.4	71.5	6.9	54.6	50.4	4.2
自分にはよいところがあると思うか ※数値は「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の計	82.5	81.2	1.3	75.9	74.1	1.8
ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがあるか ※数値は「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の計	95.1	95.2	▲0.1	94.1	93.9	0.2
将来の夢や目標を持っているか ※数値は「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の計	82.8	83.8	▲1.0	68.8	70.5	▲1.7
難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦しているか ※数値は「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の計	78.3	79.0	▲0.7	69.1	70.3	▲1.2

出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(3) 情報化社会の進展

①携帯電話・スマートフォンの普及

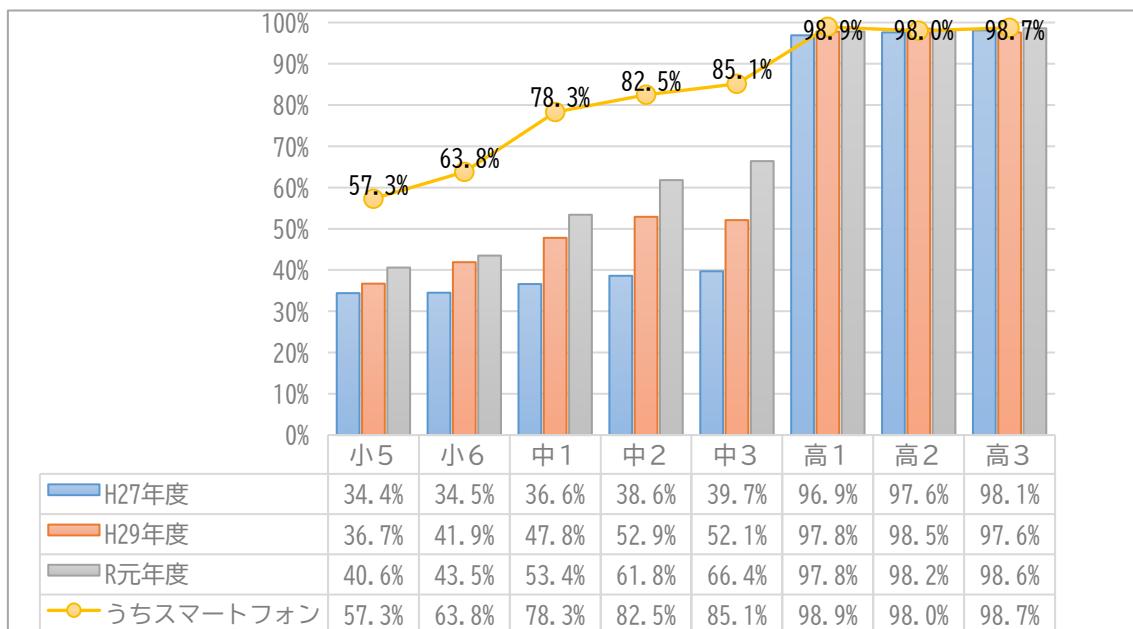
- ◇ 小・中学生の携帯電話の保有率が年々上昇。
- ◇ 高校生では、ほぼ全員が携帯電話を保有し、そのほとんどがスマートフォンを保有。

情報通信技術（ICT）の進展とともに、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などのデジタル機器が急速に普及したことにより、世界中の様々な情報をリアルタイムに取得できたり、自らの情報を手軽に発信できたりする環境となりました。

こうした中、県教育委員会の「情報モラル調査」（令和元年度）によると、令和元年度における児童・生徒の携帯電話保有率は、小学校高学年が39.5%（うちスマートフォン保有率57.8%）、中学生が60.7%（同82.3%）、高校生が98.2%（同98.5%）となっており、本県においても年齢が上がるにつれて携帯電話保有率が上昇するとともに、ほぼ全ての高校生がスマートフォンを保有しています。また、各年代における携帯電話保有率も年々上昇しています。【図表7】

青少年にとって携帯電話・スマートフォンは、とても身近で不可欠なツールとなっています。

【図表7】児童・生徒の携帯電話保有率（岐阜県）



※ スマートフォン所持率は令和元年度数値

出典：情報モラル調査（岐阜県教育委員会）

②携帯電話・スマートフォンがもたらす問題

◇ スマートフォン等の急速な普及により、SNS* に起因する事犯の被害やトラブルが増加。

急速に普及したスマートフォンは、今や青少年の生活に欠かすことのできないツールであり、青少年の生活に大きな影響を与えています。

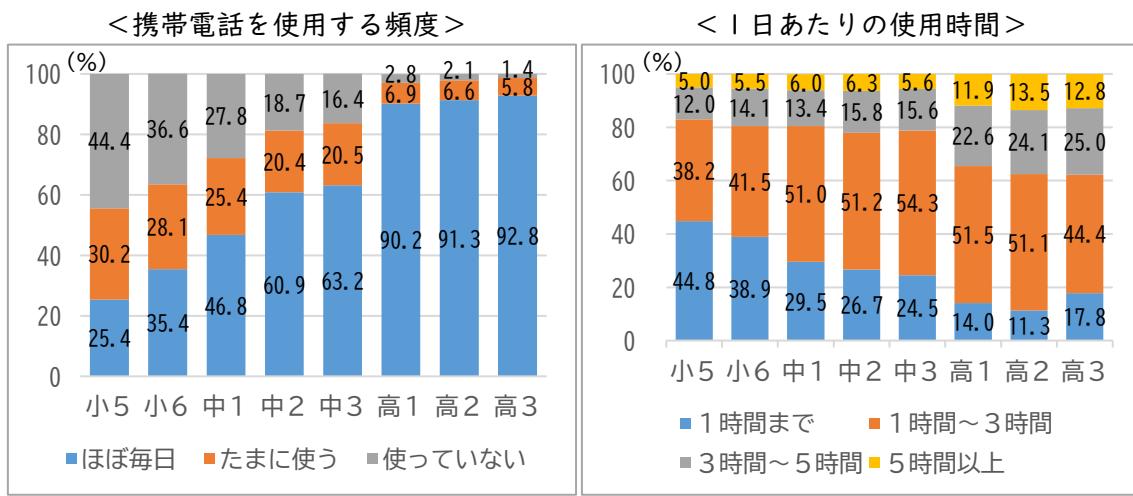
県教育委員会の「情報モラル調査」（令和元年度）によると、携帯電話やスマートフォンをほぼ毎日使用する児童・生徒の割合は、学年が上がるにつれて増加しています。また、スマートフォンをほぼ毎日使用する児童・生徒のうち、1日の使用時間が3時間を超える児童・生徒は、小学校高学年で17.5%、中学生で21.1%、高校生で36.7%となっており、ネットへの依存が懸念されています。【図表8】

同調査によると、家庭で携帯電話の利用のしかたを決めている児童・生徒の割合は、小学校高学年が63.2%、中学生が51.8%、高校3年生が46.0%となっており、年齢が上がるにつれて低くなっています。

また、携帯電話のフィルタリング利用率は、小学校高学年が62.4%、中学生が65.2%、高校生が69.0%となっており、3割強の児童・生徒がフィルタリングを利用していない結果となっています。【図表9】

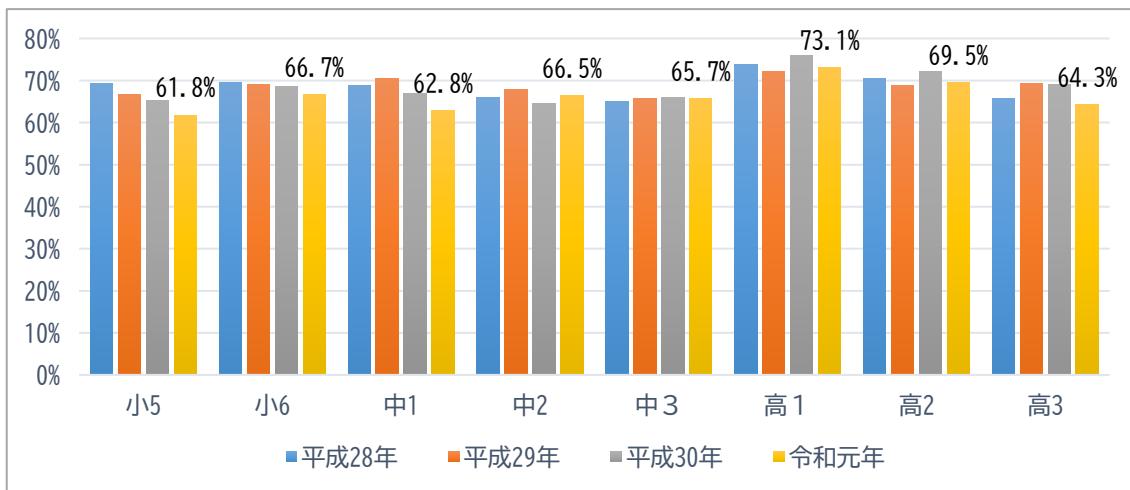
警察庁の「令和元年における少年非行、児童虐待及び子どもの性被害の状況」（令和2年）によると、SNSに起因する事犯の被害を受けた児童・生徒数は、平成25年以降、増加傾向にあります。また、フィルタリングの利用状況においては、フィルタリングを利用していない児童が被害に遭う割合が、フィルタリングを利用している児童が被害に遭う割合を大きく上回っています。【図表10】

【図表8】携帯電話を使用する頻度（左）と1日あたりの携帯電話・スマートフォンの使用状況（右）（岐阜県）



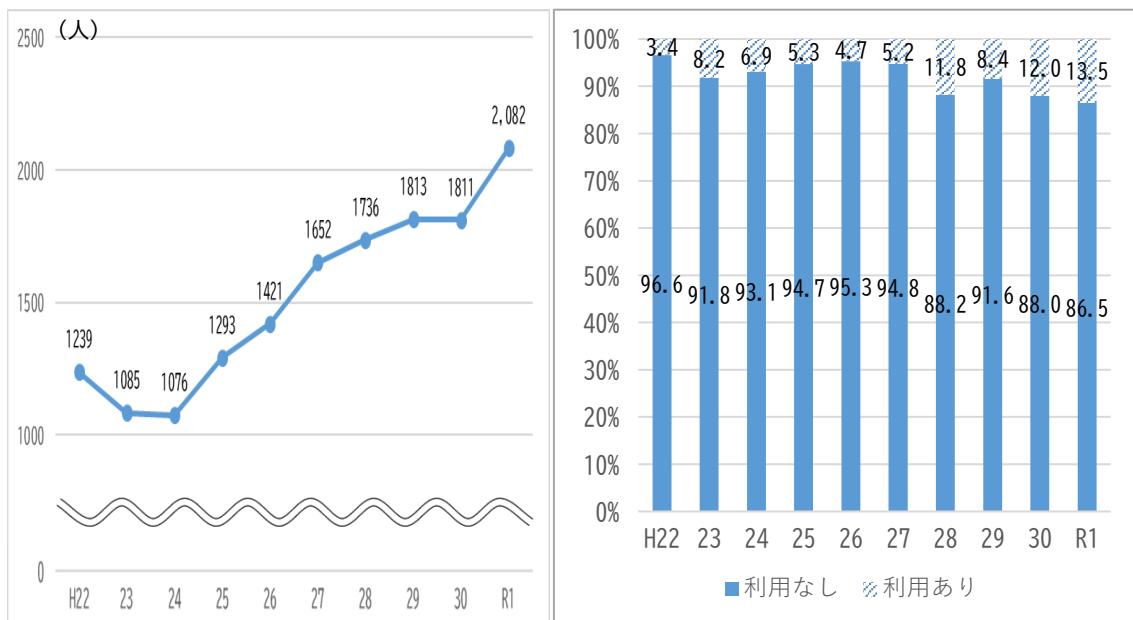
出典：情報モラル調査（岐阜県教育委員会）

【図表9】フィルタリングの利用状況（岐阜県）



出典：情報モラル調査（岐阜県教育委員会）

【図表10】SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（左）と被害児童のフィルタリング利用率（右）（全国）



出典：令和元年における少年非行、児童虐待及び子どもの性被害の状況（警察庁）

※ SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録すると、インターネット上で友達などと交流することができる。

(4) グローバル化の進展

①在留外国人の増加

◇ 岐阜県の総人口に占める外国人の割合は、全国平均（2.33%）よりも高く3.03%。

交通手段やICTの進展等により、国家の枠組みを越えた人やモノ、情報等の流れが加速し、経済や社会、文化などの様々な分野においてグローバル化が進んでいます。

本県においても、在留外国人の数は増加傾向にあり、令和元年末には、本県の総人口の3.03%を占める約6万人の外国人が県内に住んでいます。これは、全国平均（2.33%）よりも高い割合となっています。【図表11】

また、本県を訪れる外国人観光客や外国人宿泊客数も近年、増加傾向にあるなど、日常生活の中で、県民と外国人が接する機会が増加しています。（新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、令和2年度においては外国との人の往来はほぼなくなっています。）【図表12】

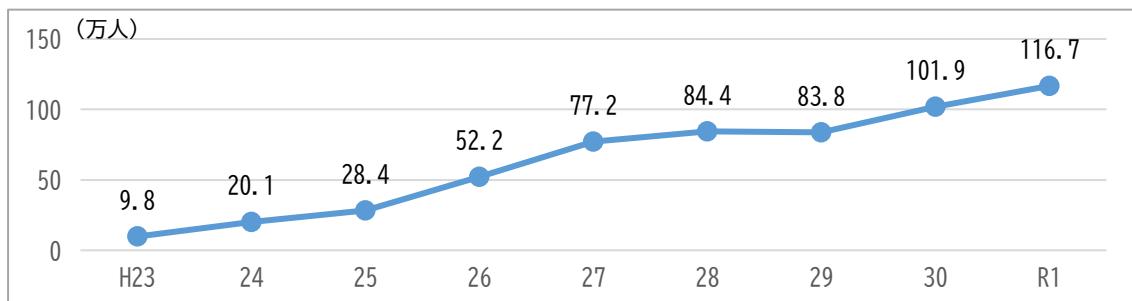
世界の国や地域と様々な分野で結びつきが一層深まる中、国際社会の一員として活躍し、役割を果たすことのできる人材育成や様々な国際交流活動を推進し、多文化共生や異文化理解を深める取組等に積極的に参画する人材育成が重要となります。

【図表11】在留外国人数（岐阜県・全国）

	H27年末	H28年末	H29年末	H30年末	R1年末		
					うち19歳以下	総人口に占める 外国人総数の割合(%)	
岐阜県 (人)	45,923	48,465	51,029	55,205	60,206	9,480	3.03
全国 (人)	2,232,189	2,382,822	2,561,848	2,731,093	2,933,137	372,347	2.33

出典：在留外国人統計（法務省）、H30年の岐阜県総人口は岐阜県人口動態統計調査（県統計課）、日本の総人口は統計局調査

【図表12】外国人宿泊客数（実人数）（岐阜県）



出典：岐阜県観光入込客統計調査（県観光企画課観光企画係）

(5) 家庭・地域社会の状況

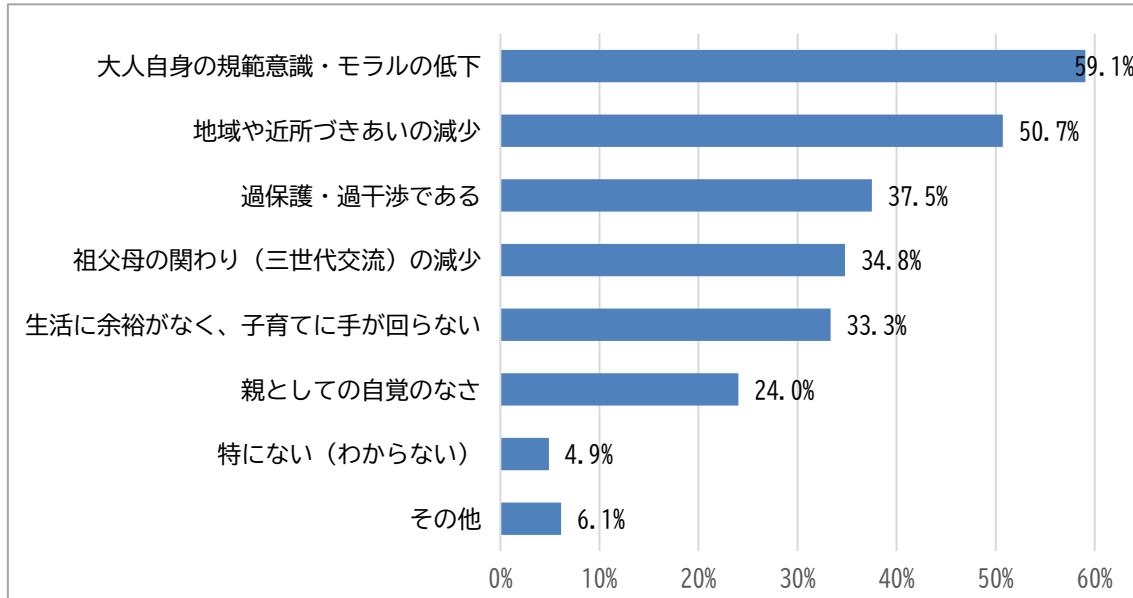
①家庭における教育力

◇ 家庭の教育力の低下により、育児不安や児童虐待等が問題に。

家庭は、青少年の健やかな成長のための基盤であり、全ての教育の出発点です。しかし、少子化の進行、共働きやひとり親家庭の増加など、家庭をめぐる環境の変化や、携帯電話・スマートフォンの普及等によるコミュニケーションの機会の減少、地域とのつながりの希薄化など、様々な要因によって家庭の教育力の低下が指摘されるとともに、育児不安、児童虐待等が社会問題となっています。

県政モニターアンケート調査（令和元年度）によると、今の保護者や家庭での教育についての問題点について、回答者の59.1%が「大人自身の規範意識・モラルの低下」と答え、次いで「地域や近所づきあいの減少」が50.7%、「過保護・過干渉」が37.5%となっています。【図表13】

【図表13】今の保護者や家庭での教育についての問題点（岐阜県）



※ 複数回答

出典：県政モニターアンケート調査（岐阜県私学振興・青少年課）

②地域における教育力

◇ 災害を契機に、家族や地域の絆の必要性が再認識される傾向に。

昨今、自治会や子ども会に参加しない人の増加が指摘されるなど、地域とのつながりの希薄化が懸念されています。

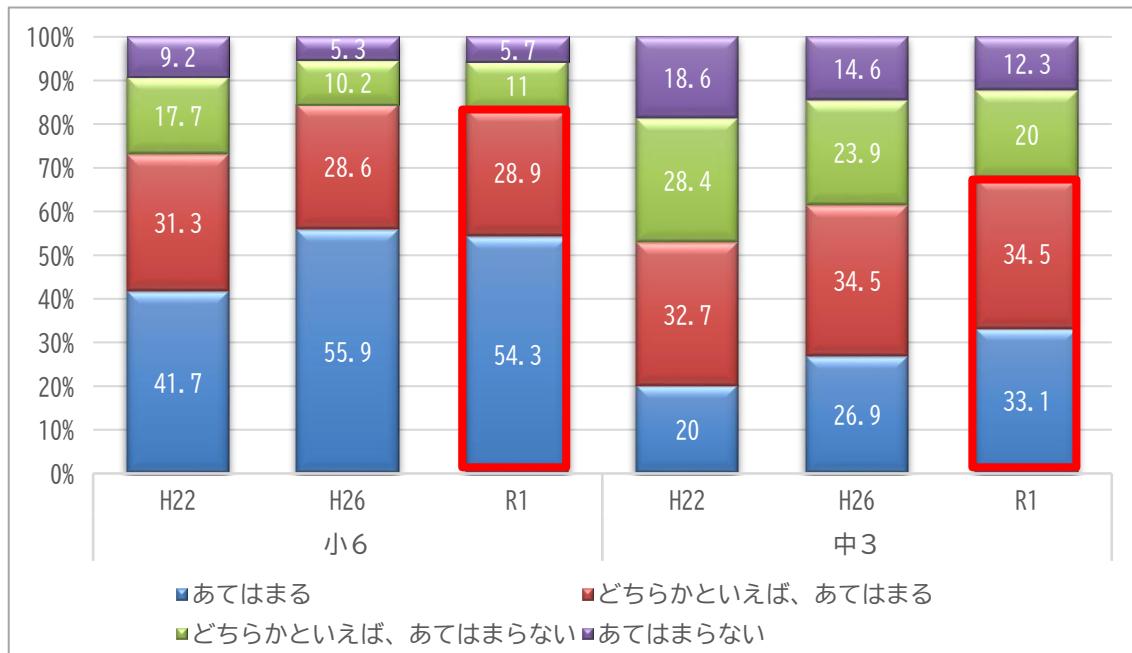
地域は、家庭や学校とは異なる人間関係の中で様々な活動を行うことを通して、子どもたちが基本的なルールや社会性を身につけるとともに、地域づくりへの関心や主体的に参画する意欲・態度を養う場として、重要な役割を担っています。

また、東日本大震災や熊本地震などの震災や集中豪雨、河川の氾濫など様々な災害を契機に、全国的に「家族の絆」や「人とのつながり」の必要性が再認識されるようになりました。

文部科学省の「全国学力・学習状況調査」（令和元年度）においても、「地域の行事に参加している」と回答した児童・生徒は、小学6年生で83.2%と、8割を超す児童が地域への行事に参加しているほか、中学3年生でも67.6%と、平成22年度の調査以降、参加率が向上しています。【図表14】

今後も、地域の活動や行事への更なる参加促進や、青少年の活躍の場づくりを進めなど、地域における教育力の向上が求められています。

【図表14】地域行事への参加状況（岐阜県）



出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

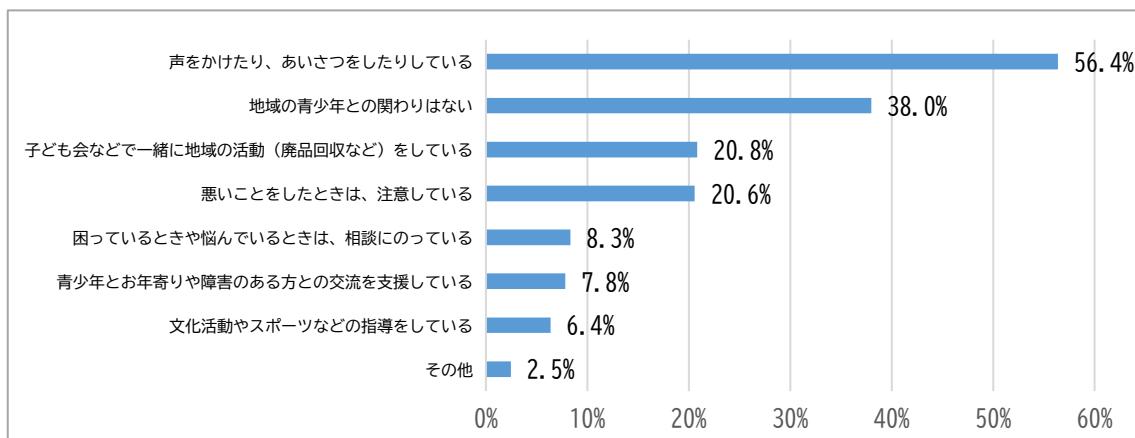
③地域の青少年との関わり

◇ 県政モニターの約4割が、「地域の青少年との関わりがない」と回答。

県政モニターアンケート調査（令和元年度）によると、地域の青少年との関わり方について、「声をかけたり、あいさつをしたりしている」という回答が56.4%と、平成26年の調査より5.9ポイント減少するとともに、「地域の青少年との関わりはない」という回答が38.0%と、平成26年の調査より8.0ポイント増加するなど、地域全体で青少年とのつながりの希薄化が進んでいます。【図表15】

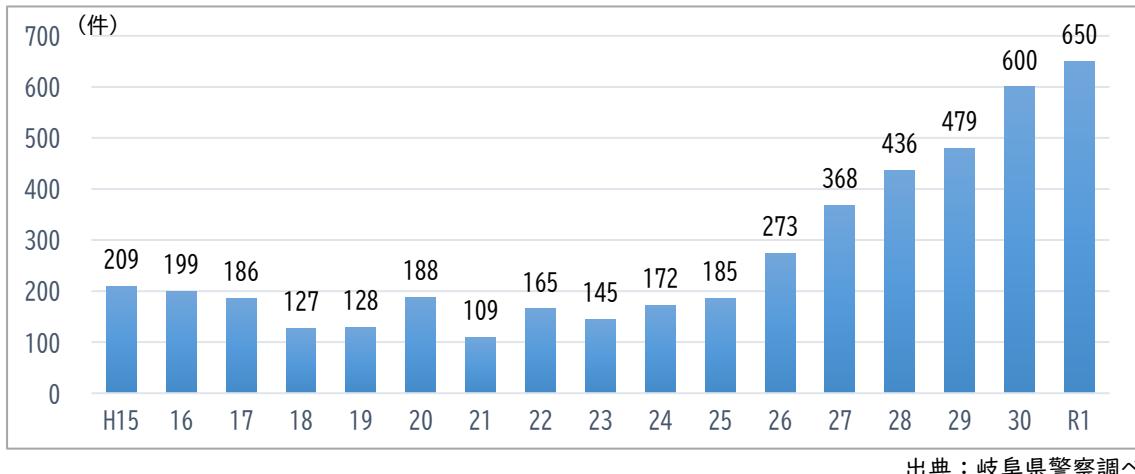
また、このような地域環境の変化が進む中、他人の子どもに無関心な大人が増加するとともに、中学生以下の子どもに対する声掛け事案が平成23年以降増加していることなど、地域社会における子どもの安全が不安心視されています。【図表16】

【図表15】地域の青少年との関わり方（岐阜県）



出典：県政モニターアンケート調査（岐阜県私学振興・青少年課）

【図表16】中学生以下の子どもに対する声掛け事案等の認知件数（岐阜県）



出典：岐阜県警察調べ

2 困難を有する青少年を取り巻く現状

(1) 青少年の相談内容の状況

①青少年が抱える悩み

◇ 19歳以上の成人に関する相談が約8割であり、「不満・不安」に関するものが最多。

「岐阜県青少年SOSセンター」では、39歳までの青少年やその保護者からの悩みごと相談を受け付けています。令和元年度の相談状況は以下のとおりです。

相談内容は、「不満・不安」に関するものが55.3%と最も多く、次いで「身体関係」に関するものが17.5%、「家族関係」に関するものが8.6%、「人間関係」に関するものが7.6%となっています。【図表17】

相談者は、「親」が39.5%と最も多く、次いで「19歳以上の青年本人」が31.6%、「18歳までの子ども本人」が14.8%となっています。

相談の対象者は、「18歳までの子ども」が48.3%、「19歳以上の青年」が51.6%となっています。

相談手段は、電話が96.0%と最も多く、次いでメールが4.0%となっています。

【図表17】青少年SOSセンターにおける相談内容の件数・割合の推移

年度	いじめ	不登校	非行	人間関係	犯罪被害	家族関係	身体関係	性	不満・不安	引きこもり	虐待	問い合わせ	情報提供	その他	合計
H28	13	18	4	192	0	157	196	6	794	8	5	61	17	533	2,004
	0.6%	0.9%	0.2%	9.6%	0.0%	7.8%	9.8%	0.3%	39.6%	0.4%	0.2%	3.0%	0.8%	26.6%	
H29	20	32	5	200	0	133	193	14	1,376	8	1	82	11	497	2,572
	0.6%	0.9%	0.2%	9.6%	0.0%	7.8%	9.8%	0.3%	39.6%	0.4%	0.2%	3.0%	0.8%	26.6%	
H30	27	16	4	228	0	162	330	5	1,506	11	3	90	42	27	2,451
	1.1%	0.7%	0.2%	9.3%	0.0%	6.6%	13.5%	0.2%	61.4%	0.4%	0.1%	3.7%	1.7%	1.1%	
R1	16	24	9	123	0	139	282	1	893	9	7	73	16	23	1,615
	1.0%	1.5%	0.6%	7.6%	0.0%	8.6%	17.5%	0.1%	55.3%	0.6%	0.4%	4.5%	1.0%	1.4%	

出典：岐阜県私学振興・青少年課調べ

(2) 雇用の状況

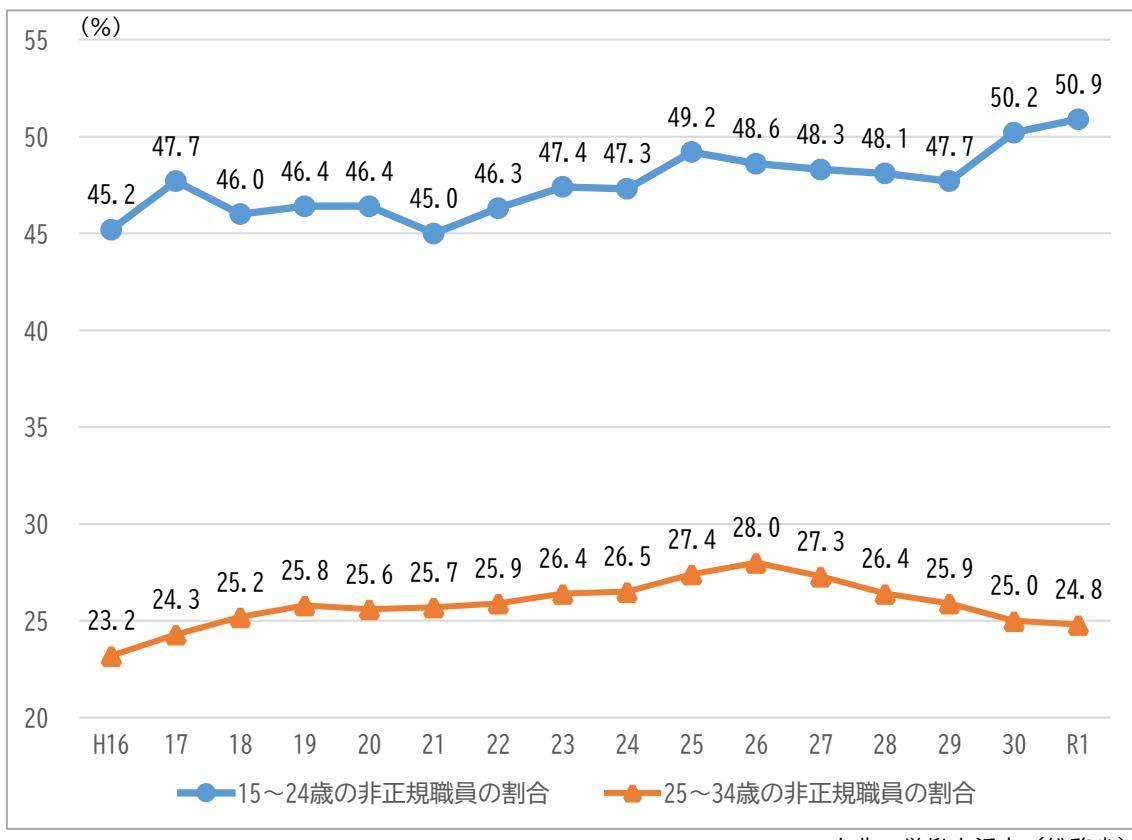
①非正規雇用の状況

◇ 本県における雇用者総数に占める非正規職員の割合は増加傾向。

総務省の「労働力調査」（令和元年）によると、令和元年の全国の非正規職員（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員など）の雇用者総数に占める割合は、15～24歳では50.9%と2年連続で増加しました。一方で、25～34歳では24.8%と5年連続で減少しています。【図表18】

また、総務省の「就業構造基本調査」（平成29年）によると、本県の雇用者に占める非正規の職員・就業者の割合は38.6%と、平成24年と比べ0.5ポイント増加するとともに、全国（38.2%）をわずかながらに上回っています。しかし、15～34歳までの若年者だけを抽出した場合、本県は30.6%となり、全国（32.9%）を下回っています。

【図表18】非正規職員の割合の推移（全国）



出典：労働力調査（総務省）

②非正規雇用である理由

- ◇ 非正規職員である理由は、男女ともに「自分の都合のよい時間に働きたいから」が最多。

総務省の「労働力調査」（令和元年）によると、非正規職員について、現職の雇用形態^{*}についての主な理由は、男性は「自分の都合のよい時間に働きたいから」が29.3%と最も多く、次いで「正規の職員・従業員の仕事がないから」が18.0%となっています。女性は「自分の都合のよい時間に働きたいから」が31.2%と最も多く、次いで「家計の補助・学費等を得たいから」が21.9%となっています。【図表19】

非正規雇用は、自分の都合のよい時間に働けるというメリットがある反面、労働者にとって不安定な雇用形態であることが多く、職業能力形成の難しさ、賃金格差等の課題があります。

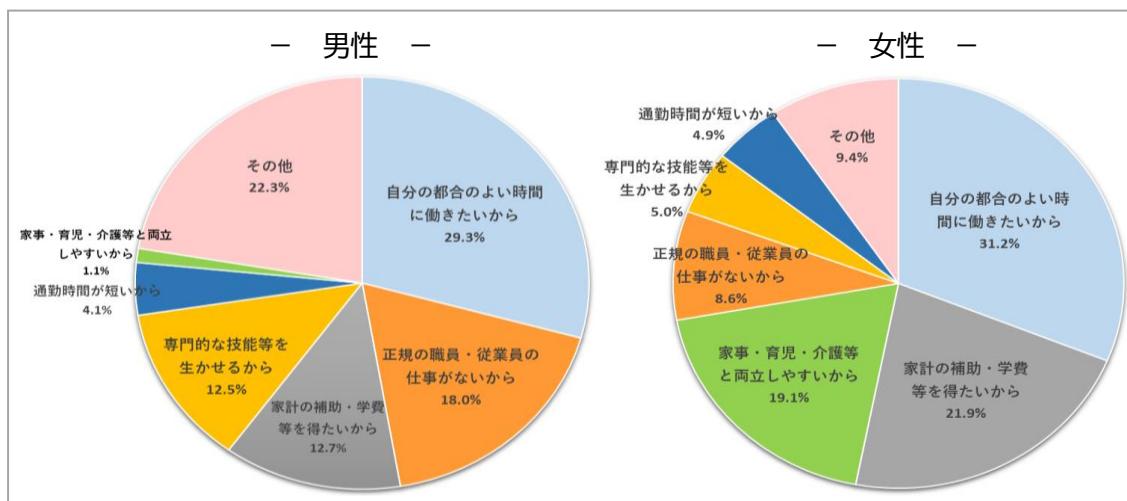
また、厚生労働省の「新規学校卒業就職者の在職期間別離職状況」（令和元年）によると、平成29年3月に大学などを卒業した新規学校卒業就職者の3年以内の離職率は、中卒者が59.8%と最も高く、次いで短大等卒が43.0%、高卒者が39.5%、大卒者が32.8%となっています。

* 雇用形態

企業とそこで働く従業員が雇用契約を締結するときの雇用契約の採用種別のこと。

「正社員」「派遣労働者」「契約社員」「パートタイム労働者」「短時間正社員」「業務委託（請負）契約」「家内労働者」「自営型テレワーカー」などがある。

【図表19】現職の雇用形態についての主な理由別非正規の職員・従業員の内訳（全国）



出典：労働力調査（総務省）

③若年無業者の状況

◇ 本県の若年無業者は約6,900人で若年者に占める割合は1.8%。

総務省の「労働力調査」（令和元年）によると、全国の若年無業者^{*}は、令和元年平均で約56万人と、前年に比べ約3万人の増加となりました。15～34歳人口に占める割合は2.2%であり、平成21年以降おおむね横ばいとなっています。【資料20】

また、総務省の「就業構造基本調査」（平成29年）によると、本県の若年無業者数は約6,900人で前回調査（平成24年）よりも約1,000人増加しています。また、15～34歳人口に占める割合は1.8%となり、全国（2.3%）を0.5ポイント下回っています。

若年無業者やその家族を支援している「岐阜県若者サポートステーション」における令和元年度の新規登録者数は171人（前年度197人）、延べ利用者数は4,944人（同5,501人）と、ともに減少しました。

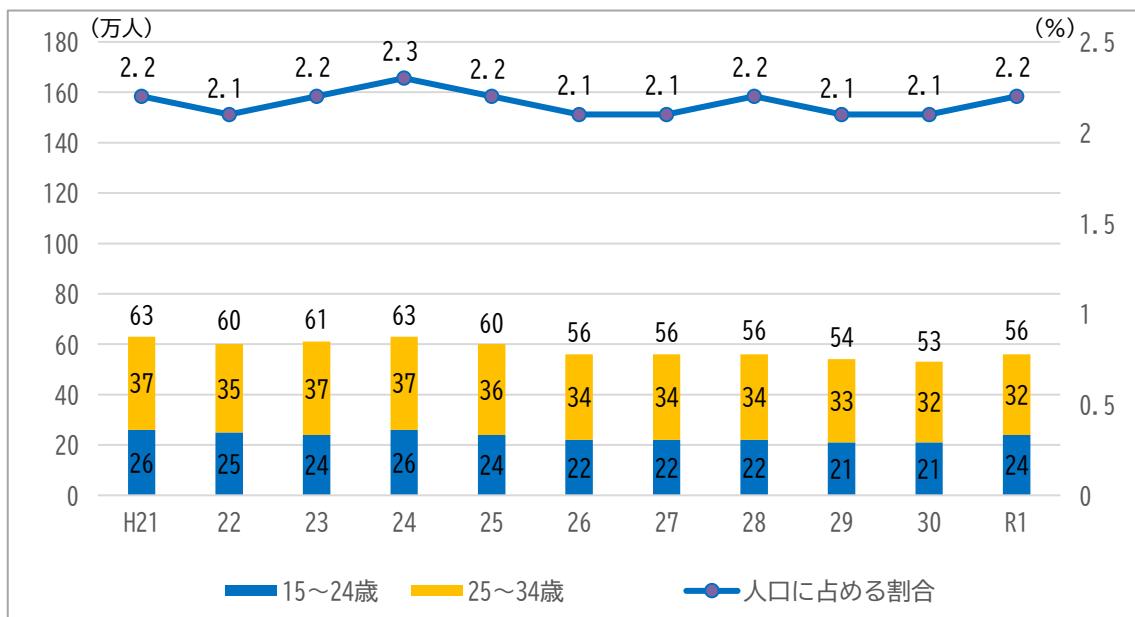
※ 若年無業者

15～34歳の無業者で家事も通学もしていない者のうち、以下（①及び②）の者をいう。

① 就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）

② 就業を希望していない者（非就業希望者）

【図表20】若年無業者数と15歳～34歳人口に占める割合の推移（全国）



出典：労働力調査(総務省)

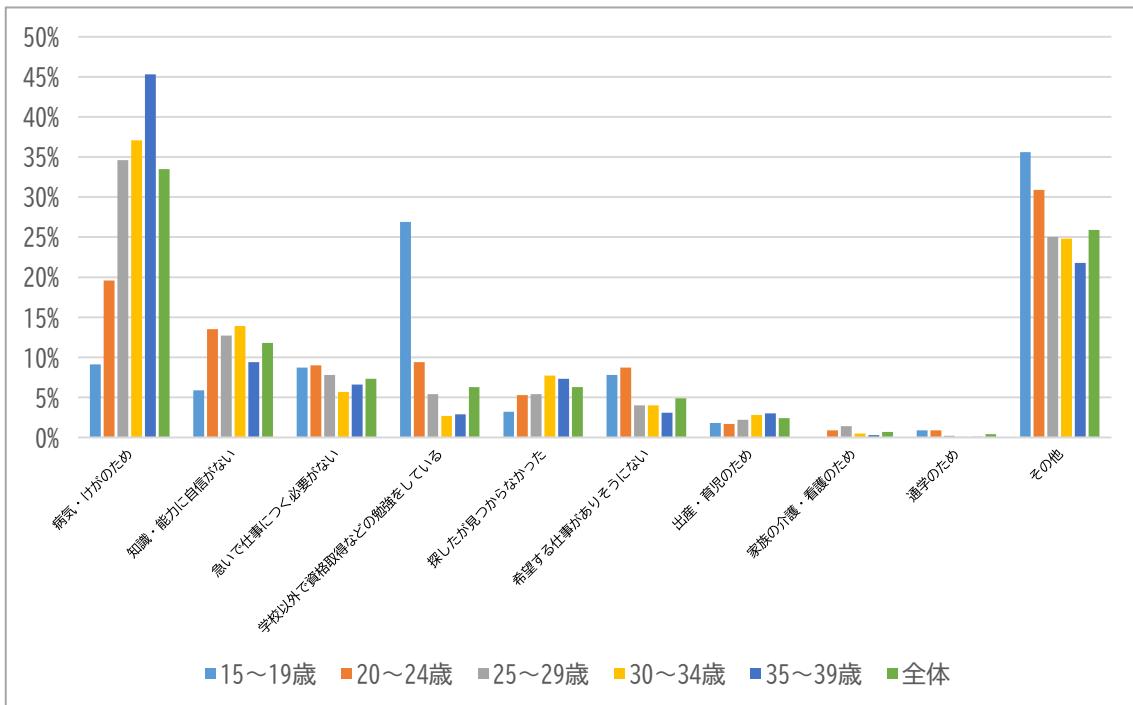
④若年無業者の背景

◇ 就業希望の若年無業者が求職活動をしない理由は、15～19歳は「勉強」が最も多く、20歳以上は「病気・けが」が最も多い。

総務省の「就業構造基本調査」（平成29年）によると、就業希望の若年無業者が求職活動をしない理由は、「病気・けが」が33.6%と最も多く、次いで「知識・能力に自信がない」が11.9%、「急いで仕事に就く必要がない」が7.3%、「探したが見つからなかった」と「学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている」がともに6.3%、「希望する仕事がありそうにない」が4.9%となっています。

年齢層別でみると、15～19歳では、「学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている」が26.9%と最も高く、次いで「病気・けがのため」が9.1%となっています。また、20～24歳では、「病気・けがのため」が19.6%と最も高く、次いで、「知識・能力に自信がない」が13.5%となっています。25～39歳では、「病気・けがのため」が34.6%と最も高く、次いで「知識・能力に自信がない」が12.7%となっています。【図表21】

【図表21】就業希望の若年無業者が求職活動しない理由（全国）



出典：就業構造基本調査（総務省）

(3) ひきこもり*の状況

①ひきこもりの若者の推計

◇ 岐阜県の「狭義のひきこもり」は約2,500人、「広義のひきこもり」は約7,600人と推定される。

全国の15～39歳の若者に対して内閣府が行った「若者の生活に関する調査」（平成27年）によると、家からは出ない、あるいは家から出ても近所のコンビニ程度といった状態の「狭義のひきこもり」の若者の数は、17.6万人と推計され、これに自分の趣味に関する用事のときだけ外出する状態を加えた「広義のひきこもり」の若者の数は、54.1万人と推計されています。【図表22】

また、本県の「岐阜県ひきこもり等に関する状況調査」（令和元年度）によると、本県における「狭義のひきこもり」は約2,500人、「広義のひきこもり」は約7,600人になると推定されています。【図表23】

* ひきこもり

様々な要因によって、社会的参加（就労、就学、家庭外での交遊など）を回避し、原則6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形で外出している場合を含む。）をいう。

【図表22】ひきこもりの定義・推計数（全国）

ふだんは家にいるが、近くのコンビニなどには出かける	0.35%	12.1万人	狭義の ひきこもり	広義の ひきこもり
自室からは出るが、家からは出ない又は、自室からほとんど出ない	0.16%	5.5万人	17.6万人	54.1万人
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときにだけ外出する	1.06%		準ひきこもり 36.5万人	

出典：若者の生活に関する調査（内閣府）

【図表23】15～39歳におけるひきこもりの推計数（岐阜県）

ふだんは家にいるが、近くのコンビニなどには出かける	0.35%	1,700人	狭義の ひきこもり	広義の ひきこもり
自室からは出るが、家からは出ない又は、自室からほとんど出ない	0.16%	800人	2,500人	7,600人
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときにだけ外出する	1.06%		準ひきこもり 5,100人	

出典：岐阜県ひきこもり等に関する状況調査（岐阜県精神保健福祉センター）

② ひきこもりになったきっかけ

- ◇ ひきこもりになったきっかけは、「不登校」と「職場になじめなかつた」が最も多い。
- ◇ 相談したい機関は、「親身に聴いてくれる（ところ）」が最も多い。

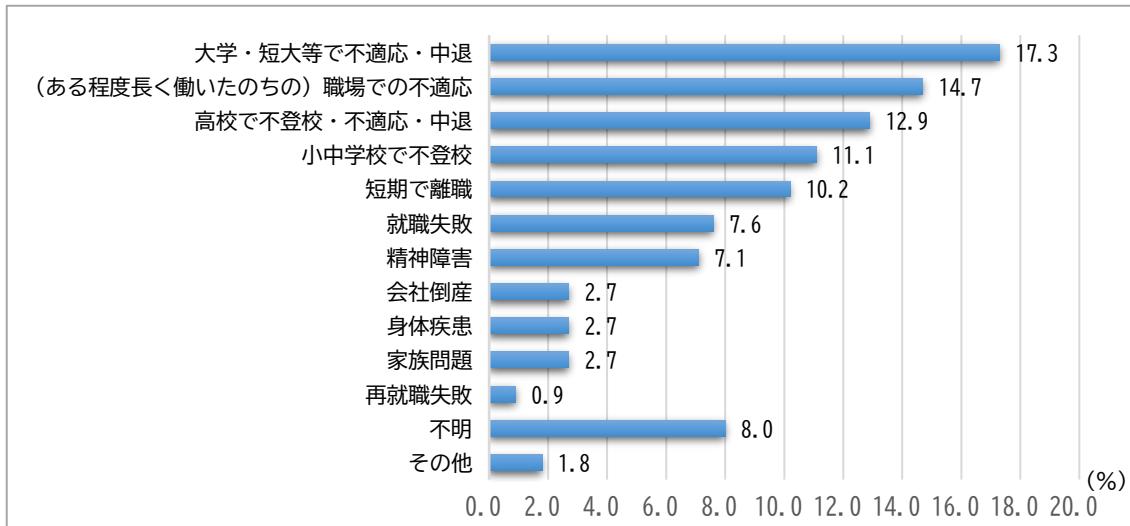
本県の「岐阜県ひきこもり等に関する状況調査」（令和元年度）によると、ひきこもりになったきっかけは、「大学・短大等で不適応・中退」が17.3%と最も多く、次いで「職場での不適応」が14.7%、「高校で不登校・不適応・中退」が12.9%、「小中学校で不登校」が11.1%となっています。【図表24】

また、内閣府の「若者の生活に関する調査」（平成27年）によると、ひきこもりの若者が感じる不安要素として、「家族に申し訳ないと思うことが多い」が69.4%と最も多く、次いで、「生きるのが苦しいと感じることがある」が44.9%、「絶望的な気分になることがよくある」が42.9%となっています。【図表25】

相談したい機関については、「親身に聴いてくれる」が30.6%と最も多く、次いで「無料で相談できる」が22.4%、「心理学の専門家がいる」「精神科医がいる」「自宅から近い」がともに16.3%となっています。しかし、「相談したくない」も28.6%あり、約3割の若者が相談に対して消極的になっています。【図表26】

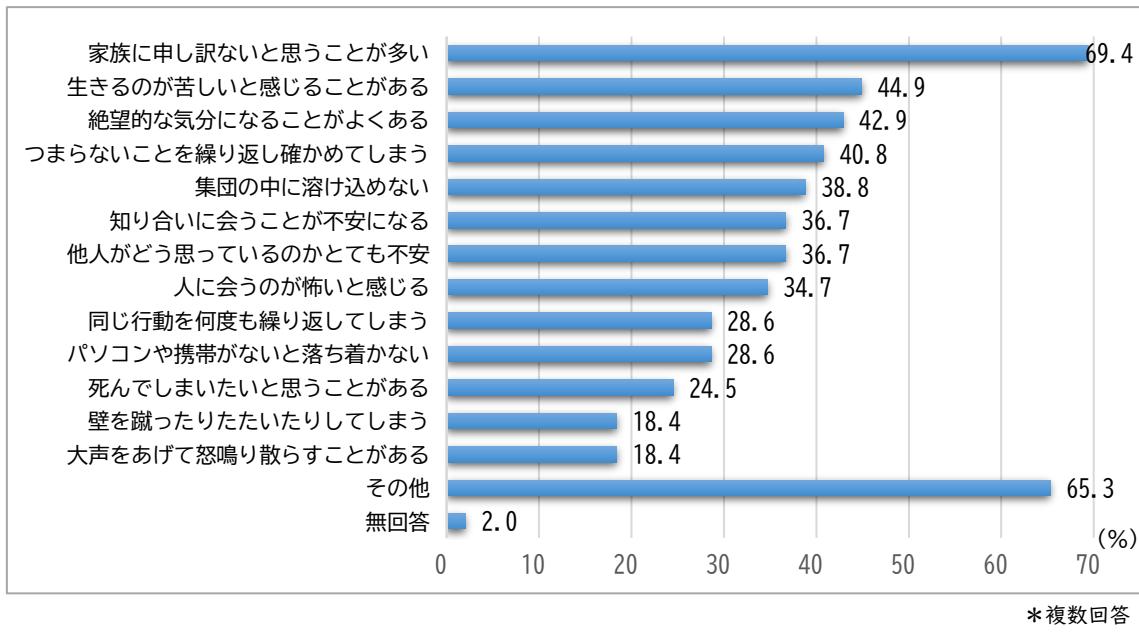
県では、精神保健福祉センターにおいて、ひきこもりの相談及び支援を行っており、令和元年度の相談件数は575件で、うち来所相談は321件、電話相談は254件となっています。

【図表24】ひきこもりになったきっかけ（岐阜県）



出典：岐阜県ひきこもり等に関する状況調査（岐阜県精神保健福祉センター）

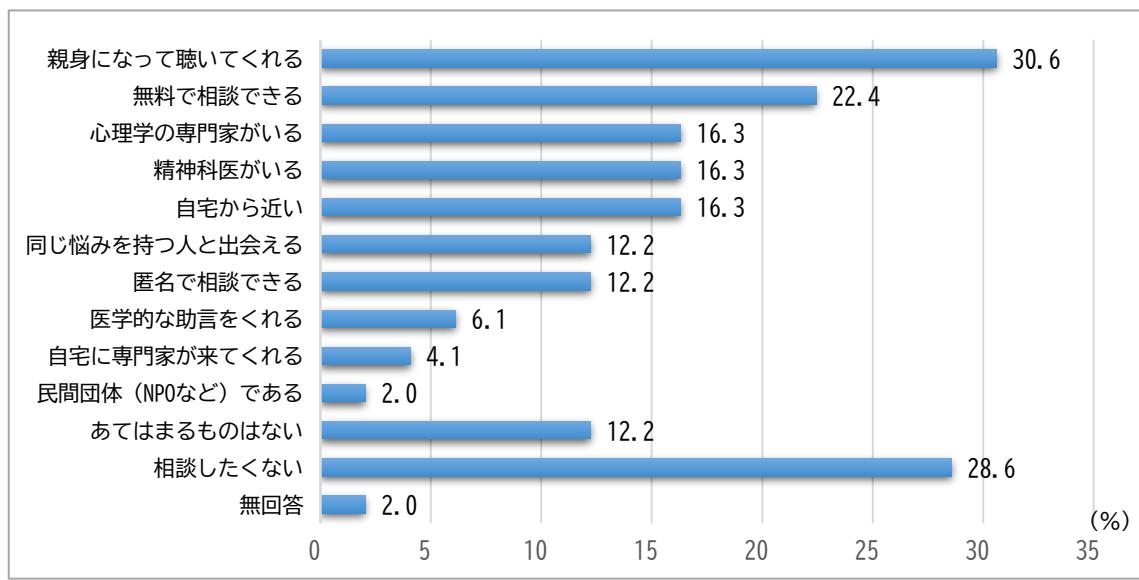
【図表25】ひきこもりが抱える不安要素（全国）



*複数回答

出典：若者の生活に関する調査(内閣府)

【図表26】相談したい機関（全国）



*複数回答

出典：若者の生活に関する調査(内閣府)



(4) 学校における問題行動の状況

①いじめの状況

- ◇ いじめの認知件数は増加傾向。
- ◇ スマートフォン等の普及により、「パソコンや携帯電話等による誹謗中傷」が増加。

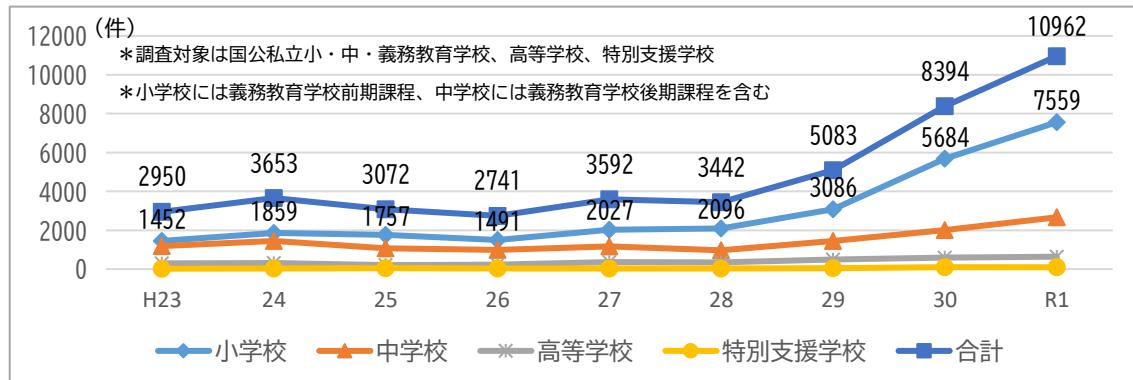
文部科学省の「児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和元年度）によると、本県における国公私立の小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校における児童・生徒のいじめの認知件数は10,962件であり、前年度の8,394件より2,568件増加しています。近年、全体的に増加傾向にあり、特に小学校での増加が顕著となっています。【図表27】

また、同調査によると、全国の公立小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめられた児童・生徒の相談状況では、「学級担任に相談」が80.8%、「保護者や家族等に相談」が21.6%の順で多かった一方、「誰にも相談していない」という回答が5.4%を占めました。

いじめの態様では、「冷やかしやからかい、悪口など」が61.9%と最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする」が21.4%、「仲間はずれ、集団による無視」が13.7%となっています。また、スマートフォンの普及により、「パソコンや携帯電話等による誹謗中傷」も近年、増加傾向にあるなど、いじめの形態に変化もみられています。【図表28】

また、文部科学省の「学力学習状況調査」（令和元年度）によると、「いじめはないことだ」ととらえている児童・生徒は、小・中学校ともに、95%を超えていませんが、約5%の児童・生徒が「そうは思わない」と回答しています。【図表29】

【図表27】いじめの認知件数の推移（岐阜県）



出典：児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

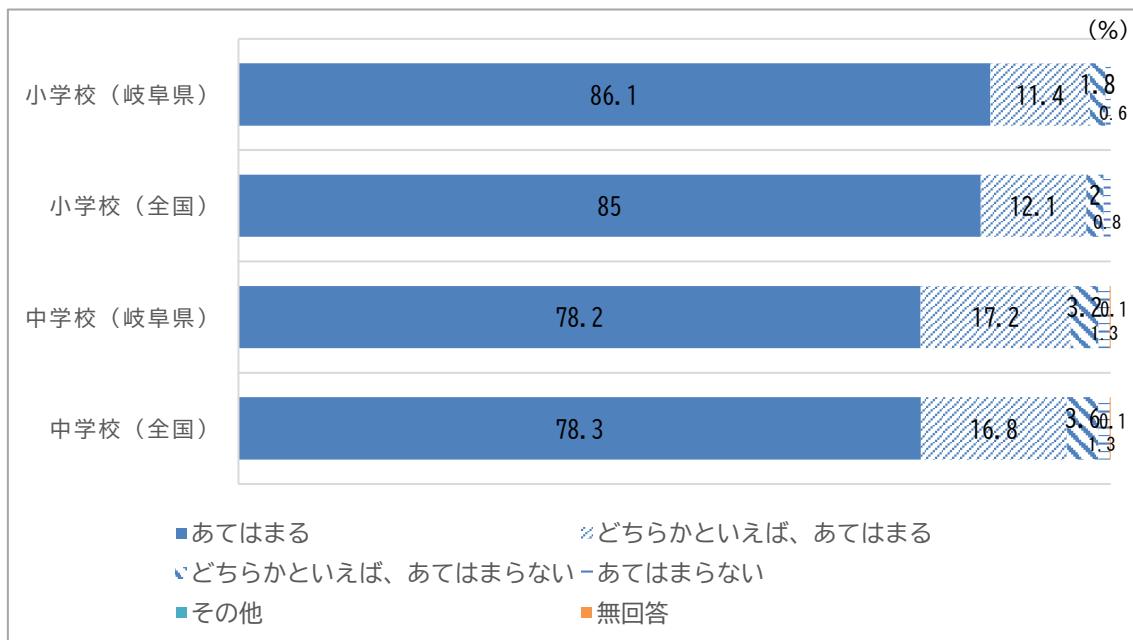
【図表28】いじめの態様（令和元年度：全国）

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	61.0	66.4	61.7	54.4	61.9
仲間はずれ、集団による無視をされる	13.9	12.4	16.2	7.3	13.7
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	23.6	13.7	9.8	22.0	21.4
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	5.7	4.5	3.6	6.9	5.4
金品をたかられる	0.9	1.1	2.6	2.3	1.0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	5.6	5.2	5.3	4.5	5.5
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	8.4	7.3	6.7	8.4	8.2
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる	1.2	8.1	18.7	8.1	2.9
その他	4.6	3.1	5.2	6.7	4.3

*調査対象は国公私立小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校

出典：児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

【図表29】いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか（岐阜県・全国）



出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

②不登校の状況

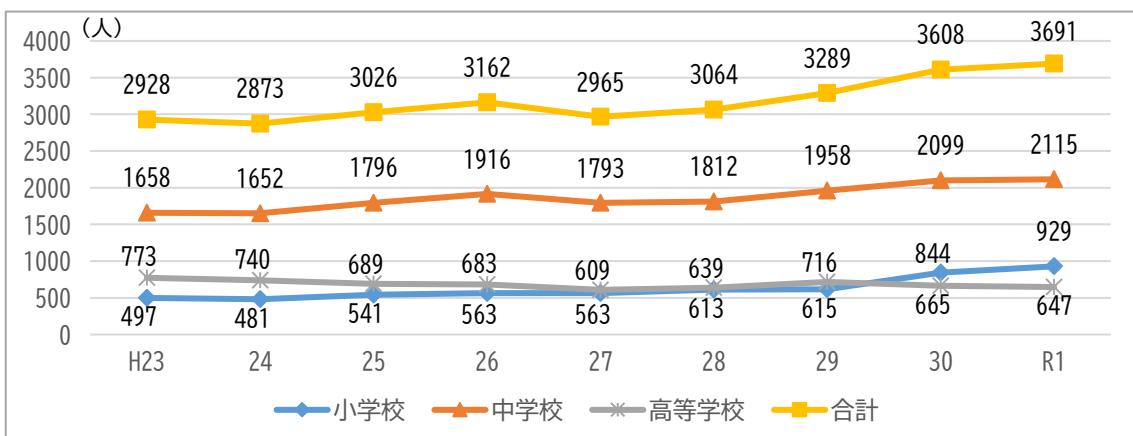
- ◇ 本県の小・中・義務教育学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数は、全国値を上回っている。
- ◇ 不登校のきっかけは「無気力の傾向」や「不安の傾向」の割合が高い。

文部科学省の「児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和元年度）によると、本県における県内の国公私立小・中・義務教育学校、高等学校の不登校（年間30日以上欠席）児童・生徒数は3,691人と、前年度より83人増加しており、特に小学校（義務教育学校前期課程含む。以下同じ）の増加率が高くなっています。【図表30】

また、児童・生徒数1,000人当たりの不登校児童・生徒数の児童・生徒数は、小学校が8.7人（全国8.3人）、中学校（義務教育学校後期課程含む。以下同じ）が38.2人（同39.4人）、高等学校が11.9人（全国15.8人）となっており、小学校で全国値を上回っています。

同調査によると、全国の小・中・義務教育学校、高等学校における不登校となったきっかけと考えられる状況は、小学校は「無気力・不安」が41.1%と最も多く、次いで、「生活リズムの乱れ、遊び、非行」が10.3%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が10.2%となっています。また、中学校は「無気力・不安」が39.5%と最も多く、次いで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が17.2%、「生活リズムの乱れ、遊び、非行」が8.6%となっています。高等学校では「無気力・不安」が33.8%と最も多く、次いで「生活リズムの乱れ・遊び・非行」が15.0%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が12.1%となっています。

【図表30】不登校児童・生徒数の推移（岐阜県）



※ 調査対象は国公私立小・中・義務教育学校、高等学校

出典：児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

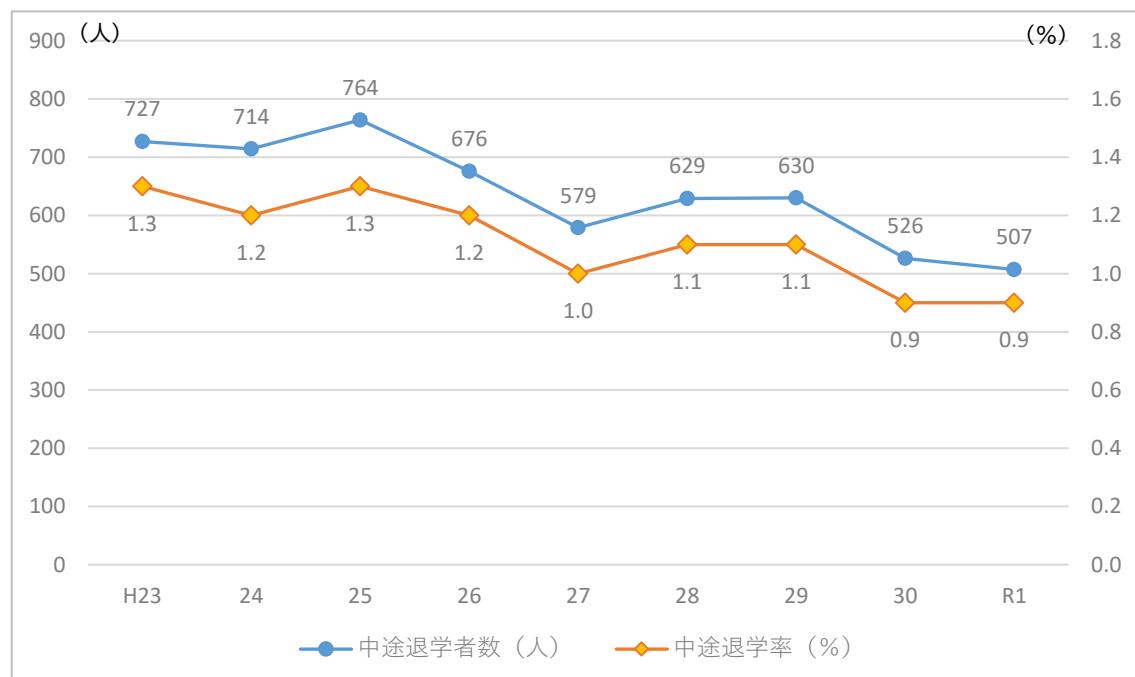
③高等学校における中途退学者の状況

- ◇ 本県の高等学校の中途退学者数は、2年連続で減少。
- ◇ 中途退学の理由は、「学校生活・学業不適応」が最も多い。

文部科学省の「児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和元年度）によると、本県における国公私立高等学校の中途退学者数は507人、中途退学率は0.9%となっており、減少傾向にあります。また、中途退学率は、全国値（1.3%）を下回っています。【図表31】

また、中途退学の理由としては、「進路変更」が43.2%（前年度33.4%）と最も多く、次いで「学校生活・学業不適応」が32.5%（同40.1%）、「学業不振」が8.0%（同10.5%）となっています。

【図表31】高等学校の中途退学者数と中途退学率の推移（岐阜県）



※ 調査対象は国公私立高等学校

出典：児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

(5) 障がいのある青少年の状況

①特別な支援が必要な児童・生徒数の推移

◇ 特別な支援が必要な児童・生徒数や全就学者に占める割合は、ともに年々増加。

県教育委員会の「岐阜県の特別支援教育」（令和元年度）によると、令和元年度の県内における特別支援学校の在学者数は2,610人であり、平成8年度から増加傾向にあります。

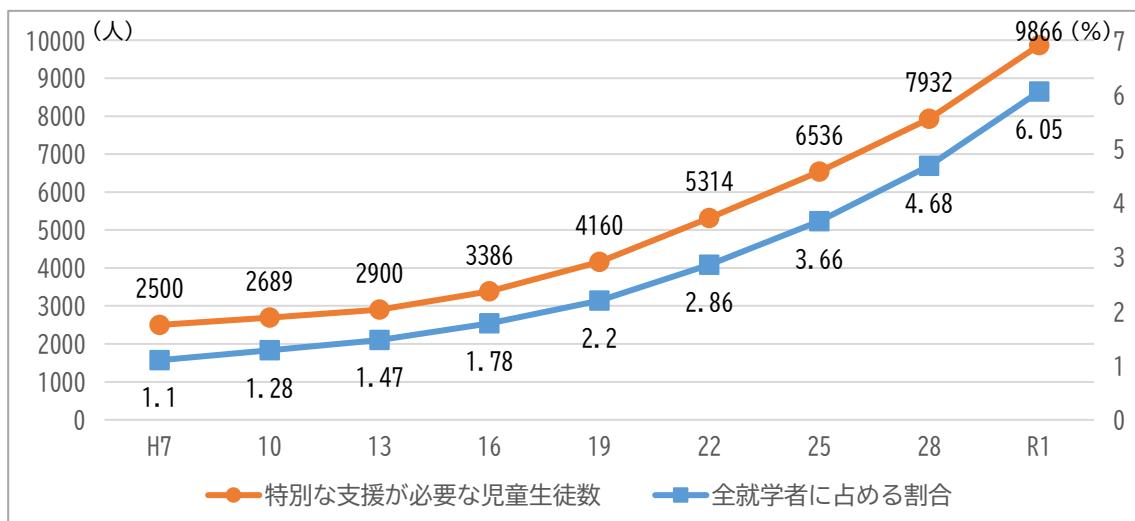
また、義務教育段階における特別な支援（特別支援学校、特別支援学級に在籍又は通級による指導）が必要な児童・生徒数は9,866人、全就学者数の6.05%となっており、ともに過去最多となりました。【図表32】

岐阜労働局の「障害者雇用状況の集計結果」（令和元年）によると、令和元年の県内の民間企業における雇用障がい者数は6,554.5人^{*}と、前年より3.8%増加し、過去最高を更新しました。実雇用率は2.17%と、前年より0.03ポイント上昇しており、全国の雇用率（2.11%）を上回っています。

※ 雇用障がい者数の算出について

身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者である短期労働者は、0.5人でカウント

【図表32】特別な支援が必要な児童・生徒数及び全就学者に占める割合の推移（岐阜県）



※ 平成14年度から国立小・中学校の児童・生徒数を含む

※ 障がいのある児童・生徒数は、義務教育段階において、特別支援学校もしくは特別支援学級に在籍し、または、通級による指導を受ける児童・生徒数の合計

出典：県教育委員会調べ

(6) 少年非行の状況

①刑法犯少年^{*}の推移

◇ 刑法犯少年の検挙・補導数は減少傾向にあるが、検挙・補導人員の割合は成人よりも高く、再犯率も高い。

岐阜県警察本部の「少年非行の概況」（令和元年）によると、本県における令和元年の刑法犯少年は400人と、前年に比べ、49人（14.0%）増えたものの、過去10年間でみると、減少傾向にあります。

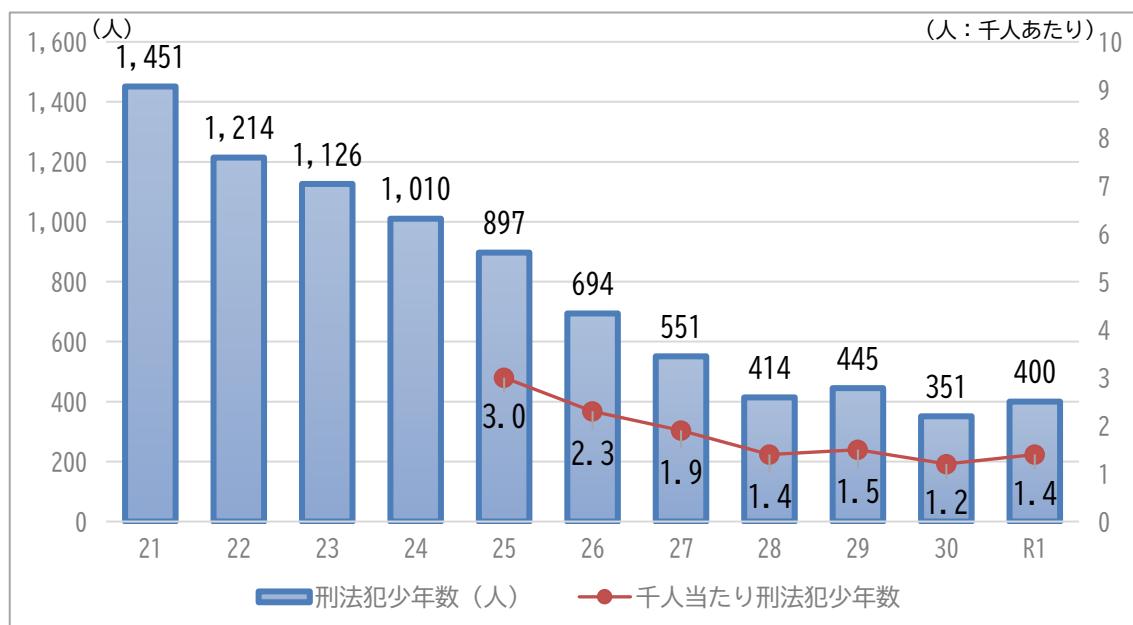
また、令和元年の6歳から19歳人口千人あたりの刑法犯少年数は1.4人と、平成25年の3.0人と比べ、ほぼ半減しています。【図表33】

本県の成人を含めた全刑法犯の検挙・補導人員（3,143人）に占める少年の割合は12.7%と、前年に比べ、0.7ポイント増加しましたが、全国平均（13.1%）を0.4ポイント下回っています。しかし、刑法犯少年の再犯者率は26.3%と、前年より0.4ポイント増加するなど、依然高い数値となっています。

※ 刑法犯少年

刑法犯で警察に検挙・補導された少年（犯罪少年・触法少年）をいう。

【図表33】刑法犯少年の年別推移（岐阜県）



*県外居住者、住居不定者の少年を除外して算出

出典：少年非行の概況（岐阜県警察）

②非行の状況

- ◇ 非行の中心は、万引き、自転車盗、オートバイ盗等の「初発型非行」。
- ◇ 不良行為では、「喫煙」、「深夜はいかい」が8割以上を占める。

岐阜県警察本部の「少年非行の概況」（令和元年）によると、刑法犯少年の犯罪を罪種別に見ると、本格的な非行の端緒となりやすい初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗等）での検挙・補導人員は、前年に比べ9.3%増加し、刑法犯少年の52.8%を占めています。

刑法犯少年の犯罪行為の原因・動機については、「所有・消費目的」が51.5%と最も多く、次いで「憤怒」が13.8%、「遊興費充当」が10.8%、「遊び・好奇心・スリル」が8.3%となっています。

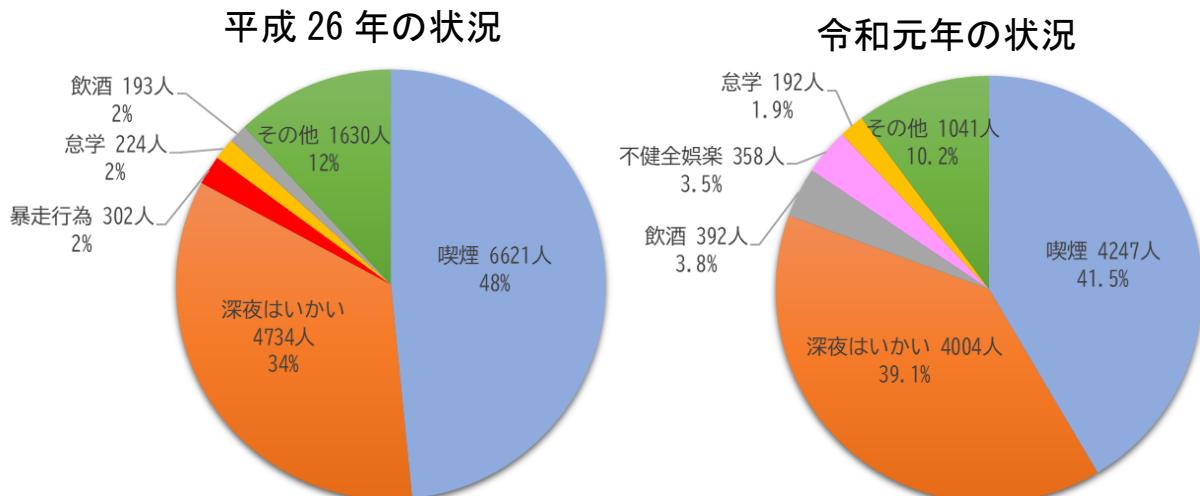
学職別では、中学生が30.5%と最も多く、次いで高校生が25.8%、有職少年が19.8%となっており、中学生・高校生が非行の中心となっています。

また、喫煙、深夜はいかい、暴走行為など、不良行為少年^{*}として補導された少年は、令和元年には10,234人となり、前年より447人増加しました。内訳は、「喫煙」が41.5%と最も多く、次いで「深夜はいかい」が39.1%、「飲酒」が3.8%となっています。【図表34】

* 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんかその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

【図表34】不良行為少年の行為別状況（岐阜県）



出典：平成 26 年および令和元年少年非行の概況（岐阜県警察）

③暴力行為の状況

- ◇ 県内の小・中学校、高等学校における暴力行為発生件数は増加傾向。
- ◇ 暴力行為の低年齢化が顕著。

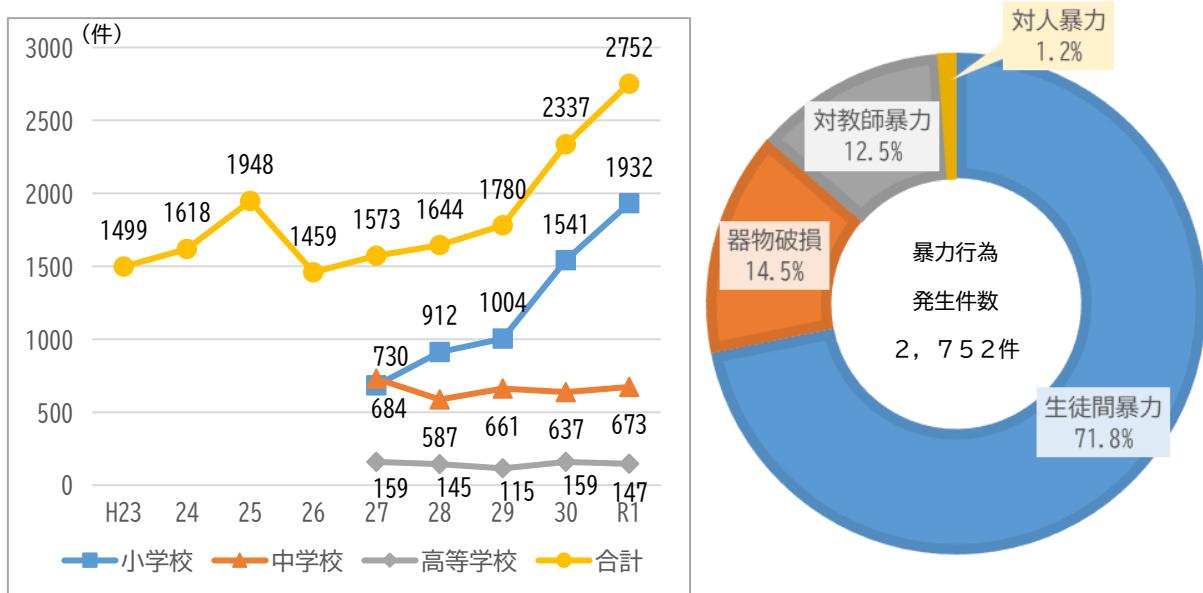
文部科学省の「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（令和元年度）によると、県内の国公私立小・中学校、高等学校における暴力行為の発生件数は近年増加傾向にあり、令和元年度は2,752件（昨年度2,337件）となっています。

また、児童・生徒1,000人あたりの発生件数は12.6件（全国6.1件）であり、前年度の10.5件（同5.5件）より増加しています。

校種別では、小学校が1,932件と最も多く、次いで中学校が673件、高等学校が147件となっています。特に、小学校での発生件数の増加率が高く、暴力行為の低年齢化が顕著になっています。

暴力行為の発生状況としては、生徒間暴力が71.8%と最も高く、次いで器物破損が14.5%、対教師暴力が12.5%となっています。【図表35】

【図表35】暴力行為発生件数の推移（左）と暴力行為別発生件数の割合（右）（岐阜県）



*調査対象は国公私立小・中・高等学校

出典：児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

(7) 子どもの貧困の状況

①子どもの貧困率

- ◇ 岐阜県における子どもの貧困率は7.2%。
- ◇ 全国の相対的貧困率*は近年、15.5%前後で推移。
- ◇ 「大人が一人の世帯」の貧困率が非常に高い。
- ◇ 就学援助を受けている小・中学生は、7年連続で減少。

本県の「岐阜県子ども調査」(平成30年)によると、本県における子どもの貧困率は7.2%です。調査方法等が異なるため、単純に比較はできませんが、厚生労働省の「国民生活基礎調査」(令和元年)によると、平成30年の全国の子どもの貧困率は13.5%で、子どもの約7人に1人が貧困状態となっています。【図表36】

厚生労働省の「国民生活基礎調査」(令和元年)によると、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯(いわゆるひとり親世帯)の貧困率は48.1%と、2年連続で減少していますが、大人が2人以上いる世帯(10.7%)に比べて、非常に高い水準となっています。【図表37】

また、同調査の各種世帯の生活意識をみると、母子世帯の86.7%が、「大変苦しい」もしくは「やや苦しい」と答えており、高い割合となっています。

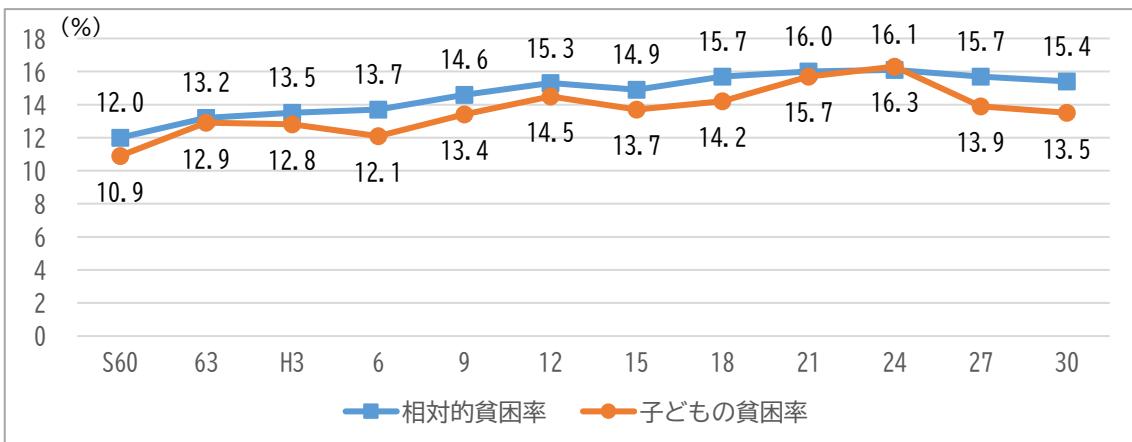
文部科学省の「就学援助実施状況等調査」(令和元年)によると、経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小・中学生は、平成30年度には約137万人となり7年連続で減少し、就学援助率も14.7%となり6年連続で減少しています。就学援助対象人数の主な減少要因として、「児童・生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」などが挙げられます。【図表38】

しかし、今もなお、親の年収や職業により、子どもが受ける教育の機会に格差があることや、貧困が世代を超えて継承される「貧困の連鎖」が問題となっています。

* 相対的貧困率

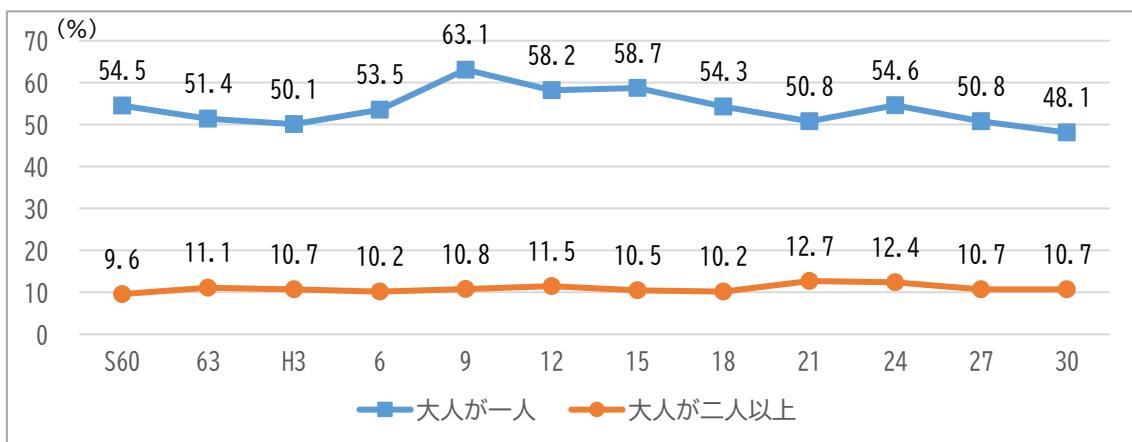
等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の貧困線(中央値の半分)に満たない世帯員の割合。可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう。

【図表36】貧困率の年次推移（全国）



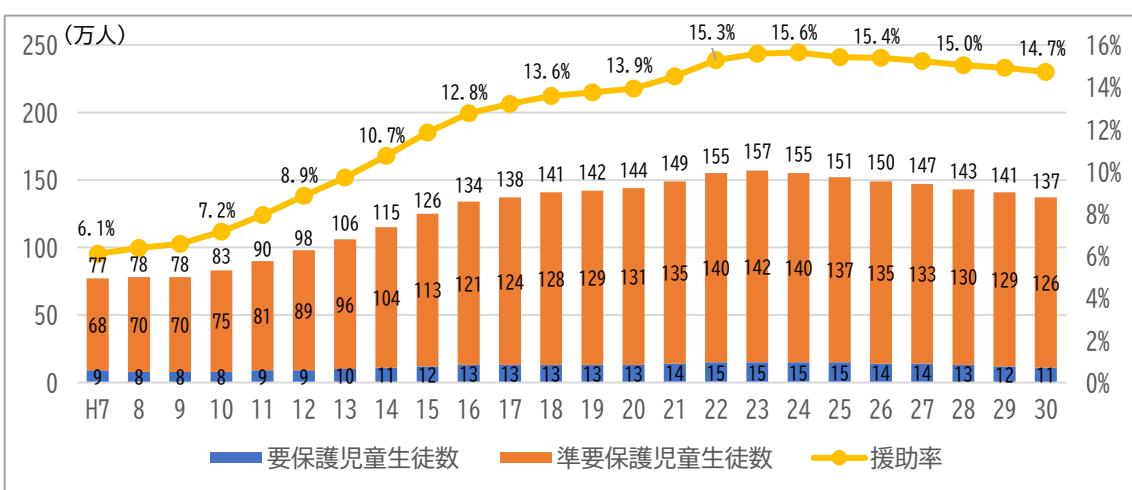
出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

【図表37】子どもがいる現役世帯の貧困率の年次推移（全国）



出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

【図表38】要保護及び準要保護児童・生徒数の推移（全国）



出典：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

(8) ネット依存の状況

①ネット依存の可能性が高い生徒の割合の推移

◇ ネット依存の可能性が高い生徒の割合が増加。

厚生労働省研究班の研究結果（平成29年）によると、全国のネットの病的使用者の割合は、中学生では12.4%（平成29年）であり、平成24年の6.0%から6.4ポイント増加しています。高校生では16.0%（平成29年）であり、平成24年の9.4%から6.6ポイント増加しています。【図表39】

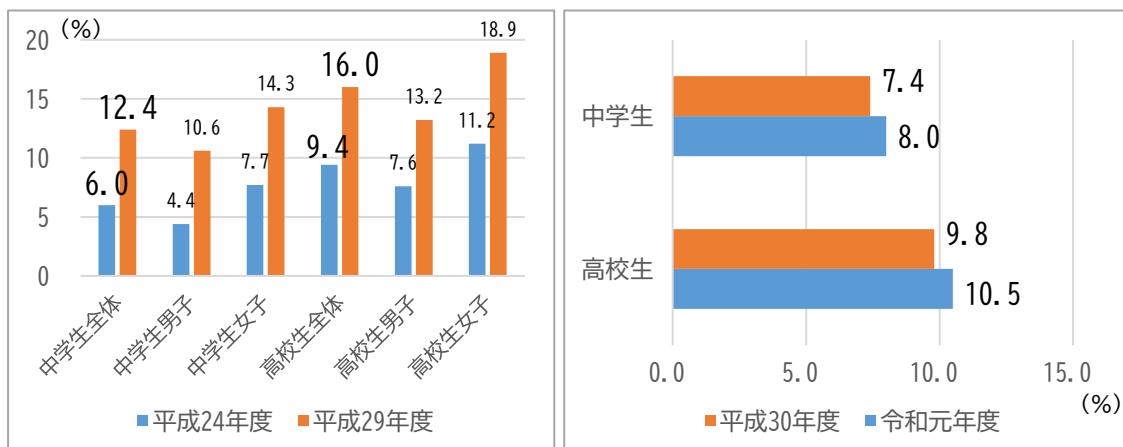
また、本県の「情報モラル調査」（令和元年度）によると、本県におけるネット依存の可能性が高い中学生の割合*は、8.0%であり、前年度（7.4%）より0.6ポイント増加しています。また、高校生の割合は、10.5%であり、前年度（9.8%）より0.7ポイント増加しています。【図表40】

* ネット依存の可能性が高い中学生の割合（「高校生の割合」も同じ）

岐阜県教育委員会が行っている「情報モラル調査」において、ネット依存傾向を尋ねた次の8項目のうち、「はい」と答えた数が合計5つ以上あった生徒の割合

- ①インターネットに夢中になっていると感じていますか。
- ②満足を得るために、インターネットを使う時間をだんだん長くしていかなければならぬと感じていますか。
- ③インターネット使用を制限したり、時間を減らしたり、完全にやめようとしたが、うまくいかなかったことがたびたびありましたか。
- ④インターネットの使用時間を短くしたり、完全にやめようとしたとき、落ち着かなかったり、不機嫌や落ち込み、またはイライラなどを感じましたか。
- ⑤使いはじめに意図したよりも長い時間インターネットに接続した状態でいますか。
- ⑥インターネットのために大切な人間関係、学校のことや、部活動のことを台無しにしたり、危うくするようなことがありましたか。
- ⑦インターネットへの熱中のしすぎを隠すために、家族、学校の先生やその他の人たちにうそをついたことがありますか。
- ⑧問題から逃げるために、または、絶望的な気持ち、罪悪感、不安、落ち込みなどといったやな気持ちから逃げるために、インターネットを使いますか。

【図表39】ネットの病的使用者の割合（全国）【図表40】ネット依存の可能性が高い生徒の割合（岐阜県）



出典：厚生労働省研究班研究結果（厚生労働省）

出典：情報モラル調査（岐阜県）

(9) 外国人児童・生徒の状況

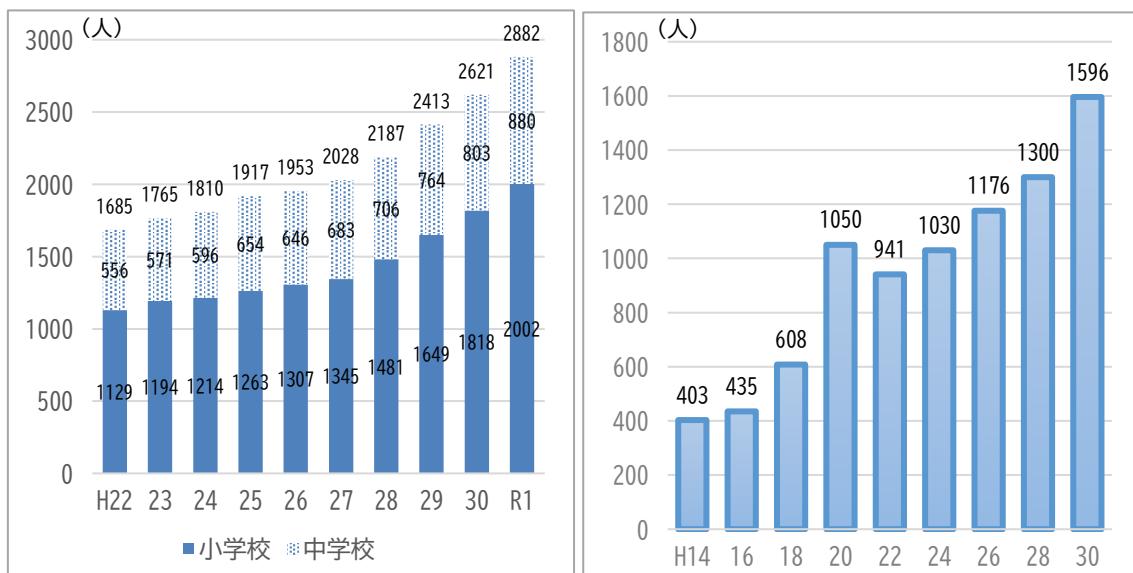
①外国人児童・生徒の推移

- ◇ 県内の外国人児童生徒数は、年々増加。
- ◇ 県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒数も増加傾向にある。

文部科学省の「学校基本調査」（令和元年度）によると、県内小・中学校の外国人児童・生徒数は年々増加しており、令和元年度は2,882人と、前年度より261人増加しました。【図表41】

また、文部科学省の「日本語指導が必要な児童・生徒の受入状況等に関する調査」（平成30年度）によると、平成30年度の本県における日本語指導が必要な外国人児童・生徒数は1,596人であり、平成22年以降、増加の一途をたどっています。【図表42】

【図表41】外国人児童・生徒数の推移（岐阜県）【図表42】日本語指導が必要な外国人児童・生徒数（岐阜県）



出典：学校基本調査（文部科学省）

出典：日本語指導が必要な児童・生徒の受入状況等に関する調査（文部科学省）



(10) 児童虐待の状況

①児童虐待相談対応件数の推移

◇ 県子ども相談センターの児童虐待相談対応件数は、3年続けて過去最多を更新。

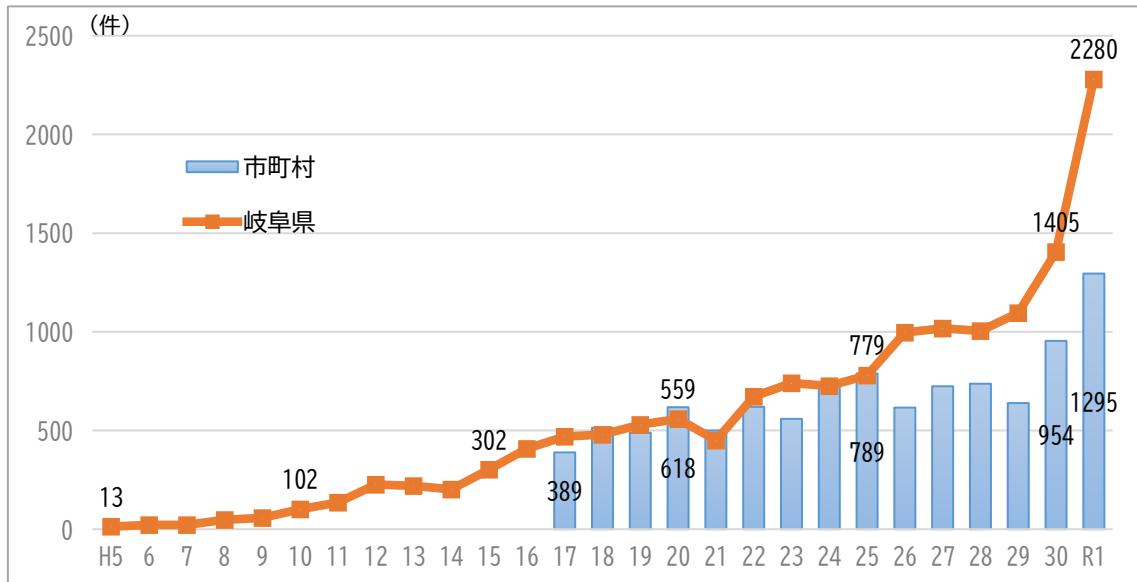
県子ども相談センターの児童虐待相談対応件数は、関係機関の啓発活動や連携強化、事件報道等による県民の関心の高まり等を背景に、3年続けて過去最多を更新しました。また、平成16年の児童福祉法改正により、現在、市町村が一義的な児童家庭相談業務を担っていますが、市町村の児童虐待対応件数は1,295件となり、こちらも過去最多となりました。【図表43】

児童虐待の種別では、「心理的虐待」が1,061件（全体の46.6%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が851件（同37.3%）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が338件（同14.8%）となっています。

被害児童の年齢構成は、「7～12歳」が928件（全体の40.7%）と最も多く、次いで「3～6歳」が546件（同24.0%）、「0～3歳未満」が356件（同15.6%）となっています。

主な虐待者は、「実母」が1,091件（全体の47.8%）と最も多く、次いで「実父」が868件（同38.1%）となっています。

【図表43】児童虐待相談対応件数の推移（岐阜県）



出典：岐阜県子ども家庭課調べ

(11) 自殺の状況

①青少年の自殺の状況

- ◇ 全ての年齢階級の中で、10歳代のみ自殺者数が増加。
- ◇ 自殺が、15～39歳の死因の第1位。
- ◇ 原因・動機の第1位は、19歳までは学校問題、20～39歳は健康問題。

厚生労働省と警察庁がまとめた「令和元年中における自殺の状況」によると、20歳から39歳までの子ども・若者の自殺者数（全国）は減少傾向にありますが、唯一10歳代だけは、自殺者数が3年連続で増加しています。【図表44】

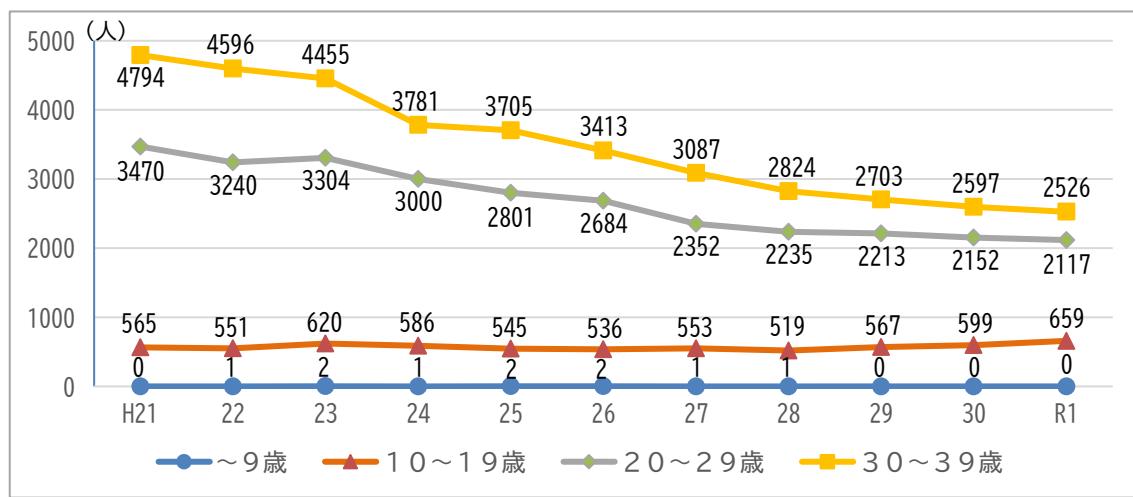
また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、各年代において、自殺者数の増加が懸念されています。

本県においては、15～39歳の死因の第1位が自殺となっています。平成25年と比べると、15～39歳の自殺者数は99人から74人に減少しているものの、新たに自殺が15～19歳の死因第1位になるなど、依然として、自ら命を絶つ若者が多い状況です。【図表45】

また、国際的にみても、15～34歳の若い世代で死因の第1位が自殺となっているのは、先進国（G7）では日本のみであり、その死亡率も他国に比べて高いものとなるなど、深刻な問題となっています。

自殺の原因・動機については、19歳までは「学校問題」が32.7%で最も多く、20～29歳は「健康問題」が31.9%、30～39歳も「健康問題」が37.5%で最も多くなっています。【図表46】

【図表44】年齢階級別自殺者数の推移（全国）



出典：令和元年中における自殺の状況（厚生労働省・警察庁）

【図表4 5】若者の死因（岐阜県）

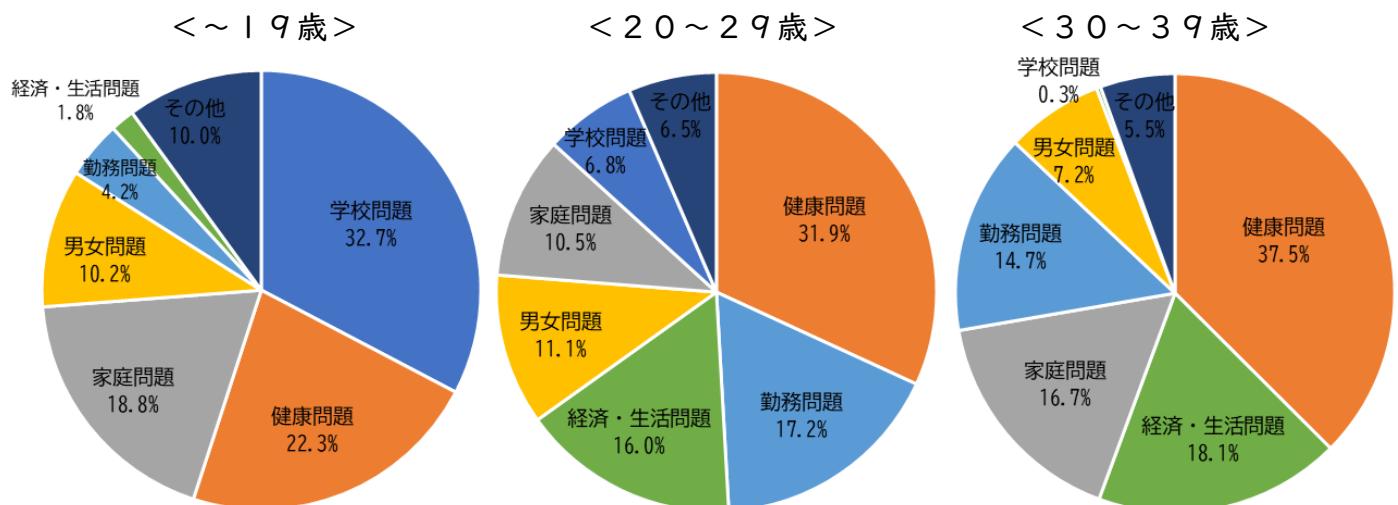
(人)

年齢 階級	第1位			第2位			第3位			死者総数
	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	
10~14	不慮の事故	2	2.1	悪性新生物	1	1.0	その他の新生物	1	1.0	6
15~19	自殺	6	5.8	不慮の事故	5	4.8	心疾患(高血圧等)	2	1.9	17
20~24	自殺	10	11.3	不慮の事故	6	6.7	悪性新生物	3	3.3	27
25~29	自殺	20	22.3	悪性新生物	5	5.5	不慮の事故	5	5.5	39
30~34	自殺	14	13.7	悪性新生物	9	8.8	不慮の事故	6	5.8	46
35~39	自殺	24	20.4	悪性新生物	22	18.7	心疾患(高血圧等)	7	5.9	81

※死亡率は、人口10万対比

出典：平成29年衛生年報（岐阜県）

【図表4 6】年齢階級別、原因・動機別自殺者数の割合（全国）



出典：令和元年中における自殺の状況（厚生労働省・警察庁）



3 青少年育成支援に対する県民の意識

計画の策定にあたって、県内各圏域で10回にわたって県民の皆さんとの意見交換会を実施し、計画の直接の対象者である青少年（中学生、高校生、専門学校生、大学生、若者サポートステーション利用者）、困難を有する青少年の保護者等から広く意見をいただきました。

<県民の皆さんの意見>

(1) 青少年の現状について

① コミュニケーション能力について

- ・SNSへの依存心が強く、会話ではなく文字でのやりとりが中心。コミュニケーション能力が低下しており、社会に出てより多くの人とコミュニケーションをとることになったとき、自分の意見をはっきりと言えなくなってしまうのではないかと不安になる。
- ・スマートフォンが普及し、実際に会わなくてもSNSなどを通してやりとりができるようになり直接人と会話する機会が減った。
- ・スマートフォンの普及により、しゃべらなくてもSNSでつぶやけるようになり、相手の気持ちを考える力が弱くなっているように感じる。
- ・社会全体の問題として考えるべきであり、地域・家庭・学校がもっと子どもに寄り添い親身になって話を聞く必要がある。たとえば、家族・家庭内で朝食、夕食の際に話し合いをする。青少年が何でも気軽に話せる、発言できる場づくりをし、大人は子どもを信じて接することが重要。

② いじめ問題について

- ・SNSやゲーム機器によって、対面による人とのコミュニケーションが少なくなり相手のことを思いやる気持ちが育ちにくくなっていると感じる。それによりいじめなどが起きやすく、解決方法も難しくなっている。
- ・自分の立場からしか物事が考えられない人が増え、正義だと思って人を傷つけてしまうことがある。最近の情報番組でもその様な風潮があるように思う。
- ・いじめは子どもから大人までどの世代でも起こる問題である。
- ・相手の気持ちを思いやる余裕がなくなってきたいると思う。
- ・大人は子どものためにも正しい行動をするべき。私たちが学校で人権について学んだり考えたりするように、職場でもみんなで考える機会や声かけを行うことが必要。

- ・いじめの加害者に対して、カウンセリングなどをしていじめをする原因を見つけ、対処することが必要。
- ・教員にもいじめ問題に対する考え方には温度差が大きくあると感じている。教員の認識を温度の高い方に統一してほしい。
- ・岐阜市では、いじめ対策を強化している。県内の他の市町村でも岐阜市と同様の対策をとってほしい。

③ 正義感・マナー意識について

- ・正しくないことをしている人がいても注意することができない。正しいことが通らない雰囲気が問題だと思う。
- ・日常生活の中で挨拶ができない子どもが増えているように思う。また、言われたことしかできない子どももいる。
- ・問題行為をインターネット上に投稿するなど、非常識な問題が多くみられる。加害者が自己顯示欲の満たされない日常を送っているのが原因ではないか。
- ・人生の先輩に教えてもらえる場があるともっとよい。

④ 将来への夢や希望について

- ・学校、部活動、習い事、塾、友人関係等それぞれにやりたいことより、やらなければいけないことが多く子どもも大人も忙しすぎる。自分自身と向き合い、好きなことや得意なことをじっくり見つめる時間がないと思う。
- ・夢や希望が持ちにくい状況を作っているのは学力主義の教育だと思う。課外活動に取り組み、社会に対する問題意識や学ぶ目的をもっていてもあまり評価されないことが問題だと思う。
- ・大学を選択するとき将来のことを考えずに選択し、大学卒業時も就職活動がうまくいかなかった。
- ・小学校や中学校の時に多くの職業に触れる機会を設け、いろいろな生き方があることを知識として知っておく必要がある。幼少期の体験は心に残るので大人になって職業選択で悩む生徒が減ると思う。
- ・学校でディベートの時間をつくるとよい。考える力や物事を多角的に見る力をつけることで職業選択時にも役立つはずである。
- ・子どもたちの興味や特色を理解し、伸ばす環境や教員が子どもたちの選択の多様化（学校に行かないという選択など）を受け入れるなど教育システム全体を改善する必要がある。

(2) 困難を有する青少年の支援

① 不登校・ひきこもりについて

- ・小・中学校、高等学校での不登校やひきこもりが増えている。周りの環境が原因で心を閉ざしている気がする。これから社会に出て生きていく上で、人とのコミュニケーションをとることがより重要になる。
- ・勉強がわからないとき、わからないと言いづらい。勉強がだんだんわからなくなり、学校へ行きたくなくなる。そのうちに不登校になってしまう。
- ・人間関係に不安を抱えている人が不登校やひきこもりになりやすいと思う。
- ・不登校やひきこもる人の苦しい気持ちをわかってあげることが第一歩。そのため、学校の先生やカウンセラーが定期的に家庭訪問することが必要。
- ・義務教育の期間中から、子どもたちが主体的に学ぶことができるような構造にする必要がある。教師、子どもともにやらなければならないことが増えており、疲弊している。不登校やひきこもりはこうした学校生活に対応できなかつたことが要因だと思う。

② セクシャルマイノリティについて

- ・セクシャルマイノリティの人に対し、理解を深め、優しく接する人がいる反面、否定的であったり、偏見を持ったりする人もいる。性別を男女だけで分けている空間は生きづらい。
- ・セクシャルマイノリティについて学ぶ機会を増やすことが必要。

③ 支援窓口について

- ・子どもの悩み、親の悩みを気軽に相談できる場所が少ない。
- ・大人には相談せずにネットの中で相談することが多かった。大人に相談しなかったのは、誰に相談していいのかわからなかったことと、相談したら学校に知らされるのではないかという不安があったから。
- ・相談窓口を拡充し、気軽に相談できる体制づくりが必要。

④ 就労支援について

- ・現在、職業選択で苦しんでいる。学生時代に職業に興味を持てなかつた自分と興味を持つための機会をあまり提供できなかつた教育の双方に問題があると思う。
- ・年齢が若くないので職業の選択肢が狭くなっている。
- ・長期間、職を離れている人を採用する企業に助成をし、採用しやすい環境を整備してほしい。

⑤ ネット依存について

- ・インターネットの利用時間が長く、また言いたい放題、やりたい放題になりやすいと感じる。そのため利用者側にもマナーや正しい知識が必要であり、それを教育する場を十分に作る必要がある。しかし現状として、学校や地域・家庭によって教育の格差が生じていると感じており、学校などの現場任せでは足りないのでないかと考える。
- ・SNSから離れられず、利用が深夜に及ぶなど、生活リズムの乱れが生じる可能性がある。早寝、早起き、朝ごはんなど、心身ともに健全な生活習慣が青少年には大切であり、そこからいろいろなことが始まっていくと考える。
- ・SNSのメリット、デメリットを繰り返し話し合う機会をつくることが大切だと考える。例えば、インターネットの長時間の使用は、視力が悪くなる、学習意欲が下がる、睡眠不足になる等の心配がある一方、グローバル化、情報通信技術（ICT）の進展が進む時代に即した有用なスキルであることも事実である。若い世代である青少年の方がICTに関する知識を持っているので、大学生、高校生、中学生、小学生が一緒にになって考え合うことが大切。
- ・親世代への教育として、子どもたちの現状理解、ルール作り、インターネットマナーの学習が大切。また、学校において専門家による講話と話し合いを行うことで児童・生徒主体の意識改革も同時にを行うことが大切。
- ・専門員を計画的に幼・保・小・中学校・高等学校へ派遣し、教員研修や青少年への授業を行う。さらに、専任の情報教育担当者を学校に置き、指導を徹底することが大切。

⑥ 支援する立場から

- ・スマートフォンをはじめとした未成年者のインターネット利用に絡む事件、事故は後を絶たない。子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しており、大人側も把握、理解が追いつかない状況である。
- ・スマートフォンの利便性を考えれば、ICT教育がますます盛んになることは青少年の勉強の一つとしてとても大切なことである。しかしその一方で、隣にいる人にもスマートフォンで用事が済んでしまうため、青少年のコミュニケーション能力の低下が危惧される。やはり、隣人とは向き合って、目を見て話すことによって、心と心のつながりが出来ると考えるため、人と人・家庭・地域がお互いに心を開くことで解決につながるのではないか。
- ・子どもたちと直接接していると、どの子にも優しさや純粋さがあり、子どもの本質は変わっていないと感じる。社会の中で生きにくくなっているではないか。

(3) 家庭

① 家族との団らんについて

- ・最近、スマートフォンの利用者が増えたことで、家族との会話や団らんが減り、お互いのことを知る機会が減ったように感じる。だから、困った時に相談しづらい。
- ・親も子もスマートフォンに夢中になり、団らんの時間が減少。コミュニケーション能力の低下にもつながる。
- ・家族間のコミュニケーションがないと、いじめ等の問題が生じた場合に相談できず、一人で抱え込む状況をつくってしまう。
- ・若くして犯罪に手を染めてしまう人たちに共通することが、親からの愛情不足、家族内でしっかりコミュニケーションがとれていないことが挙げられる。家族とのつながりが改善されれば、他の課題も解決されていくと思う。
- ・部活動の時間や働く時間を減らし、家族の団らんの時間を増やす取組が必要。
- ・親が短い時間であっても子どもと向き合う時間を作ることが必要。可能な限り、三世代が一緒に生活することで、親の仕事が忙しい場合でも祖父母が子どもと一緒に過ごすことで子どもを一人にさせないことが必要ではないか。

② 子どもへの虐待について

- ・ニュースで子どもへの虐待をよく見かける。虐待された子どもが親になったとき、自分の子どもに同じことをしてしまうということが繰り返されやすい。
- ・虐待、育児放棄によって傷ついた体や心は成長過程で悪影響を及ぼし、問題行動や自己肯定感の低さ、ひきこもりなどの原因にもなると思う。
- ・虐待を受けた子どもは心に傷を負っているが、虐待が解決した後のフォローが少ないとと思う。
- ・子どもの悩み、親の悩みを気軽に相談できる場所が少ないと思う。
- ・地域との関わりが少なくなったことも原因の一つではないか。母親が相談しやすい雰囲気をつくったり相談会を開催したりし、心身にストレスをためないようにする必要がある。
- ・保護者に対する家庭訪問を繰り返したり、育児支援のためのアドバイスをしたりする。また、子どもと親が一緒に体験しながら学べるところがあるといい。
- ・子どもが安心してSOSを出せる環境や仕組みづくりが必要だと思う。また、子どもが出すSOSを学校の先生や関係機関が見逃さないようにする。
- ・「家事は女性がする」という風習がまだ残っており、共働きが多い現代では、女性の負担になっている。家事・育児を母親任せにせず、家族ぐるみで分担、協力することが必要。

- ・子育てに困っている親のサポートをもっと充実させるとよい。
- ・シングルマザーへの配慮として、同じシングルマザー同士が交流できる場を設けたり、インターネットでいつでも相談できるようにするとよい。
- ・保護者に対する家庭訪問を繰り返したり、育児支援のためのアドバイスをしたりする。また、子どもと親が一緒に体験しながら学べるところがあるといい。

(4) 地域について

① 地域とのつながりについて

- ・地域の行事に参加する人が減っている。このままでは伝統行事もなくなる。
- ・子どもの頃は地域行事にも参加しており交流はあったが、高校生になると地域との関わりはほぼなくなった。
- ・アパートで一人暮らしをしていると隣人さえ知らない状況。もっと地域の人と交流する機会があるとよい。
- ・災害時に地域でお互いに助け合いができるか不安。地域のつながりがあれば、お互いにケアできることもある。特に高齢者には積極的に声をかけて関わっていくことが必要。
- ・困ったことがあったとき力になってもらうことができるので地域の方々とのつながりを深めることが必要。例えば、自治会で積極的に参加できるようなイベントを企画するなど。
- ・若者が行事などに多く参加できるように、行事などを行うとき、ボランティアの募集を小・中学校に向けて行う。
- ・地域で意見交換会を行う。若い人の意見や高齢者の方の意見を聞くことができるし、議論が繰り返されることでつながりが自然にできていくと思う。
- ・地域では周りに关心を持つ姿勢やお互いさまの関係を大切にするとよい。

② ふるさとへの愛着について

- ・岐阜県は自然もあり、スーパーなどのお店もあるので、住みやすい県だと思うが、岐阜県に愛着があるかと聞かれたら田舎というイメージが強くあまり愛着はない。
- ・住んでいる地域の特色や歴史を話せる若者が少なく、観光客よりも地域の知識が乏しい状態である。
- ・地元で働く人が減り、伝統文化を受け継ぐ人も減少。少子高齢化による住みづらさが進み、よいまちがよくないまちへ変わってしまう危険がある。
- ・地元は愛着があり好きだが、働く場所が少ないため、戻りづらい。

- ・他地域との違いや岐阜県の名産品やおいしい食べ物などを紹介するイベントやPR活動などをしてみると、みんなが楽しめるような愛着がわく。
- ・ふるさと学習を行い、ふるさとのよさを感じるために、伝統文化の体験、自然や町並みを見学、地元の課外学習などを行い、ふるさとの好きなところ、お気に入りのところを発見してもらうことが必要。

③ 地域の子育て体制について

- ・地域の人が学校や家庭と連携し、もっと子どもに寄り添い、見守っていくことが必要。
- ・地域の包容力が低下しているように思う。子どもを育成・指導するのは家庭だけではなく、地域全体の役目もあると思う。
- ・地域の力は不可欠。地域力の向上が必須。

④ 子どもの居場所について

- ・家庭の中に居場所がない子どもたちが気軽に立ち寄れるような居場所づくりが必要。
- ・小さな子どもから高齢者までみんなが気軽に安心して楽しめるような無料で利用できる施設があるとよい。
- ・学校に行けなかつたが、近くの児童館には居場所があり、立ち直って大学進学もできた。地域にどのような居場所があるのか、知らないと行くことはできないので、多くの人に居場所の存在を知ってもらう必要がある。また、居場所は1つではなく、選択できるとよい。

⑤ 地域の安全について

- ・街灯が少なく、道が整っていないため、安心して外出できない。
- ・昼夜問わず暴走族のバイクの騒音や明らかにスピードを出し過ぎている自動車などが近くを通るため、住みにくさを感じる。
- ・登下校時の一部の道が狭く、車が頻繁に通るので危ない。時々、ものすごくスピードが出ている車がいて恐い。



(5) 社会環境の整備

① インターネット（SNS等）を通じた被害、いやがらせについて

- ・SNSで投稿を特定の人（友人など）だけしか見られないように設定していても、友人から投稿内容が拡散されることもあり、安易に個人情報を投稿することは危険。そのため、自分でプライバシーを守れない年齢の子どもが使うと本当に危険だと思う。また、知らない人とDM（ダイレクトメッセージ）でやり取りして、実際に会う人もいる。
- ・SNSが普及してから本人の見えないところで悪口を書くいじめや、教師間でさえもいじめがはびこっており、社会問題化している。
- ・直接顔を見ていないために、軽い気持ちで書き込んでいる。しかも、そのことを重く受け止めていない。
- ・SNSは誰でも簡単にできるため、どのような書き込みや画像などを投稿したら事件や問題になるかというリスクを想定しない人が多いので、利用するにはSNSに対する注意点などの勉強をしっかりした方がいい。
- ・児童・生徒への繰り返しの指導や講習会を実施する。常に新しい情報に更新していく必要があるため、保護者対象の勉強会も継続して実施する。また、保護者だけでなく子どもたちに関わる全ての大人たちへ啓発していく必要がある。
- ・小・中学校や高等学校で、継続的にSNSの利用についての講習を行い、少人数でのグループ討議や体験型の研修、子どもが親近感持てるような世代から実際の体験を交えて話を聞く機会を設けることが必要。
- ・いじめを受けたり、いじめられているのを見つけたりしたときに、先生や親に相談しやすい環境を作ることが必要。
- ・フィルタリングをすることは、自由度は制限されるが、被害から身を守るために必要である。
- ・ネットセキュリティを学び、どれだけ対策をとっても穴があることを知った。最後に頼りになるのは、やはり倫理観であり、情報モラル教育の充実が求められる。

② メディアからの情報について

- ・社会には膨大な情報があふれているため、どんな情報でもすぐに鵜呑みにしないで、一呼吸おいて考え直すなど、正しい情報を見極める力が求められる。

③ 国際社会への対応能力について

- ・世界はグローバル化が進み、国境を越えて様々な活動が行われている。私たちはその変化に対応していく必要がある。
- ・日本を訪れる外国人が増える一方で、英語や中国語が苦手なので、コミュニケーションをとることができない。
- ・言語を学ぶこと、様々な人や文化を認め合うことが大切。そのために、英語力を身につけることが必要。また、外国の方とたくさん関わる機会を設けることが必要。

(6) 行政に求めること

- ・広報活動を工夫してほしい。相談窓口の案内を配布するだけでなく、利用の方法を分かりやすく説明してほしい。また、相談窓口の情報は、カードやチラシ以外にも、ポスターなど、様々な方法で周知してほしい。
- ・顔が見えない相手に電話をかけるには勇気が必要。LINEなどを使った方が相談しやすい。
- ・様々な人が自由に集える場所をつくってほしい。
- ・お金がないことによって進路が決まることのないように、奨学金制度を充実させてほしい。
- ・母親は、出産や子育てについて思っていた以上に孤独である。親の子育て支援を手厚くする機関があるとよい。
- ・市町村とPTAなどが連携して、学校や地域の見守り活動を活発に行うなど、地域の支援者たちが集い、連携していく体制を整備すべき。
- ・「子どもの困難」の原因の一つは、「家庭の困難」である。家庭ができないことを補っていくような、きめ細かな支援が必要。



4 課題認識

人間関係の希薄化による様々な問題やインターネット利用に関する問題、家庭や地域の教育力の低下等が指摘される中、青少年からは、様々な人と関わることの大切さを再認識する声や地域の人との交流を望む声、また、青少年育成支援者からは地域社会全体で青少年やその家族を育成・支援する体制が必要であるとの意見があり、青少年の社会参画を促進して活躍の場を提供することや、「地域の子どもは地域で育てる」環境の整備を推進していくことの大切さが改めて認識されました。

また、多数の若年無業者やひきこもりになる若者の存在、いじめの認知件数や不登校児童・生徒数の増加、児童虐待相談件数の増加、青少年の自殺の状況等を踏まえると、今後は、より一層、一人一人が抱える困難な状況に応じた、きめ細かな支援が必要不可欠であることも浮き彫りになりました。

さらに、第3次計画期間中には、情報化社会のより一層の進展に伴い、スマートフォンやタブレット端末などのデジタル機器が急速に普及したこと、ネット依存やSNSを利用したいじめ、また、SNS等に起因する事犯の被害児童数やトラブルの増加など、青少年を取り巻く問題は、より多様化、複雑化しています。

本県では、今回いただいた県民の皆様のご意見を参考に、こうした課題に対し、全ての青少年が健やかに成長できるよう、青少年育成に係る施策を展開していきます。



第4章 青少年育成支援施策の推進方針

青少年育成支援を推進していくには、あらゆる分野における様々な視点からの取組が必要であり、関連施策も多岐にわたります。

各種施策の推進にあたっては、次に掲げる施策体系図に基づき、総合的かつ効果的に取組を進めます。

青少年を取り巻く現状と課題、青少年育成支援に関する県政モニターアンケート調査や、計画策定に向けて実施した県民との意見交換会での意見を踏まえ、今後推進していく青少年育成支援施策の基本方針として、「I 全ての青少年の健やかな成長と自立への支援」、「II 困難を有する青少年とその家族への支援」、「III 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備」の3つを掲げ、この基本方針ごとに、今後取り組む施策を「基本施策」として示しています。そして、それぞれの基本施策ごとに、県が推進していく取組内容を「具体的な施策」として体系づけています。

「I 全ての青少年の健やかな成長と自立への支援」では、全ての青少年が夢や目標をもち、「清流の国ぎふ」の未来を担う人へと成長していくために必要な3つの力「自立力」、「共生力」、「自己実現力」を育成するため、心身の健やかな成長や、個性を伸ばす取組を推進し、社会的自立を支援します。

「II 困難を有する青少年とその家族への支援」では、社会生活を営む上で困難を有する青少年とその家族に対し、一人一人の困難の状況に応じたきめ細かな支援を実施するため、各機関が連携した総合的・継続的な支援体制の強化を図ります。

「III 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備」では、青少年を有害な環境から守り、安全・安心な社会環境の整備を進めるとともに、インターネットの安全・安心な利用を促進するための規制対策と教育・啓発を実施します。また、家庭が子育てや教育について本来の役割を果たすため、家族とのふれあいの促進や家庭教育への支援を行うとともに、青少年の健やかな成長を地域全体で支える環境づくりを推進します。

また、本計画では、次の事項を重点施策と位置づけた施策の展開を図ります。

重点施策1 育成団体と支援団体の連携強化

岐阜県では平成30年度、「岐阜県青少年育成支援協議会」を設置し、以降、育成団体と支援団体の交流などの取組を行っています。その中で、育成団体や支援団体の相互理解をより深め、互いに連携し、早い段階で子どもたちの「困難な兆し」を発見するためには、子どもたちにとってより身近な地域においても、こうした育成団体と支援団体の交流、「困難な兆し」に気付くことができる人材や育成団体と支援団体をつな

ぐ役割を担う人材の育成が必要とされています。

そのため、関係団体による交流会の開催や、「困難な兆し」に気付くことができる人材の育成に取り組み、困難を有する青少年の早期発見、早期対応に努めます。

重点施策2 ネット依存への対応

子どもたちの携帯電話の保有率や使用頻度、使用時間が増加するとともに、ネット依存傾向にある児童・生徒の割合が増加しています。また、ネット利用の低年齢化が進んでいることを踏まえ、今後、ネット依存への対応が必要とされています。

そのため、学校でのネット依存予防教室やネット依存傾向にある児童・生徒を対象としたネット依存対策プログラム等を実施し、ネット依存の未然防止や早期対応（支援）を行います。

重点施策3 性被害から青少年を守る取組の推進

SNS等に起因する事犯の被害児童数が増加傾向にあることや、「JKビジネス^{*}」等、児童の性を売り物とする営業の出現により、青少年が性被害に巻き込まれる危険性が高まっています。また、児童ポルノ事犯では、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が多いことや、SNS等に起因する事犯の被害児童のフィルタリング利用率が低いことから、青少年や保護者に対する啓発が必要とされています。

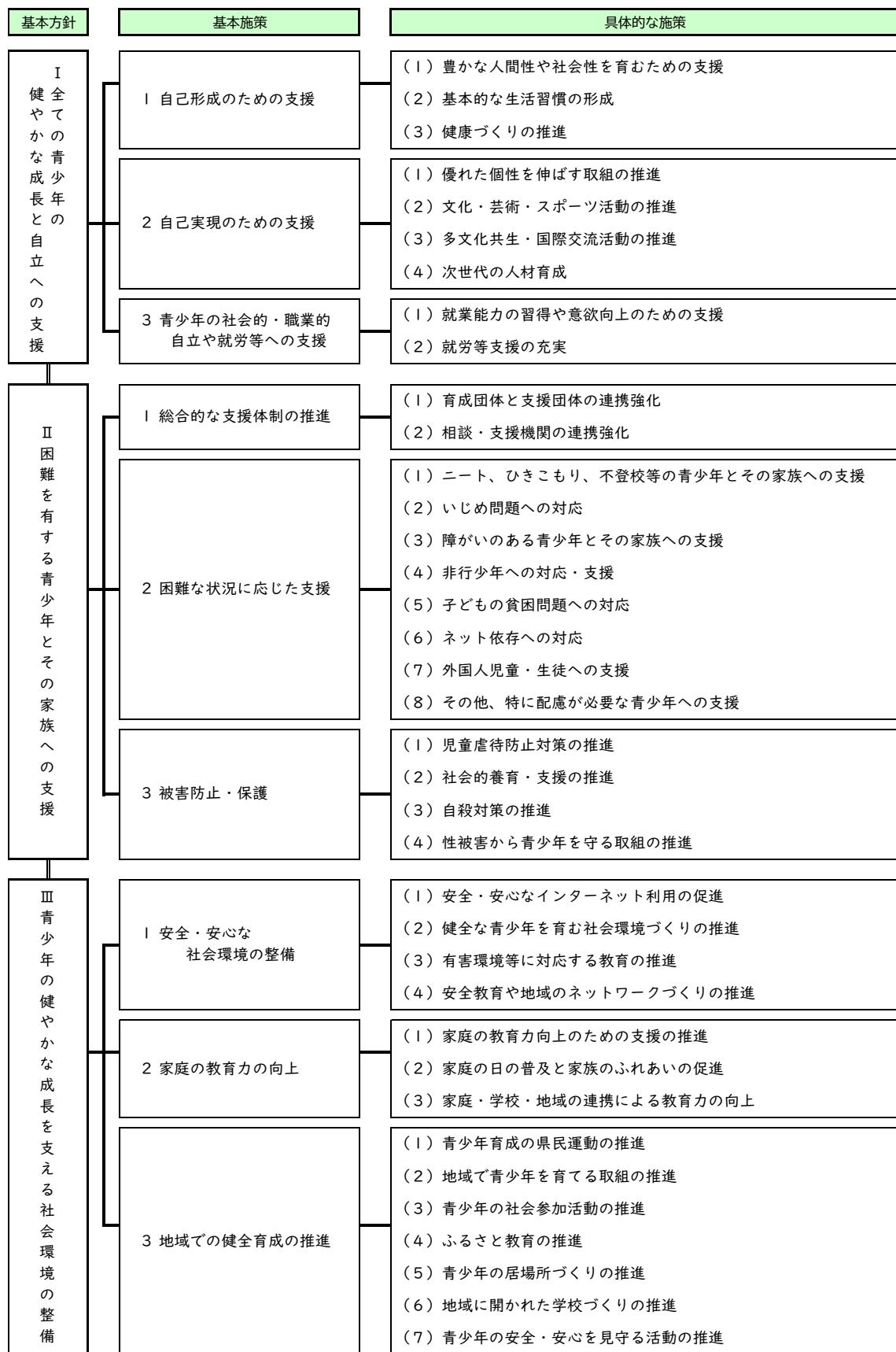
そのため、児童買春、児童ポルノをはじめとする青少年の性被害に係る犯罪等の根絶のための啓発活動に加え、SNS等ネットを利用した犯罪への規制や保護者への啓発に取り組み、性被害から青少年を守ります。

※ JKビジネス

女子高校生を「JK」と称して商品化するなど、青少年の性を売り物とする新たな営業形態のこと。



第4次岐阜県青少年健全育成計画 施策体系図



第5章 青少年育成支援施策の展開

基本方針 I 全ての青少年の健やかな成長と自立への支援

<めざす姿>

- ◇ 全ての青少年が心身ともに健やかに成長し、社会的・職業的に自立するために必要な知識、技能、態度を身に付け、自らの理想の実現に向かって挑戦しています。
- ◇ 全ての青少年が豊かな人間性や社会性を育むことができるよう、多様な学習や体験の機会及び環境が整えられています。

基本施策1 自己形成のための支援



※上のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。（以下、同じ。SDGsについてはP.101を参照）

現状と課題

- 少子化や核家族化、地域における人間関係の希薄化、情報化社会の進展により、兄弟や仲間と切磋琢磨する機会や他者と直接接する機会が減少していることから、コミュニケーション能力や社会性、協調性が育ちにくくなる恐れがあるほか、将来の地域の担い手の減少が懸念されています。
- 青少年の豊かな心と健やかな体を育て、望ましい道徳性や社会性、協調性を育むため、道徳教育や健康教育の充実、様々な体験活動を通したコミュニケーション能力や社会性、協調性の習得、地域社会の一員という自覚の醸成が求められています。
- 朝食の欠食、保護者や子どもが多忙なことによる孤食化など、食をめぐる問題や、携帯電話やスマートフォンの長時間使用による睡眠不足、昼夜逆転など、基本的な生活習慣の乱れが指摘されています。
- 食育の推進など、成長期の青少年にとって不可欠な基本的生活習慣の確立が求められています。

取組方針

青少年が、地域社会人として必要な「自立力」、「共生力」、「自己実現力」を身に付け、社会の能動的形成者として成長していくため、心の教育や社会性を育む学習、様々な体験活動、基本的生活習慣や健康に関する知識の習得、体力向上の取組等により、豊かな心と健やかな体の成長を支援します。

具体的な施策

(1) 豊かな人間性や社会性を育むための支援

① 道徳教育・心の教育の充実（担当所属：学校支援課）

- ・小・中・義務教育学校における道徳教育の一層の充実を図り、地域ぐるみの道徳教育を推進するため、小・中・義務教育学校や市町村教育委員会への計画訪問指導を行うとともに特別の教科 道徳（道徳科）の指導資料の作成等に取り組みます。
- ・子どもの発達段階に応じた心の教育を充実させることにより、協調性、命を大切にする心、他者を思いやる心や助け合いの心など、子どもの豊かな人間性を育みます。
- ・幼児期においても、人格形成の基礎が育まれる重要な時期であることから、豊かな感受性を育み、道徳性の芽生えを培う心の教育の充実に努めます。

② 人権教育の充実（担当所属：人権施策推進課、感染症対策調整課、学校支援課）

- ・人権教育や啓発などを通して、共感・共生意識や社会性、協調性を育み、確かな人権感覚を高めます。
- ・「人権啓発フェスティバル in ぎふ」の開催、「人権啓発リーフレット」の学習資料の配布により、子どもの発達段階に即した人権尊重の意識を高め、偏見や差別のない社会の実現をめざします。
- ・コロナ・ハラスメント^{*}等の人権問題について、授業やLHR（ロングホームルーム）等にて、啓発用動画、指導教材等を利用した人権教育の取組を実施します。

③ 男女共同参画意識の醸成

（担当所属：男女共同参画・女性の活躍推進課、学校支援課）

- ・学校や家庭、地域において、男女平等に関する意識の醸成を図るための教育を推進します。

④ 主権者意識の醸成（担当所属：学校支援課）

- ・県選挙管理委員会と連携して、模擬投票などの実践事例を盛り込んだ指導の手引を作成するなど、国家及び社会の形成者として必要な政治や選挙への関心を高められるよう、子どもの発達段階を踏まえつつ、政治的教養を育む教育を推進します。

⑤ 規範意識の醸成（担当所属：県警少年課）

- ・高校生によるマナーズ・スピリット（M S）リーダーズ活動や中学生によるマナーズ・スピリット・ジュニア（M S J）リーダーズ活動を推進し、地域での清掃活動やイベント活動などへの参画を通して規範意識や責任意識を育みます。

⑥ 多様な体験活動の推進（担当所属：環境生活政策課、文化伝承課）

- ・命や自然を大切にする心、他者を思いやる心、学習への関心・意欲、コミュニケーション能力、規範意識など、子どもの豊かな人間性と社会性を育み、社会を生き抜く力が身に付くように、多様な体験活動を行っている団体を支援します。
- ・県博物館、県美術館などの県有文化施設において、「清流の国ぎふ」の自然や歴史、文化等を体験する教育普及活動を実施し、ふるさと岐阜への誇りと愛着を育みます。

⑦ 豊かな心を育む読書活動の推進（担当所属：文化伝承課）

- ・生涯にわたって読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身に付ける子どもをめざした、豊かな心を育む読書活動を推進します。
- ・おすすめの本をP O Pや感想文で紹介する「清流の国ぎふ・おすすめの1冊コンクール」や「子ども図書館探検」、「ビブリオバトル」などの活動を通し、子どもの読書に対する興味・関心を高め、読書活動の推進を図ります。

⑧ 情報リテラシー教育の推進（担当所属：私学振興・青少年課、学校安全課）

- ・青少年が高度情報社会を主体的に生きることができるように、情報モラルや情報リテラシーを身に付けるための学校教育を推進するとともに、高校入学前の時期を重点とした情報モラル研修を実施し、インターネットの安全・安心利用に向けた取組を進めます。

※ コロナ・ハラスメント

新型コロナウイルス感染症に対する恐怖心、誤解や偏見により誰かを排除したり、差別をしたりする行為をいう。

1. 感染者自身に対する差別・偏見
2. (感染者が発生した) 団体に属する方に対する差別・偏見
3. S N S、うわさ話などデマによる、いわれのない差別や中傷

(2) 基本的な生活習慣の形成

- ① 規則正しい生活習慣の形成（担当所属：環境生活政策課、体育健康課、学校支援課）
- ・保護者が規則正しい生活習慣や社会のルール等について学び、子どもに教育することができるよう、家庭教育学級の開催を推進します。
 - ・保護者が各家庭で基本的な生活習慣の形成に向けた取組が実践できるよう、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動などの取組の普及を図ります。
 - ・1日の生活習慣のリズムをつくるため、チャレンジカレンダーを活用した「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の家庭での実践を推進します。
 - ・家庭や学校等において、食事や身の回りの整理整頓、掃除・洗濯といった日常生活を送る上で必要となる習慣や技能を身に付けることができるようになるとともに、生涯にわたって自立した生活が送れるよう支援をしていきます。

(3) 健康づくりの推進

- ① 健康教育等の推進（担当所属：体育健康課、保健医療課）
- ・子どもの心身の健康の保持・増進を図るため、小・中・義務教育学校・高等学校12年間を見通し、子どもの発達段階に応じた健康教育を推進します。
 - ・思春期における妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を推進します。
 - ・エイズをはじめとする性感染症を予防する知識や能力、態度を育て、不安や偏見を払拭することを目的とする性に関する指導を推進するとともに、教員に対する研修を行います。
 - ・中学校・義務教育学校・高等学校において、専門医やがん患者などを外部講師として招き、がん教育の充実を図るなど、がんに関する正しい知識の普及に努めます。
 - ・学校における教科等の教育活動などを通して、飲酒・喫煙に関する正しい知識の普及と適切な行動選択ができる能力の向上を図ります。
 - ・保健所において、学校や企業に対してたばこの害や受動喫煙に関する防煙教室を行うとともに、県民の方に対しては、望まない受動喫煙の防止について普及啓発に努めます。

② 食育の推進

- （担当所属：体育健康課、保健医療課、農産物流通課、環境生活政策課）
- ・家庭や学校等において、食育に関する啓発活動や調理体験を充実させることで、子どもが規則正しい食生活を身に付けられるようにするとともに、生涯に

わたって健康的な生活が送れるように支援をしていきます。

- ・食事が健康な身体をつくる基礎であることを理解し、健全な食生活が実践できるよう、調理体験などの食育を通して、青少年の豊かな人間性を育み、健康の増進に努めます。
- ・小学校では、学校と家庭を結ぶ「家庭の食育マイスター」、中学校では学校給食を通して食に関する知識や技術を学ぶ「中学生学校給食選手権」、高校では主体的に食習慣を改善し、ライフスタイルに応じた食生活を切り拓くことのできる「高校生食育リーダー」の育成など、子どもの発達段階に応じた食に関する実践力を育成します。
- ・農業体験や学校給食における県内農産物の利用促進等を通して、地域の農業や地域食材の活用（地産地消）に関する理解を深めるなど、食を通じた教育を実践することにより、望ましい食生活の定着を図ります。

③ 体力づくりの推進（担当所属：体育健康課、地域スポーツ課、競技スポーツ課）

- ・子どもの体力向上を図るために、幼稚園の教諭を対象とした「幼児の運動遊び講習会」を実施します。
- ・小学生の体力向上を図るために「チャレンジスポーツ in ぎふ」をWeb上で一元化し、各学校及び各学級の体力づくりに活用できる仕組みを確立し、児童の運動への関心や意欲を高めます。
- ・県立学校においては、運動部活動の指導者不足等を解消するために社会人指導者を派遣するとともに助成を行います。中学校においては、部活動指導員を配置し運動部活動の活性化を進めます。
- ・県内のトップアスリートが学校を含む地域スポーツの現場に出向き、指導を行うことにより、スポーツ好きの子どもを育成し、体力の向上を目指します。
- ・ぎふ広域スポーツセンター、市町村、スポーツ関係団体等と連携を図り、地域住民のスポーツ活動の基盤となり、地域におけるスポーツ活動の日常化を目指す「総合型地域スポーツクラブ」の支援に努めます。

④ 健康相談体制の充実（担当所属：保健医療課、子育て支援課）

- ・各保健所において、思春期の子どもとその保護者に対する健康相談や健康教育等を行い、思春期の特徴や心と身体の発達に関する適切な知識の普及を推進します。
- ・岐阜県精神保健福祉センター及び各保健所において、精神科医や保健師等によるこころの健康相談などを行います。

基本施策2　自己実現のための支援



現状と課題

- 國際化や情報化が急速に進む中、海外の国や地域とは、様々な分野で相互の結びつきがさらに深まっています。
- 積極性や多様な価値観を理解する力、豊かな語学力やコミュニケーション能力等を身に付け、様々な分野で主体的に活躍できる次世代の人材育成が求められています。
- 国際社会の中で、県にゆかりのある文化人や芸術家、アスリートなど、様々な人が様々な分野で活躍しています。
- 青少年の優れた個性や能力を引き出すことは、自身の成長だけでなく、社会の発展にもつながるため、文化・芸術・スポーツ活動、国際交流活動などを通して、感受性を醸成する環境づくりや、自己実現を図る機会の提供が求められています。

取組方針

青少年が将来の夢を持つとともに、その夢を実現させるために、自己の個性や能力を最大限に伸ばし、たくましく、創造力豊かな人間に育つよう、教育環境を整えたり、文化・芸術・スポーツ活動、国際交流活動など様々な自己実現の機会を提供したりします。

具体的な施策

(1) 優れた個性を伸ばす取組の推進

① 文化・芸術・スポーツなどの能力や優れた個性を伸ばす取組の推進

- (担当所属：私学振興・青少年課、文化創造課、競技スポーツ課、学校支援課)
- ・得意な科目や分野など、青少年の優れた個性を伸ばす取組を推進します。
 - ・青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、個性を伸ばす教育や特色ある魅力あふれる学校づくりを進める私立学校に対して助成します。
 - ・ぎふリスト音楽院マスタークラスやぎふプラハ音楽院セミナーの開催を支援し、世界に通じる音楽家の育成を図ります。
 - ・県ゆかりの選手が国際舞台で活躍できるよう、ジュニア世代の発掘・育成と、一貫指導体制を整備するとともに、アスリートへの科学的サポートを強化します。

(2) 文化・芸術・スポーツ活動の推進

① 文化・芸術・スポーツに親しむ環境づくり

(担当所属：文化創造課、文化伝承課、地域スポーツ課、競技スポーツ課)

- ・県立文化施設（高山陣屋、県博物館、県美術館、県現代陶芸美術館等）における高校生以下の観覧料を無料にするとともに、各施設における展示事業、体験教室などの催事、コンサート等を通じて、子どもの頃から文化・芸術に触れ、親しむことができる環境づくりを推進します。
- ・各種スポーツ大会の開催や、スポーツ指導者の招へい、県内スポーツ施設の設備の充実を図ることにより、スポーツが持つ魅力を発信するとともに、競技力の向上や青少年の参加を促進します。

② 文化・芸術・スポーツを通じた自己実現

(担当所属：文化創造課、文化伝承課、地域スポーツ課、競技スポーツ課)

- ・青少年への美術の普及のため、広く県内の児童・生徒等から作品を公募する岐阜県青少年美術展を開催します。
- ・県下各地で様々な文化活動に取り組む青少年を対象に、成果発表と相互交流の機会を提供する「ジュニア文化祭」を開催します。
- ・県の文芸創作活動の充実を図るため、小中学生の部において詩・短歌・俳句・川柳の4部門の作品を募集し、優れた作品を表彰する「岐阜県文芸祭」を開催します。
- ・多彩な先端科学技術に触れる体験を通して、科学技術に対する関心と正しい理解や認識を深め、知性豊かで創造性に満ちた人材の育成を図ります。
- ・青少年がスポーツの楽しさを味わいながら、フェアプレーの精神や目標に向かって努力する態度を育めるよう、学校や地域におけるスポーツ活動への参加を促進します。
- ・スポーツを通じた自己実現の具体像をイメージできるよう、県内のトップアスリートの話を聞いたり、触れ合ったりする機会を提供します。



(3) 多文化共生・国際交流活動の推進

① 多文化を理解し、国際的視野をもつ青少年の育成

（担当所属：私学振興・青少年課、国際交流課、学校支援課）

- ・政府等が行う外国青年招致事業により招へいされた外国人青年を県内で受け入れ、県内の青少年との交流を図ることにより、相互の友好と理解を深め、青少年の多文化理解を深めたり、国際的視野の拡大を図ったりします。
- ・国際的視野を持った農業後継者を育成するため、農業高校生を海外に派遣し、海外の農業経営を視察・学習します。

(4) 次世代の人材育成

① 青少年リーダーの育成（担当所属：私学振興・青少年課）

- ・県内の高校生を「日本の次世代リーダー養成塾」に派遣し、著名な講師による講義を受けたり全国の高校生と交流したりする機会を提供することを通して、自ら判断し行動する力や社会の構成員としての規範意識や責任意識、倫理観など、リーダーとして必要な資質を身に付け、岐阜県や日本のリーダーとして活躍できる人材の育成を推進します。
- ・学校でリーダー的役割を担う中学生を対象としたサマースクール「ぎふ立志リーダー養成塾」を開催し、同じ志を持った仲間と共同作業を行うプログラムを実施することにより、将来、各方面で活躍するリーダーの養成を図ります。

② 次世代の担い手育成（担当所属：私学振興・青少年課、学校支援課）

- ・高い志とグローバルな視野を持って自分の夢に挑戦し、家庭・地域・職場において豊かな人間関係を築くとともに、持続可能な地域社会づくりに貢献する地域社会人を育成します。
- ・中学生を対象とした「少年の主張岐阜県大会」を開催し、広い視野と柔軟な発想力や創造性とともに、物事を論理的に考える力や、自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力の養成を図ります。
- ・地域共創フラッグシップハイスクール事業を通して、地域の将来を担う当事者としての意識を向上させるとともに、グローバル化に対応するコミュニケーション能力や問題解決能力等を身に付け、地域創生などの様々な分野で活躍できる人材を高等学校の段階から育成します。
- ・地域産業と連携した実践的な活動を通して、将来、地域の産業界を牽引することができる先見性や創造性に富み卓越した知識や技術、指導力を持った人材を

育成します。

- ③ SDGs（持続可能な開発目標）を意識し、率先して行動できる青少年の育成
(担当所属：私学振興・青少年課、学校支援課、清流の国づくり政策課)
- ・SDGsに基づく教育や取組を推進し、グローバルな視点を持ち、地域社会さらには世界の持続可能な発展に向けて貢献しようとする意識を醸成します。
 - ・県内の学校や企業、団体等を対象にSDGs出前講座を実施します。
 - ・SDGsの考え方を広く周知するとともに、県民一人一人にSDGs達成につながる行動を促すため、大学と連携してSDGsをテーマとした公開講座を実施します。



基本施策3 青少年の社会的・職業的自立や就労等への支援

現状と課題



- 少子化や人口減少など、社会環境が変化する中、過疎地域などにおいて、地域コミュニティの維持や地域社会の活力を持続することが困難になってきています。
→ 地域社会の活力を維持するためには、将来を担う貴重な人材である青少年の力が必要不可欠であり、様々な分野で青少年が活躍できる環境づくりが求められています。
- 早期離職率の高さや非正規雇用の増加、若年無業者の存在など、若年層の労働をめぐる問題は深刻です。また、雇用のミスマッチや若者の職業観、勤労観の希薄化も指摘されています。
→ 社会人として必要な責任感や職業意識を育成するため、子どもの発達段階に応じたキャリア教育や職業体験、インターンシップの推進が求められています。

取組方針

青少年が地域社会を支える人材として活躍できるよう、行政や学校、地域、産業界、関係機関等が連携して、子どもの発達段階に応じたキャリア教育、職業教育を実施するとともに、就業訓練や就職相談等を実施し、就労を総合的に支援します。

具体的な施策

(1) 就業能力の習得や意欲向上のための支援

- ① キャリア教育の推進（担当所属：学校支援課、産業人材課）
 - ・児童・生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を構築するため、各学校種におけるキャリア教育についての研修や校種間の連携を図ります。
 - ・高校生の就職支援や、地元企業、地域の特色や課題に関する情報を提供する地域創生キャリアプランナーを配置するとともに、就職支援セミナーを実施し、社会人としての基礎的な知識・技能に関する学習機会の充実を図ります。
 - ・県内経済団体、学校、行政の連携により設立された「岐阜県インターンシップ推進協議会」との連携により、大学生等に県内企業でのインターンシップの機会を提供します。

- ② 職業観、勤労観と職業的自立に必要な能力の形成（担当所属：学校支援課）
- ・働くことの意義や職業に対する理解、コミュニケーション能力など、職業観、勤労観を養い、職業的自立に必要な能力を形成するため、小中高を通じた系統的なキャリア教育、職業教育を行います。
 - ・企業等と連携し、職業体験、インターンシップを実施します。
 - ・県のホームページ等において、就職支援機関や働く上で必要となる情報を提供します。
 - ・専門高校において、地元の産業界、大学等と連携しながら、「地域の課題解決」「ものづくり」「人づくり」の視点で継続的な実践活動等に取り組むことにより、職業選択能力、起業家精神、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力等を育成します。

（2）就労等支援の充実

- ① 新卒者等に対する就労支援（担当所属：産業人材課、森林整備課、農業経営課）
- ・岐阜県総合人材チャレンジセンター等の就業支援機関において、新規学卒者、若年失業者など個々の実情に応じたきめ細かな就職支援を行います。
 - ・森のジョブステーションぎふにおいて、就業相談から技術習得、定着まで一貫した支援を実施します。
 - ・林業への就業を促進するため、林業事業体等と連携したインターンシップにより、若い人材を地域で確保する仕組みの構築を図ります。
 - ・ワンストップ農業支援窓口である「ぎふアグリチャレンジ支援センター」において、農業に就労しようとする青年に対し、相談から研修、就農、定着まで一貫した支援を実施します。
- ② 職業的自立に向けた支援（担当所属：労働雇用課、産業人材課、産業技術課）
- ・企業ニーズに応じた職業訓練や体験学習の実施により、若者が就業に必要な能力や知識を習得できるよう支援します。
 - ・県内の産業に寄与するため、現場の即戦力となる人材や現場のリーダーとなる人材を育成するために職業訓練を実施します。
 - ・労働者の職業能力の開発や技能の向上などを目的に、中小企業や中小企業団体が従業員等を対象に行う職業能力開発促進法の認定を受けた職業訓練に対して助成を行います。
 - ・産学官が連携して、学生と県内企業との交流を強化し、企業ニーズに合致した人材を育成することで、県内への就職促進を図ります。

③ 非正規雇用対策の推進（担当所属：産業人材課）

- ・岐阜県総合人材チャレンジセンター等の就業支援機関において、若年失業者、フリーター等個々の実情に応じたキャリアカウンセリング、各種セミナー、就職相談会、求人企業の開拓、合同企業説明会、中小企業の魅力発見など、きめ細かな就職支援を行います。



基本方針Ⅱ 困難を有する青少年とその家族への支援

<めざす姿>

- ◇ 様々な困難を有する青少年やその家族に対する包括的な支援ネットワークが県内各地に整い、こうした青少年やその家族がそれぞれの状況に応じた支援を受けて社会的自立に近づいています。

基本施策1 総合的な支援体制の推進

現状と課題



- ニート^{*}やひきこもり、不登校等の困難を有する青少年が抱える問題は、個人の成育歴の中で相互に関連していたり、複合して生じていたりする場合が多く、家庭環境の問題や発達障がい、心身の疾患等と関連しているケースもあります。
- 様々な要因が複雑に絡み合う前に青少年の「困難な兆し」に気付き、一人一人の状況に応じたきめ細やかで切れ目のない支援につなげるために、育成団体と支援団体の連携が必要です。また、早期に青少年の「困難な兆し」に気付き、支援できる人材の育成が求められています。
- 育成団体や支援団体が有効に連携して総合的・継続的な支援を行うためには、各地域において、各団体が提供できる活動内容、特性等を互いに理解し合い、顔の見える関係づくりを進める必要があります。

取組方針

困難を有する青少年一人一人の状況に応じて、総合的・継続的な支援を行うことができるよう関係機関・団体のネットワークづくりを進めます。また、青少年の「困難な兆し」に対し、早期発見・早期対応ができる人材の育成を進めます。

具体的な施策

(1) 育成団体と支援団体の連携強化

① 関係機関のネットワークづくり

- (担当所属：私学振興・青少年課、地域スポーツ課、環境生活政策課、産業人材課、学校支援課、保健医療課)
・関係機関・団体で構成する「岐阜県青少年育成支援協議会」において、行政と民間が一体となったネットワークを広げるとともに、具体的施策の協議や事例検討を行い、連携体制の強化を図ります。

- ② 育成と支援をつなぐ交流会の開催（担当所属：私学振興・青少年課）
 - ・青少年の身近な地域において、育成団体と支援団体が相互に理解を深め、連携することで、早期に青少年の「困難な兆し」に気付き、支援につなぐことができるよう、各圏域で交流会を開催し、顔の見える関係づくりを推進します。
- ③ 育成と支援をつなぐ人材の育成（担当所属：私学振興・青少年課）
 - ・育成団体と支援団体の顔の見える関係づくりを推進するために、互いの団体をつなぐ役割を担う人材の育成や、早期に青少年の「困難な兆し」に気付き、支援につなぐことができる人材の育成を目的とした研修会を実施します。

（2）相談・支援機関の連携強化

- ① 総合的・継続的な支援の充実
 - （担当所属：私学振興・青少年課、子ども家庭課、学校安全課、県警少年課）
 - ・困難を有する青少年にとって問題解決の糸口となる相談しやすい窓口を設け、広く周知するとともに、適切な支援につなげられるよう、「子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする各支援機関相互の連携を強化します。
- ② 関係機関のネットワークづくり
 - （担当所属：私学振興・青少年課、子ども家庭課、産業人材課、学校安全課、特別支援教育課、県警少年課）
 - ・関係機関・団体で構成する「子ども・若者支援地域協議会」において、各分野の専門的な支援策に関する相互理解を深め、個々の支援事例に基づくノウハウを共有し、様々な困難事案に対する組織横断的な対応力を高めます。
 - ・子ども・若者が必要とする支援が受けやすい体制づくりを進めるため、各種機関の支援情報を集約し情報提供を行うとともに、県民に身近な市町村での相談・支援体制の構築を支援します。
- ③ 県内各地域での支援ネットワークづくり（担当所属：私学振興・青少年課）
 - ・各市町村の相談・支援担当者や青少年育成推進指導員、各種相談・支援機関・団体の相談員等に対する研修を充実させ、資質向上と機能充実に努めるとともに、情報交流会を通して、互いに顔の見える関係づくりを進めます。

※ ニート

「Not in Education, Employment or Training」の頭文字をとり、「NEET」と略したもので、就学・就労しておらず、職業訓練も受けていない状態を表す用語。

基本施策2 困難な状況に応じた支援

現状と課題



- 全国的に若年無業者やひきこもりの若者が多くいます。また、新型コロナウイルスの影響で、こうした若者が今後、更に増えることが懸念されています。
→ 学校や地域、関係機関等が連携し、就労支援やひきこもり対策を進めるなど、継続的な支援が求められています。
- 県内におけるいじめの認知件数は、小学生を中心に増加傾向にあります。また、インターネットを通じた誹謗中傷も増加傾向にあります。
→ いじめの根絶に向けて、学校だけでなく家庭や地域、関係機関等が連携し、未然防止や早期発見、早期解決のための体制強化が求められています。
- 特別な支援が必要な児童・生徒数や全就学者に占める割合が増加しています。
→ 障がいのある青少年が、身近な地域で必要な支援を受け、社会の一員として安全・安心に生活していくために、社会に参画しやすい環境をつくり、それぞれの個性や希望に応じた進路を実現するための教育や就労支援が求められています。
- 非行の中心が中学生・高校生であることや暴力行為の低年齢化がみられます。
→ 不良行為や非行の予防、再犯防止につながる教育や、立ち直り等の継続的な支援が求められています。
- 家庭の経済的な理由により子どもの教育の機会や質に差が生じていることが問題となっています。
→ 特に厳しいひとり親世帯の支援など、経済的困難にある家庭に向けた対策が求められています。
- ネット依存が疑われる子どもが増加傾向にあります。また、新型コロナウイルスの影響で、この傾向がさらに強まることが懸念されています。
→ 依存症に陥らないために学校や家庭、地域、関係機関等が連携し、未然防止や早期解決のための体制を強化していくことが求められています。
- 日本語指導が必要な外国人児童・生徒は増加傾向にあり、言葉の理解不足により、希望する進学や就職が叶わない児童・生徒がみられます。
→ 地域の一員として健やかに成長できるよう、教育環境の整備等の支援が求められています。

取組方針

社会生活を営む上で困難を有する青少年とその家族に対し、一人一人が抱える困難の状況に応じた適切な支援を実施するため、各分野における専門的な支援体制の強化を図ります。

具体的な施策

(1) ニート、ひきこもり、不登校等の青少年とその家族への支援

① 就労支援の推進（担当所属：産業人材課）

- ・若年無業者に対して、国と連携して行う「岐阜県若者サポートステーション」事業の一環として、それぞれの置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導、職業意識の醸成、就業体験等多様な就労支援メニューを提供し、職業的自立支援を推進します。

② ひきこもり対策の推進（担当所属：保健医療課）

- ・医療、保健、福祉、教育、労働、民間支援団体等からなる連絡協議会を立ち上げるなど、関係機関の連携を一層強化し、包括的な支援体制を構築します。
- ・身近な地域で、ひきこもりの状態にある本人や家族などの相談内容に応じるため、地域相談会や家族教室を開催します。また、市町村や関係機関と連携し、相談内容に応じたきめ細かな支援を行います。
- ・多職種で構成する専門チームを編成し、市町村保健福祉担当課及び自立相談支援機関等に対して、ひきこもり支援の専門的な助言を行い、支援体制整備に取り組みます。
- ・支援のスキルアップを図るため、支援者を対象に各分野の専門家から適切な支援方法を習得する研修を実施します。

③ 不登校児童・生徒対策の推進（担当所属：学校安全課、私学振興・青少年課）

- ・不登校児童・生徒の個別の状況に応じ、在籍校や適応指導教室における学習支援を行い、将来的な社会的自立に向けた学びの再チャレンジを支援します。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置により、児童・生徒の置かれた様々な環境への働きかけや関係機関等のネットワークの構築、連携・調整、校内体制づくりなどによる支援を行います。
- ・不登校対策支援のため、先進的かつモデル的に取り組む私立学校に対して支援を行います。

④ 学校における日常的な相談体制の充実（担当所属：学校安全課）

- ・スクールカウンセラーやスクール相談員の配置等により、教育相談体制を充実させるとともに、研修等の充実により、最も身近な相談相手としての教職員の資質向上を図ります。

- ⑤ 学習支援の実施（担当所属：学校安全課）
 - ・不登校児童・生徒の個別の状況に応じ、在籍校や適応指導教室における学習支援を行い、将来的な社会的自立に向けた学びの再チャレンジを支援します。
 - ・3部制高等学校や定時制・通信制の課程をもつ高等学校における教育を充実させます。
- ⑥ 高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援（担当所属：私学振興・青少年課）
 - ・高等学校中途退学者への登録制による修学・就労等サポート事業を推進し、進路先の相談や希望する進学先等の情報提供、関係機関の紹介等のサポートを行うなど、新たなステップを踏み出す生徒やその保護者を支援します。

（2）いじめ問題への対応

- ① いじめ防止対策の推進（担当所属：学校安全課）
 - ・いじめ問題対策検討会やいじめ防止等に関する普及啓発協議会等の開催を通じ校種間の連携を図った生徒指導体制を確立して、いじめ等の問題行動の未然防止及び早期発見・早期対応を図ります。
 - ・いじめや不登校の問題に対処することを目的として、「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」を県内の公立学校に派遣し、自己肯定感及び自己有用感を高めるための取組や、「授業づくり」「集団づくり」を核とした取組を通して、いじめや暴力行為等の問題行動及び不登校の未然防止を図ります。
 - ・いじめ問題電話相談業務専門職を総合教育センターに、教育相談業務専門職を各教育事務所に配置し、いじめ・不登校等の悩みを持つ児童・生徒や保護者への教育相談の充実を図ります。
 - ・子供SOS24電話相談事業を通して、児童・生徒や保護者からの相談を24時間体制で受け、複雑化するいじめの未然防止に努めます。

② インターネットを通じたいじめや誹謗中傷への対策

（担当所属：学校安全課、私学振興・青少年課）

- ・インターネット等に起因するトラブルから子どもたちを守るため、情報モラル教育による指導を徹底するとともに、保護者に対する啓発活動を強化し、学校や家庭におけるルールづくりの促進、インターネット利用時のマナー・モラルの向上を図ります。
- ・青少年自身がインターネットや携帯電話の問題点とその対策について考え、情報モラルの向上やルールづくりに取り組む機会を提供したり、情報モラル啓発

リーフレットを作成・配布したりするなど、インターネットを通じたいじめや誹謗中傷等のトラブル防止に向けた安全・安心利用の啓発に努めます。

- ・ネットパトロールを通して、インターネットを通じたいじめや誹謗中傷の早期発見のために必要な情報提供に努めます。
- ・教員研修を通して、早期に的確に対応するための各学校の対応力の向上に努めます。

③ 学校種間及び学校・家庭・地域の連携強化

(担当所属：学校安全課、私学振興・青少年課)

- ・小学校から高等学校までの校種間の情報連携及び行動連携を強化し、児童・生徒一人一人の状況把握に努めるとともに、問題を抱えた児童・生徒を継続して指導する体制の構築を図ります。
- ・いじめ等の問題行動は、「いつでも、どこでも、どの子にも起こりうる」という認識に立ち、学校と保護者、地域の大人が連携して、地域ぐるみでいじめ等の問題行動の未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。

④ 学校における日常的な相談体制の充実（担当所属：学校安全課）

- ・スクールカウンセラーやスクール相談員の配置等により、教育相談体制を充実させるとともに、研修等の充実により、最も身近な相談相手としての教職員の資質向上を図ります。【再掲→P.71】

⑤ コロナ・ハラスメントの未然防止

(担当所属：感染症対策調整課、教育総務課、学校安全課、私学振興・青少年課)

- ・コロナ・ハラスメントにも配慮した県教育委員会作成の「コロナ対策フロー」を私立学校、大学、幼稚園、外国人学校等にも情報提供するとともに、優良事例を各学校に展開するなど、コロナ・ハラスメントの予防に配慮した感染防止対策を促進します。
- ・先生方による日々の観察とともに、児童・生徒に対するアンケートをきめ細かく行うなどして、一人ひとりの心の不安を早期に把握、対応します。



（3）障がいのある青少年とその家族への支援

① 柔軟で連続性のある支援体制の構築

（担当所属：特別支援教育課、医療福祉連携推進課、障害福祉課）

- ・「地域と共に創る 新たな学びのスタイル」の理念に基づき、障がいのある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、地域の多様な学びの場を柔軟に活用できる、新たな「学びのスタイル」づくりに取り組みます。
- ・小・中学校、義務教育学校、高等学校において発達障がいのある児童・生徒に対応した支援ができるよう、発達障がいの特性を踏まえた授業を推進するとともに、教員研修の実施、特別支援学校による地域支援等を継続し、特別支援教育の充実を図ります。
- ・障がいのある児童・生徒に対して、個別の教育支援計画を作成して学校種間で引き継ぐなど、就学前から高等学校卒業後まで一貫した特別支援教育を推進します。
- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流及び共同学習等の一層の充実を促すとともに、県民の理解を深める取組を行います。
- ・障がいのある子どもが、身近な地域で安心して生活できるよう、在宅、施設のいずれを問わず、地域で質の高い療育サービスが提供される仕組みづくりを進めます。

② 発達障がいのある青少年とその家族への支援

（担当所属：障害福祉課、特別支援教育課）

- ・自閉症などの発達障がいを有する障がい児（者）に対する総合支援拠点である県発達障害者支援センターにおいて、相談支援、発達（療育）支援、就労支援などを行います。
- ・県内5圏域の発達障がい支援センターに、発達障がい地域支援マネジャーを配置し、医療、保健、福祉、教育関係機関等と連携して、発達障がい児の早期発見、早期支援ができる地域支援体制を整備します。
- ・ハローワークや県内5圏域の障害者就業・生活支援センター等と連携し、青年期の相談者に対して、就労や生活に重点を置いた支援を実施します。
- ・発達障がいについての正しい理解の啓発や情報提供等の充実を図ります。
- ・各地域において、発達障がいのある児童・生徒に対する指導力豊かな教員を活用し、通級指導教室を担当できる教員の養成研修や近隣の学校への助言を行います。

③ 重度障がい児（者）の在宅生活支援（担当所属：医療福祉連携推進課）

- ・重症心身障がい児（者）が、身近な地域で必要な医療・福祉サービス等を利用できるよう、短期入所など小児在宅医療支援の実施機関等の量的な拡大や支援に携わる人材育成を図るとともに、相談支援や家族支援の強化を図ります。

④ 就労支援（担当所属：特別支援教育課、労働雇用課、障害福祉課）

- ・軽度の知的障がいがある生徒を対象とした高等特別支援学校機能を各地域に整備し、生徒一人一人の就労ニーズに対応する就労支援・定着支援の強化を図ります。
- ・特別支援学校高等部生徒及び高等特別支援学校生徒の職業教育の充実及び就労支援の強化を図るために、職場見学、現場実習、企業内作業学習、技術指導及び就労推進の各サポートをする「働きたい！応援団ぎふ」登録企業の拡大を推進します。
- ・様々な障がいの態様やニーズを踏まえた職業訓練を実施します。
- ・ハローワーク等と連携して、障がい者雇用に課題を抱える企業への支援などを通じ、障がい者雇用の一層の促進を図ります。
- ・就労継続支援事業所等で働く障がいのある人の工賃水準の引上げ等に取り組むとともに、企業等で働く機会を増やすため、福祉施設から一般就労への移行促進を図ります。
- ・障がい者が活躍できる仕事づくりの提案やジョブコーチ（職場適応援助者）の養成などを通じて、障がい者雇用に課題を抱える企業への支援を行います。

⑤文化・芸術、障がい者スポーツへの支援

（担当所属：障害福祉課、競技スポーツ課）

- ・ぎふ清流文化プラザ内の「障がい者芸術文化支援センター」において、障がい者の芸術文化活動に関する相談支援や人材育成の実施など、障がい者の芸術文化活動の総合窓口として支援を推進します。
- ・障がい者の芸術文化活動意欲の高揚を図るため、創作活動等の成果を発表する機会の創出に努めます。
- ・障がい者スポーツ施設（福祉友愛プール、福祉友愛アリーナ）を活用して、障がい者のスポーツを通じた社会参加の促進や競技力の向上を図ります。
- ・障がい者スポーツの裾野の拡大を図るため、スポーツ教室やスポーツ大会を開催し、障がい者の社会参加をめざします。
- ・県ゆかりの選手が国際舞台で活躍できるよう、障がい者アスリートの育成と競技力向上のための支援を行います。

⑥ 生涯学習の推進（担当所属：環境生活政策課）

- ・身体障がい者及び精神障がい者の生涯学習を推進するため、放送大学岐阜学習センターの入学料、授業料の一部を助成します。
- ・障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の支援を推進するため、生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の関係部局間の連携体制を整備します。

（4）非行少年への対応・支援

① 非行の未然防止・再犯防止

（担当所属：県警少年課、学校安全課、子ども家庭課）

- ・非行防止活動の効果的な展開を図るため、相談体制の整備等に努めるとともに、警察、学校、PTA、少年（補導）センターなど関係機関・団体が情報交換、共同活動など連携を深め、地域ぐるみで非行問題に対処します。
- ・少年の非行防止と健全育成を図るため、中高生を中心としたMSリーダーズ活動、保護者及び少年警察ボランティア、学校関係者等が参加して意見交換等を行う少年非行防止タウンミーティングを開催し、早期段階から行動やモラルの大切さを考えるための啓発活動を行います。
- ・スクールカウンセラーやスクール相談員の配置等により、教育相談体制を充実させるとともに、研修等の充実により、最も身近な相談相手としての教職員の資質向上を図ります。【再掲→P.71】
- ・警察署配置のスクールサポーターが学校等を訪問し、校内の情勢把握、諸問題についての情報共有を図り、教職員への対処方法の助言、児童・生徒に対する防犯訓練の指導等を行います。
- ・問題行動や事故など、学校における児童・生徒の安全を脅かす様々な問題に対応するため、弁護士や医師、臨床心理士など学校の安全をサポートできる外部の専門家を学校に派遣し、問題の未然防止や早期発見、早期対応を図ります。
- ・岐阜県交通安全対策協議会に暴走族追放推進部会を設置するとともに、「暴走を許さない世論の形成」、「家庭、学校、地域等における青少年の指導」、「暴走行為等悪質事犯の取締り強化と再犯防止」などを重点推進事項として、暴走族追放活動を展開します。
- ・不良行為をなし、または不良行為をなすおそれのある児童に対して、児童自立支援施設「わかあゆ学園」において、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行うことで、自立を支援します。

- ・スクールソーシャルワーカーの配置により、児童・生徒の置かれた様々な環境への働きかけや関係機関等のネットワークの構築、連携・調整、校内体制づくりなどによる支援を行います。

② 暴力行為への対策（担当所属：学校安全課）

- ・小学校から高等学校までの校種間が連携し、児童・生徒の状況把握に努めるとともに、児童・生徒の問題行動に対して継続した指導体制を構築しながら、その児童生徒が直面している生活課題についての支援を進めていきます。
- ・学校、家庭、地域が連携して、暴力行為等の問題行動の未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・暴力行為等の問題行動の低年齢化に対応するため、小学校におけるスクールカウンセラーや暴力行為等防止支援員の適切な配置を進め、相談・指導体制の充実を図ります。

③ 少年（補導）センター活動の推進（担当所属：私学振興・青少年課）

- ・県内にある少年（補導）センター等の相互連携を図り、補導活動の強化や相談体制の充実、青少年を取り巻く環境浄化、少年補導委員等の資質向上のための研修に取り組むとともに、非行防止に対する県民意識の高揚を図ります。

④ 立ち直り支援（担当所属：県警少年課）

- ・少年サポートセンターや子ども相談センター等が連携して、非行少年のサポートチームを結成し、学習支援や無職少年に対する就学・就労等の相談活動を実施するとともに、少年警察ボランティア等と連携して、農業体験等を通じた居場所づくりを実施するなど、非行防止と立ち直りの支援を行います。
- ・警察・少年サポートセンターを中心に、地域の少年警察ボランティア等と協力して、不良行為少年のたまり場となる場所の把握とパトロール、街頭補導活動や、少年の居場所づくりを行います。
- ・少年相談担当者の資質の向上及び各種相談機関等との連携を深め、相談活動の充実を図ります。



(5) 子どもの貧困問題への対応

① 生活困窮世帯等の子どもに対する支援

(担当所属：私学振興・青少年課、教育財務課、子ども家庭課、環境生活政策課、学校安全課)

- ・誰一人取り残すことなく、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、教育の機会均等を図るため、高等学校等の授業料等に対し、経済的支援を行うことで、低所得世帯等の教育費負担の軽減を図るとともに、高等学校や大学等の修学が困難な生徒や学生に対して、奨学金の無利子貸付けを行います。
- ・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を県として実施するとともに、市や民間団体における取組の推進を図り、貧困の連鎖の防止に努めます。
- ・教員を志望する大学生や教員OBなどの地域住民のうち希望者を、県内各地の学習支援団体に紹介し、学習支援の担い手の確保及び育成を図ります。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもが十分な教育を受けられるよう、市町村との連絡会議を開催し情報交換を行います。
- ・様々な事情により家庭での学習が困難であり、学習支援が必要な子どもに対し、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図るため、教員を志望する大学生や教員OBなどの地域住民の協力を得て学習支援を行います。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置により、児童・生徒の置かれた様々な環境への働きかけや関係機関等のネットワークの構築、連携・調整、校内体制づくりなどによる支援を行います。

② 生活困窮者に対する自立支援（担当所属：地域福祉課）

- ・ひきこもりやニート、発達障がいや多重債務等が原因で生活に困窮している若者等に対する自立支援を行います。
- ・生活困窮により社会的孤立に陥ることがないよう、自立相談支援事業等を実施し、本人の主体性を尊重した寄り添い型の相談支援・就労支援等を行います。
- ・生活福祉資金貸付制度により、資金の貸付けと必要な相談支援を通じ、低所得者世帯等の経済的自立と生活意欲の促進等を図ることで、安定した生活が送れるようにします。

③ ひとり親家庭等への支援（担当所属：地域福祉課、子ども家庭課）

- ・精神面や経済面で不安定な状況におかれるひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得や学習支援、食事の提供等を行うことができる居場所づくりを実施し、ひとり親家庭の子どもの心身の健全な育成を図ります。

- ・教員を志望する大学生や教員OBなどの地域住民のうち希望者を、県内各地の学習支援団体に紹介し、学習支援の担い手の確保及び育成を図ります。【再掲→P.78】
- ・ひとり親家庭等の自立をめざし、個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行い、就業や養育費に関する相談から就業情報の提供に至るまでの一貫した就業・自立支援サービスを提供します。
- ・より良い条件での就業につなげていくことを目的に、ひとり親の高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座の受講費用の一部を助成することで、ひとり親の学び直しを支援します。
- ・ひとり親家庭等に対して、修学資金、就学支度資金その他の資金の貸付けや就業に有利な資格取得に向けた助成を行います。
- ・生活福祉資金貸付制度により、資金の貸付けと必要な相談支援を通じ、低所得者世帯等の経済的自立と生活意欲の促進等を図ることで、安定した生活が送れるようにします。【再掲→P.78】

(6) ネット依存への対応

① 情報リテラシー教育の推進

(担当所属：私学振興・青少年課、学校安全課、環境生活政策課)

- ・青少年が高度情報社会を主体的に生きることができるように、情報モラルや情報リテラシーを身に付けるための学校教育を推進するとともに、高校入学前の時期を重点とした情報モラル研修を実施し、インターネットの安全・安心利用に向けた取組を進めます。【再掲→P.58】
- ・情報モラル、いじめ、不登校、孤食、児童虐待など現在の社会状況に対応した課題について家庭教育学級で学ぶことを啓発します。

② ネット依存に対する啓発活動の実施

(担当所属：学校安全課、私学振興・青少年課)

- ・ネット依存等について記載した「情報モラル啓発リーフレット」や教職員用の指導資料を作成し、県内全ての小・中・義務教育学校、高等学校に配布するとともに指導を行うことで、児童・生徒への啓発を行います。
- ・高校一年生になる全ての生徒の保護者に対し、ネット依存に対する啓発チラシを配布するとともに、携帯電話販売店でも、携帯電話契約時にチラシを活用してネット依存について説明するなど、ネット依存に対する啓発を進めます。

- ③ ネット依存予防教室の実施（担当所属：私学振興・青少年課）
・小学校から高等学校における情報教育の一層の充実を図り、携帯電話やスマートフォンの適切な使い方等を学ぶ情報モラル教育とともに、ネット依存の現状や対策等を学ぶ予防教室を実施します。
- ④ ネット依存対策プログラムの実施（担当所属：私学振興・青少年課）
・学校関係者や各相談支援担当者を対象とした「ネット依存対策」に関する研修会を開催し、ネット依存の現状とネット依存傾向にある青少年への支援方法等について学ぶ機会を提供します。
・ネット依存傾向にある児童・生徒及びその家族を対象とした「ネット依存回復支援講座」を開催し、自らの生活を見直したり、家族の望ましいかかわり方などを学んだりする機会を提供します。
・ネット依存傾向にある児童・生徒を対象に、基本的な生活習慣の回復や行動改善へのきっかけとなるよう、青少年教育施設等での自然体験や創作活動、カウンセリング等を取り入れた宿泊体験プログラムを実施します。
- ⑤ 相談支援の充実（担当所属：私学振興・青少年課、保健医療課）
・ネット依存傾向にある青少年やその家族に対し、岐阜県青少年SOSセンターや岐阜県精神保健福祉センターで相談を受け付け、専門機関を紹介したり適切な治療につなげたりするなど、必要な支援に努めます。

（7）外国人児童・生徒への支援

- ① 外国人児童・生徒への支援の充実
(担当所属：教職員課、学校支援課、教育総務課、外国人活躍・共生社会推進課、私学振興・青少年課)
・日本語による授業が理解しにくい外国人児童・生徒等に対し、加配教員や支援員の配置などによる日本語習得環境の整備を図るとともに、母国語による学習サポートを推進します。
・言葉の壁で受験が難しい高校入試について、県立高校入学者選抜の仕組みづくりを推進します。
・NPO等と連携し、義務教育の就学年齢を超えて高等学校進学などをめざす外国籍の子どもが、希望する高等学校等に進学したり、就職したりすることができるよう、学習支援や進路に関する相談・指導を実施します。
・外国人青少年が社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を育て、豊かな将来に向け自身のキャリア観を具体的に考える機会を提供します。

- ・様々な困難を抱える子ども・若者を支援するため、「子ども・若者支援地域協議会」において、居場所づくりに取り組む関係団体等と連携した取組（子ども・若者育成支援ネットワーク事業）を推進します。

② 学校や地域における日本語学習環境の向上の推進

（担当所属：私学振興・青少年課、外国人活躍・共生社会推進課、学校支援課）

- ・認可学校法人へ学校運営経費を補助するとともに、当該学校の各種学校化・準学校法人化への取組を支援します。
- ・言葉や生活習慣の違いなど困難を抱える在住外国人の子どもが、同じ地域の一員として健やかに成長していけるよう、地域全体の意識の醸成を図る取組や教育環境の整備等を進めます。

（8）その他、特に配慮が必要な青少年への支援

① 性的マイノリティ^{*1} 等に対する理解促進、教育の充実（担当所属：学校支援課）

- ・性の多様性について県民の正しい理解と認識が深まるよう啓発活動を推進します。
- ・性同一性障がいやL G B T Q I A^{*2} 等の性的指向を理由として困難な状況に置かれているなど特に配慮が必要な青少年に対する偏見や差別をなくすとともに、性的マイノリティに関する理解を深めるための教育を推進します。

② 相談支援の充実（担当所属：私学振興・青少年課）

- ・性的マイノリティに悩んでいる青少年やその家族に対し、相談しやすい環境の整備や医療機関との連携等、支援体制の確立と充実を図り、きめ細かな対応に努めます。

※1 性的マイノリティ

同性愛者、両性愛者、性同一性障がいのある者等の性的少数者のこと。

※2 L G B T Q I A

性的マイノリティのうち、以下の人たちの総称。

- ・Lesbian（レズビアン）：女性の同性愛者
- ・Gay（ゲイ）：男性の同性愛者
- ・Bisexual（バイセクシュアル）：両性愛者
- ・Transgender（トランジッター）：身体と心の性が一致していない人
- ・Questioning（クエスチョニング）：自分の性別がわからない、意図的に決めていない人
- ・Intersex（インターフェックス）：生まれつき男女両方の身体的特徴を持つ人
- ・Asexual（アセクシュアル）：無性愛者

基本施策3 被害防止・保護



現状と課題

- 県子ども相談センターにおける児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、昨年度の相談対応件数は、過去最多となっています。
 - 虐待の予防と早期発見、早期対応を図るため、関係機関と切れ目がない連携や悩みを気軽に相談できる体制の強化が求められています。
- 本県では、10歳代後半から30歳代までの死因の第1位が自殺となっています。全国的な自殺の原因・動機については、「健康問題」や「経済・生活問題」などが多くを占めますが、10歳代については「学校問題」が第1位となっています。
 - 青少年に対し、豊かな心と体を育てるとともに、自殺を個人の問題としてとらえるのではなく、社会的要因を踏まえた総合的な予防策が求められています。

取組方針

児童虐待についての県民の関心と理解を高め、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応から、虐待児童など家庭での生活が困難な子どもの自立に至るまでの切れ目ない支援を推進します。

また、犯罪被害に遭った子どもへの支援を推進するとともに、様々な問題が複雑に絡み合う自殺の予防に向け、社会的要因への働きかけを踏まえた総合的な取組を進めます。

具体的な施策

(1) 児童虐待防止対策の推進

- ① 子ども相談センター及び市町村の相談支援体制の強化（担当所属：子ども家庭課）
 - ・児童虐待相談の増加に対応するため、児童福祉司や児童心理司の増員、保健師や児童虐待対応弁護士の配置等により県子ども相談センターの体制強化を図るとともに、市町村要保護児童対策地域協議会の運営強化を図るための各種研修会を開催します。
 - ・地域の身近な相談機関である市町村職員等が、虐待リスクのある保護者に対し適切な援助・指導ができるようにするために、家庭支援技術の向上を目指した研修会を開催します。

- ② 関係機関との連携強化（担当所属：子ども家庭課）
 - ・子どもの安全確保のため、児童虐待事案に係る子ども相談センターと警察との情報共有を行い、迅速に対応します。
 - ・拠点病院に「児童虐待専門コーディネーター」を配置するとともに、医療機関に対する研修や助言を行い、地域の医療機関の児童虐待対応体制を強化します。

- ③ 発生予防と早期発見・早期対応（担当所属：子ども家庭課、子育て支援課）
 - ・児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」を活用した啓発活動として、11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、「清流の国ぎふオレンジリボン運動」を展開し、児童虐待に対する社会の認識を高めます。
 - ・児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応を図るため、妊娠期からの切れ目のない相談体制の強化、関係機関との連携強化を推進します。
 - ・生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」や養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し指導・助言を行う「養育支援訪問事業」を、県内全市町村が実施するよう働きかけます。
 - ・児童虐待の発見者や子育てに悩みを抱えた方が、必要性を感じたときに迅速に相談通告できるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の通話を無料化しており、こうした体制を周知するとともに、通告に対応します。

（2）社会的養育・支援の推進

- ① 社会的養育の推進（担当所属：子ども家庭課）
 - ・一時保護された子どもや、児童養護施設等に入所又は里親へ委託された子どもの権利を擁護するため、当事者である子どもからの意見聴取や子どもの権利を代弁する取組を推進します。
 - ・里親やファミリーホームへの委託を推進するため、里親のリクルートやアセスメント、里親登録前後の里親研修、子どもとのマッチング、委託中の里親への支援など、里親に対する包括的な支援に取り組みます。
 - ・児童養護施設等に入所している子どもを、できる限り家庭的な環境の下で養育するため、施設の小規模化、地域分散化を促進するとともに、地域の社会的養育を支える専門的な拠点として、施設の高機能化、多機能化などを促進します。
 - ・家庭に対する養育支援を充実強化するため、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。
 - ・社会的養護により育った子どもが、社会において自立していくよう、児童養

護施設等の自立支援機能の強化を図るとともに、児童養護施設等退所者の自立支援を推進します。

- ② 犯罪被害者への支援（担当所属：県民生活課、県警広報県民課、子ども家庭課）
- ・（公社）ぎふ犯罪被害者支援センター等の関係団体と連携し、犯罪被害に遭われた方やその家族等に対する支援を行うとともに、被害者支援に関する県民等の理解と協力を得られるよう広報・普及啓発活動を行います。
 - ・ぎふ性暴力被害者支援センターで性暴力被害者からの相談を24時間365日ワンストップで受け付けるとともに、被害直後から中長期にわたる総合的な支援を行うことで、被害者的心身の負担を軽減し、健康の回復と早期の自立支援を促すとともに、被害の潜在化防止に努めます。

（3）自殺対策の推進

- ① 予防策の推進（担当所属：保健医療課）
- ・地域や職場、県民を対象に、悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人（ゲートキーパー）を養成し、県民全体で自殺を予防する体制を整えます。
 - ・悩みを抱えた子ども・若者が自殺に至らないよう、みんなが「ゲートキーパー」となり、身近な地域で支えるという県民一人一人の役割について共有されるよう普及啓発活動を行います。
- ② 相談支援の充実（担当所属：保健医療課）
- ・子ども・若者が利用する機会の多いインターネットの検索連動型広告を活用し、適切な相談窓口の案内を実施します。
 - ・身近な所で相談が受けられるよう、保健所や市町村窓口、民間団体等での相談窓口の充実を図ります。
 - ・解雇や多重債務が原因によるうつ病や自殺を防ぐために、弁護士と臨床心理士による合同の「法律とこころの相談会」を実施します。
 - ・「生きることの包括的な支援」に関わる様々な分野の支援者等に対して、自殺対策に関する研修等を実施し、自殺対策に係る人材の確保・育成を図ります。
- ③ 学校における早期発見に向けた取組の推進（担当所属：学校安全課）
- ・専門家の派遣が必要な生徒指導上の諸問題に対して、学校等の要請により、

事案に応じて外部人材で編成するサポートチームを派遣し、専門的な立場から指導体制の確立等を支援し、諸問題の早期解決を図るとともに、予防・再発防止においても、必要なスペシャリストを派遣し、支援を行います。

(4) 性被害から青少年を守る取組の推進

① 性被害を未然に防ぐ方策などを学ぶ教育等の推進

(担当所属：学校安全課、県警少年課)

- ・小・中学生や高校生を対象に情報モラル教室を開催し、「SNS等を通じて知り合った人とは会わない」「フィルタリングを設定する」など、性被害を未然に防ぐ方策などについて学ぶことで、性被害防止に向けた意識の向上を図ります。
- ・具体的な被害事例や被害手口等を盛り込んだリーフレットを作成、配布し、性被害防止についての啓発活動を推進します。

② 保護者への啓発強化（担当所属：私学振興・青少年課、学校安全課）

- ・SNS等に起因する性被害から青少年を守るために、保護者に対し、情報モラル啓発リーフレットの配布や情報モラル研修会などを通して、フィルタリング利用についての啓発を行います。

③ 性被害に係る犯罪等の根絶のための取組の実施

(担当所属：私学振興・青少年課、県警少年課)

- ・青少年の性被害を未然に防ぐため、児童ポルノ等の提供を求める行為やJKビジネス営業に対して規制を強化し、JKビジネス営業者に対する立入調査活動を推進します。
- ・児童買春、児童ポルノをはじめとする青少年の性被害に係る犯罪等を未然に防止し、児童の権利を守るため、被害根絶に向けた広報・啓発活動を進めます。

④ 相談支援の充実（担当所属：私学振興・青少年課、県警少年課）

- ・性被害に悩んでいる青少年やその家族に対し、相談しやすい環境の整備や相談支援機関との連携等、支援体制の確立と充実を図り、きめ細かな対応に努めます。



基本方針Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備

<めざす姿>

- ◇青少年が、有害な環境にさらされたり犯罪やトラブルに巻き込まれたりすることなく、また、各学校や家庭でのルールに基づき節度を持ってインターネットを利用しています。
- ◇各地域に青少年の成長を見守り支援する多様な立場の担い手が存在し、家庭・学校・地域が一体となって、地域ならではの特色ある活動・体験・交流の機会が設けられています。

基本施策1 安全・安心な社会環境の整備

現状と課題



- 情報化社会の進展により、スマートフォン等のモバイル通信機器が広く普及したことで、インターネットを通じて有害情報が簡単に入手できるようになったり、インターネットを通じたいじめ、SNS等に起因する「少年の福祉を害する犯罪」の被害が増加したりするなど、様々な問題が生じています。
→安全・安心なインターネット利用や有害環境等に対応する教育、取組の推進など、安全・安心な社会環境の整備が求められています。

取組方針

安全・安心なインターネット利用を促進するため、青少年を有害情報や危険にさらさない対策と、青少年自身が節度ある利用方法を身に付ける教育・啓発に取り組みます。

具体的な施策

(1) 安全・安心なインターネット利用の促進

① 情報リテラシー教育の推進や安全・安心利用の促進

(担当所属：私学振興・青少年課、学校安全課、県警少年課)

- ・青少年が高度情報社会を主体的に生きることができるよう、情報モラルや情報リテラシーを身に付けるための学校教育を推進するとともに、高校入学前の時期を重点とした情報モラル研修を実施し、インターネットの安全・安心利用に

向けた取組を進めます。【再掲→P.58、P.79】

- ・児童・生徒のインターネット利用を適切に把握、管理する立場である保護者に対し、進学時の保護者説明会等、多くの保護者が集まる学校行事等を有効に活用して、学校や家庭でのルールづくりやペアレンタルコントロールの促進を図るなど、有害情報やトラブル、犯罪被害から身を守ったり、非行を防止したりするための対策等について啓発活動を実施します。
- ・情報リテラシー教育において指導的立場・リーダーとして活躍ができる教員を養成します。
- ・青少年育成支援者・PTA役員等が、身近な地域で勉強会の企画や家庭へのアドバイスができるよう、情報リテラシー能力を高める研修会を実施し、地域の指導者を養成します。

② フィルタリング利用の促進（担当所属：私学振興・青少年課、学校安全課）

- ・青少年が使用する携帯電話へのフィルタリング利用を徹底するため、青少年健全育成条例に基づく携帯電話販売店への立入調査を行い、フィルタリングの内容説明義務等の遵守の徹底を図ったり、フィルタリングの必要性等に対する県民や保護者の理解の浸透を図る啓発活動を実施したりします。
- ・携帯電話事業者・販売店の協力のもと、フィルタリング利用について、保護者等の関係者へ積極的にPRします。
- ・情報モラル啓発リーフレットやデジタル教材などを活用し、児童・生徒及び保護者に対して、フィルタリングの必要性等について啓発活動を実施します。

③ SNS等インターネットを利用した犯罪被害の防止

（担当所属：学校安全課、県警少年課、県警サイバー犯罪対策課）

- ・児童・生徒が主に利用するサイト等のパトロールを行うことで、安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整えます。
- ・出会い系サイト等に絡む犯罪被害を防止するため取締りを強化するとともにインターネットの危険性や適切な利用に関する広報・啓発活動を推進します。
- ・インターネット上の違法・有害情報について、民間の協力を得てサイバーパトロール等を行い、ネットワーク上の治安を確保します。

④ ネット安全・安心ぎふコンソーシアムによる啓発活動の推進

（担当所属：私学振興・青少年課、人権施策推進課、教育研修課、学校安全課、学校支援課、県警少年課、県警サイバー犯罪対策課）

- ・行政、事業者、学校、地域、保護者団体、青少年団体等が連携し、フォーラム、ワークショップの開催や研修会への講師派遣を行うことで、青少年のインターネット・携帯電話の安全・安心利用を推進します。

（2）健全な青少年を育む社会環境づくりの推進

- ① 有害ゲーム等のコンテンツへの規制強化（担当所属：私学振興・青少年課）
 - ・有害環境の浄化や健全な社会環境づくりについて、業界の自主的な取組を促進します。
- ② 有害図書類等の調査指定（担当所属：私学振興・青少年課）
 - ・青少年に有害な影響を与える興行や図書類等を青少年健全育成条例に基づき指定したり、優良興行等の推奨を行ったりして、健全な社会環境づくりを推進します。
 - ・業界・事業者の協力により、有害環境を浄化する自主的な取組を促進します。
- ③ 薬物乱用防止対策の推進（担当所属：薬務水道課、県警少年課）
 - ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」を通じて、関係団体と連携して幅広い年齢層への街頭啓発活動等を実施し、覚醒剤・麻薬・シンナー等の薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進します。
 - ・薬物の乱用による県民の健康被害を防止するため、覚醒剤、麻薬、危険ドラッグ、シンナー等の流通実態の把握や関係機関と連携した取締り・監視指導を実施します。
 - ・薬物相談窓口を設置し、薬物問題で悩んでいる本人、家族等の相談に応じます。
 - ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「子ども・若者育成支援強調月間」及び「薬物乱用防止キャンペーン」などにおける、高校生のマナーズ・スピリット（M S）リーダーズ、中学生のマナーズ・スピリット・ジュニア（M S J）リーダーズによる環境浄化啓発活動を促進します。
- ④ 立入調査の推進（担当所属：私学振興・青少年課）
 - ・青少年健全育成条例に基づき、図書類取扱業者、深夜入場制限施設等への規制にかかる立入調査活動を実施し、有害環境の実態把握や環境浄化活動を推進します。



(3) 有害環境等に対応する教育の推進

① 薬物乱用防止教育の推進（担当所属：薬務水道課、県警少年課）

- ・県内の小学校高学年、中学生、高校生に対し、薬物に関する正しい知識と薬物の乱用防止を啓発するため、薬物乱用防止広報車「わかば」を活用して「薬物乱用防止出前講座」等を実施します。

② 消費者教育の推進（担当所属：県民生活課）

- ・青少年自身が、インターネットを利用した架空・不当請求など消費者トラブルから身を守ることができるよう、学校や家庭で活用できる消費者教育資料や啓発物品等を作成・配布するとともに、学校等において消費生活出前講座を開催するなど、身を守るための知識を身に付けられるよう消費者教育の充実を図ります。
- ・青少年に悪質商法に関する注意喚起を行うための資料を作成・配布します。

(4) 安全教育や地域のネットワークづくりの推進

① 安全・防犯教育の推進（担当所属：学校安全課）

- ・今後予想される巨大地震や火山噴火、局地的豪雨等の自然災害や、交通事故や不審者による事件から、主体的に自分の命を守るために、様々な危険を予測し、回避できる能力を身に付けていくための安全教育を推進します。

② 交通安全対策の推進（担当所属：県民生活課、学校安全課）

- ・「ドライバーとアイコンタクトができる岐阜の子」のキャッチフレーズのもと、児童・生徒が「自分の命は自分で守る意識」や「危険を予測し、回避する能力」を培うことができるよう、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図ります。
- ・交通事故に遭わないよう交通環境の整備、啓発活動を行います。

③ 地域の安全を確保するネットワークづくりの推進

（担当所属：県民生活課、県警生活安全総務課、県警少年課）

- ・県民の「地域の安全は自分たちで守る」意識の高揚を図るため、広報啓発活動を実施するとともに、地域の防犯ボランティア団体等による住民主体の地域安全活動を積極的に支援します。
- ・地域の防犯ボランティア団体と行政、警察、学校等関係団体の連携強化を図る

べく、情報共有や意見交換を目的とした会議を開催するなど、地域のネットワークづくりを推進します。

- ・地域で防犯活動に取り組むボランティア団体を「安全・安心まちづくりボランティア団体」、企業等を「安全・安心まちづくりフレンドリー企業」として登録し、地域防犯に関する情報提供などの支援を行います。
- ・「つきまとい」や「声掛け」など、子どもたちが不安を感じたときに駆け込めるよう、通学路周辺の民家、コンビニ、ガソリンスタンド、理容店などの協力により設置が進められている「子ども110番の家」の活動を支援し、子どもの保護や犯罪の未然防止を図ります。



基本施策2 家庭の教育力の向上



現状と課題

- 核家族や共働き家庭、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く家庭環境は大きく変化しています。また、地域のつながりの希薄化により、身近な人から子育てについて学ぶ場や子育ての悩みや不安を相談する機会のない保護者がみられます。
- 親としての学びの場、相談の機会を提供するとともに、地域や学校、事業者、行政の連携による各家庭の状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

取組方針

家庭が子育てや教育について本来の役割を果たすことができるよう、家族とのふれあいの促進、親としての学びの場や相談の機会の提供とともに、家庭、学校、地域の連携により、地域全体で家庭教育を支える環境の構築を推進します。

具体的な施策

(1) 家庭の教育力向上のための支援の推進

① 家庭教育学級の普及とリーダーの育成（担当所属：環境生活政策課）

- ・各学校や幼稚園、保育園等で行われる家庭教育学級を推進する人材を養成することを目的に、県内6地区ごとにリーダー研修会を実施します。
- ・学校や園の関係者、PTA関係者、市町村関係者等と連携し、各学校や園、公共施設等における家庭教育学級の実施を推進します。
- ・家庭教育学級のリーダーや学校関係者が、家庭教育の意義、家庭教育学級の運営方法や先進事例を学んだり、県の家庭教育に関する情報を共有したりすることで、家庭教育学級の質の向上を図ります。

② 「子育てサロン型家庭教育学級」と「在宅取組型家庭教育学級」の推進

（担当所属：環境生活政策課）

- ・参加者同士の交流を通して、保護者のネットワークの構築が期待できる「子育てサロン型家庭教育学級」と、学校等で開催される家庭教育学級への参加が困難な保護者に家庭教育についての学び、実践の機会を提供することができる「在宅取組型家庭教育学級」の開催を推進します。
- ・家庭教育学級を効果的に進められるプログラム集を作成、配付し、研修会での説明や体験、通信等での実践事例の紹介により、サロン型、在宅取組型家庭教育学級の普及を図ります。

- ③ 社会状況に対応した課題の学習（担当所属：環境生活政策課）
- ・情報モラル、いじめ、不登校、孤食、児童虐待など現在の社会状況に対応した課題について家庭教育学級で学ぶことを啓発します。【再掲→P.79】
 - ・各種研修会や会議、通信等で、現在の社会状況に対応した課題についてのデータや、それらの課題を取り上げた家庭教育学級の実践事例等を紹介します。

（2）家庭の日の普及と家族のふれあいの促進

- ① 家庭の日の普及（担当所属：私学振興・青少年課）
- ・家族の絆を深め、社会全体で明るい家庭づくりを進めるとともに、家庭の役割や親の責任を再認識し、家族がふれあう「家庭の日」（「岐阜県家庭の日を定める条例」により毎月第3日曜日）が徹底されるよう、普及・啓発を推進します。
 - ・市町村や地域青少年指導者など様々な取組主体と連携し、「わが家わが町家庭の日」の取組発表を実施するなど、親子の活動や家族が参加できる地域のふれあい活動を推進します。
 - ・小・中学生を対象に、明るく豊かな家庭づくりについて考えるきっかけとなるよう、「家庭の日啓発図画・ポスター」を募集し、入賞者の表彰を行います。また、入選以上の作品を県内の会場に展示し、多くの方の目に触れるようすることで、「家庭の日」のより一層の普及・啓発を推進します。

② 家族のふれあいの促進

- （担当所属：男女共同参画・女性の活躍推進課、私学振興・青少年課、環境生活政策課）
- ・「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」により定められた「早く家庭に帰る日」（毎月8、18、28日）の取組を普及することで、子育て家庭の保護者の働き方を見直し、仕事から早く帰って子どもとふれあう時間が持てるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
 - ・父親の役割や必要な知識を学ぶ機会を提供する「父子手帳」を、母子手帳配布時に同時配布するなど、広く父親の育児参加を促進します。
 - ・家庭教育支援条例により「家庭教育を実践する日」として定められた「家庭の日」及び「早く家庭に帰る日」の具体的な取組として、全ての家庭が約束づくりと実践を通じ、家族で話をするきっかけをつくる「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進します。

(3) 家庭・学校・地域の連携による教育力の向上

① 家庭・学校・地域の連携による取組の推進

(担当所属：環境生活政策課、男女共同参画・女性の活躍推進課)

- ・県内6地区で開催する地区家庭教育推進会議で家庭教育支援関係者や関係団体に支援施策についての情報を提供し、意見交流等を行うことで、連携して施策を推進します。
- ・地域の状況に詳しい人材を「家庭教育支援員」として配置し、地域内の関係部署との連携を図りながら、きめ細かな家庭教育支援に取り組む市町村を支援するとともに、実践事例を県内に広めます。
- ・家庭教育支援に関わる地域の人材養成や、効果的、継続的支援ができるよう、家庭教育支援チームの組織化を支援します。
- ・従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む企業をワーク・ライフ・バランス推進企業として登録し、その中から優良な取組や他社の模範となる独自の取組を実施する企業を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定し、その取組を広報・啓発します。
- ・子どもたちが親の職場を見学し、仕事内容を知ることで、親子で仕事と家庭の在り方を考えるきっかけを提供する「子ども参観日」の開催を推進します。

② 企業内家庭教育研修の推進（担当所属：環境生活政策課）

- ・企業・事業所と協力して、子育て中または、これから親になる従業員や管理職を対象とした企業内家庭教育研修の開催を支援し、子どもの健全な成長を地域社会全体で支え合う環境を整備します。



基本施策3 地域での健全育成の推進



現状と課題

- 青少年の犯罪被害や交通事故等、地域の安全が危惧されています。
→ 社会全体で地域の安全を守る環境づくりや、青少年が危険を予見し、自らの身を自ら守る力を養っていくことが求められています。
- 地域の人間関係の希薄化が進む中、他人の子どもに無関心だったり、注意ができなかったりするなど、地域の教育力の低下が指摘されています。
→ 地域全体での青少年育成を推進するため、地域の青少年指導者や青少年育成の担い手の養成、資質向上はもちろんのこと、大人の意識改革のための啓発活動など、地域における青少年との関わりを深める取組の推進が求められています。また、家族形態の多様化等により家庭環境が変化する中、地域社会が家庭教育を支え、「地域の子どもは、地域で守り育てる」という環境の整備が求められています。
- 共働き家庭が増加し、保護者の目が届かない時間が増えています。
→ 子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる居場所づくりが求められるとともに、様々な体験活動の場や、若者の活動の拠点づくりが求められています。
- 中学生以下の子どもに対する不審者からの声掛け事案が増加傾向にあります。
→ 学校と地域が連携して、子どもの安全を守るための取組が求められています。
- ◇ 青少年が、地域社会の一員として、社会性や規範意識を身に付けていくために、年齢や立場を超えた人たちとの交流や実体験など、様々な社会活動への参加を促進するとともに、青少年が地域で活躍するための場を提供していく必要があります。
- ◇ 地域の文化や歴史、自然を学ぶことで、ふるさと「清流の国ぎふ」への誇りや愛着を育み、将来の地域づくりの担い手としての自覚の醸成が求められています。

取組方針

青少年の健やかな成長を支える県民運動や担い手の育成に取り組むとともに、地域全体で子どもを守り育てる環境の整備や、開かれた学校づくりを推進します。また、青少年が地域の一員として積極的に社会形成に関わることができるように、社会参加活動やふるさと教育を推進するとともに、青少年の居場所づくりを進めます。

具体的な施策

(1) 青少年育成の県民運動の推進

① 大人の意識改革（担当所属：私学振興・青少年課）

- ・（公社）岐阜県青少年育成県民会議や各市町村民会議との連携により、青少年の健全育成に対する大人の責任について、大人自身が自覚を深め、青少年に対して大人が模範を示していくよう、「大人が変われば子どもも変わる」運動や大人のモラル向上運動など、大人の意識改革へ向けた啓発・実践活動を県民全体の運動として推進します。

② 青少年育成支援に対する県民の理解の促進（担当所属：私学振興・青少年課）

- ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）や全国「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）に合わせ、関係機関と連携した街頭啓発や立入調査など、青少年育成支援のための事業を集中的に実施し、青少年育成支援に対する県民の理解を深めます。

③ 地域の青少年活動を支える担い手の育成（担当所属：私学振興・青少年課）

- ・地域で子どもを育てる意識の醸成を図るとともに、地域の青少年育成指導者や子育て支援の担い手の養成・資質向上を図ります。
- ・「地域の子どもは、地域で守り育てる」を合言葉に、「地域のおじさん・おばさん運動」を通して、地域の大人が、登下校時に子どもたち一人一人を温かく見守りながら声掛けをしたり、子どもたちがのびのびと活動できる機会をつくりたりするなど、地域全体で子どもを見守り、安全を確保するなど、地域の子どもに積極的に関わる県民運動を展開します。
- ・「青少年育成推進指導員」を各市町村に配置し、子どもが参加できる地域行事の推進、登下校の見守り、学校運営への参画・協力など、市町村や地域における青少年育成県民運動の普及を推進します。また、配置された推進指導員の資質向上と連携強化を図ります。



(2) 地域で青少年を育てる取組の推進

① 学校、家庭、地域が連携し、社会全体で青少年を育む環境づくりの推進

(担当所属：環境生活政策課、私学振興・青少年課)

- ・学校、家庭、地域が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を推進するため、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や基盤となる地域学校協働本部の活動を推進します。
- ・放課後等の子どもの安全・安心な居場所を設け、地域住民の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う取組を支援します。
- ・様々な事情により家庭での学習が困難であり、学習支援が必要な子どもに対し、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図るため、教員を志望する大学生や教員OBなどの地域住民の協力を得て学習支援を行います。【再掲→P.78】
- ・地域の中で子どもを支援する団体や個人のネットワーク化、交流を促進することにより、地域における子育て支援の担い手となる人材の養成を図ります。
- ・子どもたちが地域で行う様々な活動を支援し、高い評価を得ている個人や団体の功績を讃え広く周知するために「岐阜県地域子ども支援賞」を贈呈するなど、地域全体で子どもを育てる取組を促進します。

② 地域における子育て支援（担当所属：子育て支援課）

- ・市町村が実施する地域の子育て支援の場である「地域子育て支援拠点」の運営を支援し、子育て相談の場、親同士や親子の交流の場を提供するほか、子育て支援ポータルサイト「ぎふ子育て応援団」による子育てに関する様々な情報提供などを通じて、子育てに奮闘する親を支援します。
- ・「ぎふっこカード」や「多子世帯応援カード（ぎふっこカードプラス）」を発行し、子育て世帯を対象とした割引やプレゼント等の優遇、買い物中の託児サービス等の応援サービスの提供などを行い、子育て家庭を社会全体で支え、温かく見守る県民の意識づくりを推進します。
- ・保育や子育て支援への従事希望者に対する研修を実施し、「子育て支援員」の養成を推進することにより、地域における子育て支援事業に携わる人材の確保を図ります。
- ・地域の子育て支援事業従事者に対する研修を実施し、従事者の資質向上を図ります。



(3) 青少年の社会参加活動の推進

- ① 青少年団体の活動支援（担当所属：環境生活政策課、私学振興・青少年課）
 - ・子ども会やスポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、青年団体、ボランティア団体など、県内で活動する青少年関係団体を支援し、青少年が地域において活動する場づくりを推進します。
 - ・姉妹県である鹿児島県の青少年との交流を通じて、郷土建設への意識の醸成や次世代リーダー育成の機会を提供するなど、県内の青年団体及び少年団体等の活動の活性化に向けた支援を行います。
- ② 地域における各種の体験・交流活動の機会の充実（担当所属：学校支援課）
 - ・ボランティア活動の機会を設けたり、地域で実践されているボランティア情報を提供したりするなどして、青少年のボランティアに関する理解や関心を深めるとともに、ボランティア活動への自主的な参加を促進します。
 - ・身近なところで、誰かのためにできることに進んで取り組む「家庭ボランティア運動」を、県民運動として展開します。
- ③ 社会参加活動の推進（担当所属：私学振興・青少年課）
 - ・地域・学校での街頭啓発活動やボランティア活動への積極的な参加、社会のルールやマナーについての学習など、高校生の様々な自主的取組を、「高校生のびのびプロジェクト」として支援し、高校生の規範意識の高揚と社会参加活動を推進します。

(4) ふるさと教育の推進

- ① ふるさと「清流の国ぎふ」への誇りと愛着を育む教育の充実
(担当所属：教育総務課、学校支援課、文化伝承課)
 - ・学校、家庭、地域が連携し、子どもたちが地域に暮らす様々な人たちとの関わりを深めながら、地域の豊かな自然や歴史、伝統文化、産業等について学んだり、地域で行う各種体験活動を行ったりすることを通して、子どもたちに豊かな心を醸成し、ふるさとへの誇りと愛着を育みます。
 - ・県博物館、県美術館などの県有文化施設において、「清流の国ぎふ」の自然や歴史、文化等を体験する教育普及活動を実施し、ふるさと岐阜への誇りと愛着を育みます。【再掲→P.58】

② 環境教育の推進

(担当所属：環境企画課、恵みの森づくり推進課、農村振興課、河川課、砂防課)

- ・環境教育などを通じて、共感・共生意識や社会性、協調性を育みます。
- ・小学校の授業や総合的な学習の時間で活用できる環境教育副読本を作成し、県下全小学5年生に配布することで、環境問題に対する理解を深めるとともに、県民の環境配慮の意識を醸成し、一人一人の自主的な環境保全の取組を促進します。
- ・自然公園等における自然体験や環境学習、環境保全活動を行う親子ツアーオーを開催することで、上流域から下流域までの森・川・里・海のつながりについて参加者の理解を深め、環境保全意識の醸成を図ります。
- ・本県の森林（自然）に誇りと愛着をもち、将来、森林に対して責任ある行動ができる人づくりを進めるため、幅広い世代を対象に、森や木に親しみ、森林とのつながりを体験できる「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター（morinos）」を核とし、県内各地において森や木からの学び（ぎふ木育）を推進します。
- ・子どもたちが身近な水田での農作業や農業用用排水路における生物調査などを通じ、農業・農村の持つ豊かな生態系をはじめとする様々な機能や、農村環境を将来にわたって保全する必要性を学ぶ環境学習活動を推進します。
- ・本県の恵まれた自然環境を将来にわたって守り伝え、流域全体の水環境の保全につながる取組を発展させるよう、小・中・義務教育学校が行う総合的な学習の時間において、講師派遣や教材の提供等の支援を行います。
- ・子どもたちの身近に起こりうる土砂災害について理解を深めるため、土砂災害が発生する仕組みや砂防えん堤等による土砂災害対策施設の役割等を学ぶ取組を支援します。

（5）青少年の居場所づくりの推進

① 地域や学校が連携した居場所づくり

(担当所属：子育て支援課、環境生活政策課、私学振興・青少年課、学校安全課)

- ・市町村が子どもの健全育成を図るために設置している児童館や児童センターの整備を支援し、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを進めます。
- ・市町村が行う、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」と、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う「放課後子ども教室」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策の推進を支援し、子どもたちの健全育成を図ります。

- ・様々な困難を抱える子ども・若者を支援するため、「子ども・若者支援地域協議会」において、居場所づくりに取り組む関係団体等と連携した取組（子ども・若者育成支援ネットワーク事業）を推進します。【再掲→P.81】
- ・いじめ等の問題行動は、「いつでも、どこでも、どの子にも起こりうる」という認識に立ち、学校と保護者、地域の大人が連携して、地域ぐるみでいじめ等の問題行動の未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。【再掲→P.73】

② 社会参加への支援（担当所属：県警少年課）

- ・様々な困難を抱える子ども・若者を温かく見守る環境づくりや、非行少年等の立ち直りに向けた居場所を提供するなど、社会への一歩を踏み出すきっかけづくりに取り組みます。
- ・子ども相談センター等と連携し、少年のための学習支援や無職少年に対する就学・就労等の相談活動を推進するとともに、少年警察ボランティア等と連携し農業体験等を通じた少年の居場所づくり活動を実施します。

③ 様々な活動の場づくり（担当所属：環境企画課、都市公園課）

- ・市町村が設置している児童館や児童センターの運営や活動を支援するとともに、公園など子どもが遊べる施設や、自然と親しむことができる場所の充実を図ります。
- ・子どもの身近な遊び場となる都市公園や身近な自然に親しむことのできる里山の環境整備を図るとともに、自然とのふれあいや自然環境に関する学習の機会の充実に努めます。

（6）地域に開かれた学校づくりの推進

① 地域住民の学校運営への参画（担当所属：教育総務課、学校支援課）

- ・コミュニティ・スクールなど、地域住民が教育活動や学校運営に参画できる機会を充実させ、学校と地域住民との連携・交流を推進します。
- ・各学校に学校評議員や学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営に参画することで、地域や家庭と連携・協力した特色ある開かれた学校づくりを一層推進します。

② 学校公開の推進（担当所属：学校支援課）

- ・学校が地域住民に対し授業公開や施設開放を行うなど、教育活動の情報提供を積極的に行います。

- ・開かれた学校づくりを推進するため、全県的に学校公開期間（岐阜県ふるさと教育週間／1月1日～14日）を設定し、地域住民に学校教育への参加促進を図ります。

③ P T A団体の育成（担当所属：学校支援課）

- ・P T A団体が実施する実践発表や講演会等の各種研究活動や、広報活動に対し、指導援助を行います。

（7）青少年の安全・安心を見守る活動の推進

① 地域が一体となった安全・安心まちづくり活動の推進

（担当所属：県民生活課、県警少年課）

- ・登下校時等の児童・生徒の見守り活動・声かけ運動や防犯パトロールなど、学校・家庭・地域・関係機関の連携による安全・安心まちづくり活動を推進し、地域ぐるみで児童・生徒の安全確保を図ります。
- ・「つきまとい」や「声掛け」など、子どもたちが不安を感じたときに駆け込むよう、通学路周辺の民家、コンビニ、ガソリンスタンド、理容店などの協力により設置が進められている「子ども110番の家」の活動を支援し、子どもの保護や犯罪の未然防止を図ります。【再掲→P.90】
- ・幼児等連れ去り未然防止教育班（たんぽぽ班）が保育園や幼稚園等を巡回し、連れ去り防止をはじめとした防犯教育を行い、子ども達自身の防犯意識の向上を図ります。

② 子どもの見守り活動の推進（担当所属：私学振興・青少年課、県民生活課）

- ・「地域の子どもは、地域で守り育てる」を合言葉に、「地域のおじさん・おばさん運動」を通して、地域の大人が、登下校時に子どもたち一人一人を温かく見守りながら声掛けをしたり、子どもたちがのびのびと活動できる機会をつくりたりするなど、地域全体で子どもを見守り、安全を確保するなど、地域の子どもに積極的に関わる県民運動を展開します。【再掲→P.95】
- ・通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等において保護者、教育関係者、地域住民等が連携して見守り活動等を実施するとともに、子どもの交通ルールの遵守、交通マナーの向上のための指導に努めるよう、啓発します。

<コラム> SDGsについて

1. SDGsとは

世界が抱える「貧困」、「差別」、「環境破壊」、「戦争（紛争）」などの問題を解決するために、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」という共通理念のもと、2015年9月の国際連合サミットで採択された『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』が掲げた「2030年までの達成をめざす国際目標」のことです。

SDGsは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」という英語の頭文字をとった略称で、下記の17の目標と169のターゲット（目標を達成するためのより具体的な目標）から構成されています。

2. SDGsを達成するために

目標を達成するためには、私たち一人一人が身の回りの社会問題や環境問題などの様々な課題を「自分ごと」として捉え、積極的に行動することが大切です。

本計画では、基本施策ごとに、関連のあるSDGsを示すとともに、様々な取組を行っていきます。



第6章 数値目標

施策の着実な推進を確認するための指標として、以下の数値目標を設定します。

指標名	現況値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	指標の考え方
基本方針Ⅰ 全ての青少年の健やかな成長と自立への支援			
基本施策1 自己形成のための支援			
非行少年の検挙・補導人員 (6-19歳人口千人あたり)	1.8人	1.5人	青少年の規範意識の定着度の指標として設定
子どもの朝食欠食率	小学生	4.4%	0%
	中学生	9.3%	0%
	高校生	21.7%	15%以下
新体力テストにおける総合評価D・Eの児童・生徒の割合	公立 小学校	27.9%	20.0% (令和5年度末)
	公立 中学校	19.3%	15.0% (令和5年度末)
運動が好きな児童・生徒の割合	公立 小学校	63.0%	65.0% (令和5年度末)
	公立 中学校	52.7%	55.0% (令和5年度末)
基本施策2 自己実現のための支援			
クラブマネジャー又はアシスタントマネジャーの資格取得者数	175人	185人	青少年が自己実現を図ることができる環境整備の充実度の指標として設定
基本施策3 青少年の職業的自立、就労等への支援			
岐阜県内におけるインターンシップの参加学生数	3,356人	3,000人 (令和3年末)	青少年の勤労観を醸成する施策や青少年に対する就労支援施策の効果を測る指標として設定

指標名	現況値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	指標の考え方
基本方針Ⅱ 困難を有する青少年やその家族の支援			
基本施策1 総合的な支援体制の推進			
複合的な困難に対する連携支援モデル事例の構築数	88 事例	100 事例	困難を有する子ども・若者に対応する相談体制の充実度の効果を測る指標として設定
基本施策2 困難な状況に応じた支援			
岐阜県若者サポートステーション登録者の進路決定率	64.3%	65.0%	若年無業者の支援施策の効果を測る指標として設定
不登校による長期欠席者数(千人当たり)	公立小学校	8.7人	7人
	公立中学校	38.2人	36.5人
不登校の児童・生徒のうち学校内外の機関などで相談・指導等を受けている割合	公立小学校	33.7%	20.0%
	公立中学校	36.6%	20.0%
公立小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校のいじめの解消率(いじめ行為が3か月以上止んでいる)	78.5%	78.5%以上	いじめの早期発見・早期対応の成果を図る指標として設定
特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率	98.6%	100%	障がいのある青少年の就業支援施策の効果を測る指標として設定
刑法犯少年の再犯者率	26.3%	25.0%以下	非行少年への対応・支援の効果を測る指標として設定
情報モラルなどを指導できる教職員の割合	85.5%	100%	ネットいじめ対策を含む情報モラル教育の推進の成果を測る指標として設定
SNS等に起因する「少年の福祉を害する犯罪」の被害少年数	31人	0人	青少年を有害環境から保護するための取組の効果を測る指標として設定

指標名	現況値 (令和元年度末)	目標値 (令和7年度末)	指標の考え方
基本方針Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備			
基本施策1 安全・安心な社会環境の整備			
携帯電話フィルタリング利用率 (高校生)	69.0%	85.0%以上	青少年を有害環境から保護するための取組の効果を測る指標として設定
家庭での携帯電話利用に関するルールのある割合 (高校1年生)	52.5%	70.0%	青少年を有害環境から保護するための取組の効果を測る指標として設定
情報モラルなどを指導できる教職員の割合【再掲】	85.5%	100%	情報モラル教育の推進の成果を測る指標として設定
立入調査における有害図書類の区分陳列の遵守率 (遵守店舗数／調査店舗数)	85.7%	95.0%	健全な社会環境づくりへ向けた社会全体の認識の共有度や環境浄化活動の効果を測る指標として設定
異なる危険を想定した「命を守る訓練」を年3回以上実施する学校の割合	97.0%	100%	異なる危険を想定し、主体的に自分の命を守る力を身に付けさせるための安全教育の取組の度合いを測る指標として設定
自転車安全運転チェックシートを活用して年2回以上交通安全教育を実施した学校の割合	56.5%	80.0%	交通安全教育の充実の度合いを測る指標として設定
基本施策2 家庭の教育力の向上			
公立小・中学校において家庭教育学級に参加した保護者の割合	公立 小学校	71.6%	80.0%
	公立 中学校	58.4%	80.0%
子どもの朝食欠食率 【再掲】	小学生	4.4%	0%
	中学生	9.3%	0%
	高校生	21.7%	15%以下
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	7.04回	8回	家庭における社会性育成のための施策の効果を測る指標として設定
早く家庭に帰る日を実施している企業等数(ノーギャバ等を含む)	2,282企業	3,000企業 (令和6年度末)	企業における子育て支援体制の充実度の指標として設定
岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の数	147企業	250企業 (令和5年度末)	ワーク・ライフ・バランス推進の成果を測る指標として設定
基本施策3 地域での健全育成の推進			
地域のおじさん・おばさん年間新規登録者数	1,057人	1,200人	地域全体で青少年を育てる意識の浸透度を測る指標として設定
小学校における環境教育副読本の活用率	85.4% (平成30年度末)	100%	環境教育の推進の成果を測る指標として設定
1年間で川を題材とした総合的な学習の時間に取り組んだ述べ人数	約3,900人	4,000人	ふるさと教育、青少年が参画できる地域活動の充実度の指標として設定
放課後児童クラブへ登録できなかつた児童数(待機児童数)	90人 (令和2年)	0人	地域における放課後等の子どもの安全安心な居場所の充実度の指標として設定

第7章 計画の推進体制

青少年の育成支援のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、県においては全庁体制で取り組むとともに、市町村や国、そして（公社）岐阜県青少年育成県民会議をはじめとする民間団体等と緊密な連携を図り、県民と行政が一体となった取組を進めます。

◇県の推進体制

知事部局の関係部課や教育委員会、警察本部と緊密な連携を図り、全庁的に計画を推進するとともに、青少年の育成支援のための施策を総合的・体系的に進めます。

また、有識者等で構成される「岐阜県青少年育成審議会」をはじめ、県民等の提言や意見等を施策の推進に反映させていきます。

◇市町村、国等との連携

住民にとって最も身近な自治体である市町村においても、この計画に呼応した取組が推進されるよう、県は情報提供や必要な支援を行うとともに、相互の連携・協力を一層深め、効果的な取組の展開を図ります。

また、国、他都道府県と緊密な連携を図りながら、各種施策を推進します。

◇事業者、団体、NPO等との連携

（公社）岐阜県青少年育成県民会議をはじめ、各市町村の市町村民会議、NPO、ボランティア団体、企業等との連携・協力を一層深め、社会全体での青少年の育成支援の機運醸成と効果的な取組の展開を図ります。また、子ども・若者に対する支援をより効果的かつ円滑に実施するため、「岐阜県子ども・若者支援地域協議会」や「岐阜県青少年育成支援協議会」をはじめとする関係団体等と連携・協働した取組を進めるとともに、これら関係機関とのネットワークづくりを推進していきます。

○（公社）岐阜県青少年育成県民会議について

【概要】

「大人が変われば、子どもも変わる」のスローガンのもと、青少年の健全育成をめざした活動に取り組む。県内各市町村に組織される「青少年育成市町村民会議」をはじめ、約240の団体及び個人会員により構成。

【主な取組】

- ・岐阜県青少年健全育成県民大会の開催
- ・少年の主張岐阜県大会の実施
- ・地域のおじさん・おばさん運動の実施
- ・ネット安全・安心ぎふコンソーシアム事業

関係法令等

1. 子ども・若者育成支援推進法（平成21年7月8日法律第71号）

第一章 総則（第一条—第六条）
第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）
第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）
第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）
第五章 罰則（第三十四条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育

成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

- 第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることをめざすこと。
 - 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
 - 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
 - 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
 - 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健

やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関

- する事項
- 二 イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計

画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

- 第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

- 第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

- 第十三条 地方公共団体は、子ども・若者

育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいざれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上の困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において單に「支援」という。）を行うよう努めるものと

する。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
 - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
 - 三 生活環境を改善すること。
 - 四 修学又は就業を助けること。
 - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知識を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るために、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるととき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成

機関等（調整機関を含む。）のうちから
一の団体を限り子ども・若者指定支援機
関（以下「指定支援機関」という。）と
して指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

（設置）

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聞くものとする。

（組織）

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

（子ども・若者育成支援推進本部長）

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」とい

う。) とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行

するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 子供・若者育成支援推進大綱

～全ての子ども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会をめざして～
(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)

第1 はじめに

子供・若者は、親等の家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在である。一人一人の子供・若者が持つ能力や生まれ育つ環境は異なっても、全ての子供・若者が、身近な愛情に包まれながら挑戦と試行錯誤を繰り返す中で、自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。その際には、一人一人の子供・若者の立場に立って、児童の権利に関する条約等に示されている子供・若者の人権の尊重及び擁護の観点も踏まえ、生涯を見通した長期的視点及び発達段階についての適確な理解の下、最善の利益が考慮される必要がある。

我々は皆、自らの行動を通じて、次代を担う子供・若者に正義感や倫理観、思いやりの心を育むことができる。さらに、あらゆる子供・若者に自立の機会と活躍の場を用意するために、それぞれの子供・若者の置かれた状況等にきめ細かに応じた支援を総合的・体系的・継続的に実施することにより、安心安全と信頼のネットワークに支えられた共

生社会の構築に一層の関心を払うべきである。

我々は、全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総掛かりでめざしていく。

(家庭を巡る現状と課題)

三世代世帯が減少する一方、ひとり親世帯が増加するなど、家庭内において子育てを学び、助け合うことが難しくなり、親が不安や負担を抱えやすくなっている現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要である。特に、ひとり親家庭においては、経済的に困窮している実態がうかがえ、貧困の連鎖を断つための取組を着実に実施する必要がある。また、児童虐待については、児童相談所における相談対応件数や警察における検挙件数が増加しており、社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

子供・若者の置かれた家庭環境は多様であり、個々の状況を踏まえ、子供・若者やその家族に適切に対応することが求められる。

(地域社会を巡る現状と課題)

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の提供を通じて、子供の健やかな成長に重要な役割を有している。しかしながら、近所付き合いをする人数が減少傾向にあるほか、町内会・自治会に参加していない人の割合が増加傾向にあるなど、

地域におけるつながりの希薄化が懸念されている。

地域における見守りや健全育成の機能を発揮させるために、地域住民やNPO等が子供・若者育成支援を支える担い手として活躍する共助の取組を促進する必要がある。

(情報通信環境を巡る現状と課題)

急速なスマートフォンの普及、新たな情報通信サービスの出現等、子供・若者を取り巻く情報通信環境は常に変化し続けている。特に、インターネットの急速な普及は、子供・若者の知識やコミュニケーションの空間を格段に拡げる可能性をもたらす一方で、違法・有害情報の拡散やコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の増加等、負の影響をもたらす両刃の剣ともなっている。

また、現実社会とは別に、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を介してインターネット上に新たなコミュニティが形成されており、大人の目の届きにくいネット上のいじめが多数報告されているほか、ネット依存も指摘されている。

(雇用を巡る現状と課題)

若者が自立し社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが必要である。経営環境のグローバル化・情報化等による経済社会構造の変化に伴い、より高度な能力を有する人材が求められている。一方、新規学卒者の一括採用という雇用慣行の中、新規学卒時に非正規雇用の職に就く場合又は進学も就職もしない場合には、その後も十分な就業機会や職業能力開発の機会を持ちにくく、社会の中で不安定な状態から長

く脱出できないとの指摘がある。

このため、各学校段階を通じて社会的・職業的自立に必要とされる能力・態度を育てるキャリア教育に取り組むとともに、学校以外でも職業能力開発の機会の充実を図ることが重要である。

さらには、円滑な就職支援と非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等により若者の雇用安定化と所得向上に取り組むことが重要である。

政府においては、平成22年4月の子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け同年7月に作成した「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、これまで各種施策を実施してきたところである。

同ビジョンでは、おおむね5年を目途に見直しを行うこととされていることから、平成26年7月、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議において、大綱の見直しに向け、「子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書」を取りまとめ、また、平成27年11月、新たな大綱の策定に向け、「新たな大綱に盛り込むべき事項について（意見の整理）」を取りまとめた。

同報告書においては、困難を有する子供・若者について、生まれてから現在に至るまでの成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていること等が指摘された。

ここに、上述の課題等を踏まえつつ、総合

的な見地から検討・調整を行い、同ビジョンに代わる新たな大綱を作成するものである。

第2 基本的な方針

本大綱においては、「第1 はじめに」で記載した状況認識等を踏まえ、特に次の課題について重点的に取り組むこととする。

(1) 全ての子供・若者の健やかな育成
基本的な生活習慣について、乳幼児期に家庭を中心に形成されるように支援とともに、学力の向上、体力の向上、情報通信技術の適切な利用を含むコミュニケーション能力の育成、規範意識や思いやりの心の涵(かん)養に取り組む。また、キャリア教育等を通じて、子供・若者の勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図る。さらに、円滑な就職支援と非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等により、若者の雇用安定化と所得向上に取り組む。

また、子供・若者が自らの心・身体の健康を維持することができるよう健康教育を推進するとともに、とりわけ思春期の子供・若者に対しては、妊娠・出産・育児に関する教育を充実させる。子供・若者が自らの心身や権利を守るために、主体的に相談し支援を求める能力を持つことが重要であることから、困難を抱えた場合における相談先についての広報啓発、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解の促進等を通じて、自ら考え自らを守る力を育成し、困難な状況に陥らないよう予防を図る。

子供・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他必

要な情報の提供や助言を行う拠点（法第13条に基づく子ども・若者総合相談センター）の機能が全国で確保されるよう、地方公共団体その他の関係団体を支援する。

(2) 困難を有する子供・若者やその家族の支援

子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、法第19条第1項に基づく子ども・若者支援地域協議会の地方公共団体における整備を推進する。

これにより、子供・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」を機能させる。あわせて、同協議会の核となる機関・団体が中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、個々の子供・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる。

また、困難を有する子供・若者やその家族が抱える問題に応じて、支援を行う者が家庭等に出向き必要な相談、助言又は指導を実施するアウトリーチ（訪問支援）を充実させる。

さらに、子供の貧困については、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、対策を一層推進するとともに、児童虐待については、その発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子供の保護・自立支援に至るまでの一連の対策の更なる強化を図る。このほか、虐待を受けた子供などをより家

庭的な環境で育てることができるよう、社会的養護の推進を図る。

(3) 子供・若者の成長のための社会環境の整備

全ての就学児童が放課後等を安全に安心して過ごし、地域住民の参画を得て体験・交流活動を行う活動拠点の充実を図る。また、子供・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができるよう、地域等における各種の体験・交流活動の機会の充実を図る。

子供・若者によるインターネット利用の急速な普及・浸透を踏まえ、商品・サービスを提供する民間企業を始めとする全ての組織、個人が、当事者意識を持ってそれぞれの役割を果たし、相互に協力・補完しながら、安全で安心な環境の整備に取り組む。

保護者が子供と向き合う時間を持つことができるよう、また、若者が自己啓発や地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、企業を含む社会全体で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた取組を推進する。

(4) 子供・若者の成長を支える担い手の養成

子育て経験者、様々な経験を有する高齢者等による子供・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進めるとともに、NPO、企業等の参画を促進し、官公民の連携による地域における共助機能の充実を図る。

子供・若者に関する総合的な知見を有し、公的機関や地域のNPO等において子供・若者育成支援に携わるコーディネーターの養成を図る。子供・若者の成長に関わる様々な

専門職の養成・確保に努めるとともに、専門性を高めるための研修の充実、専門職の間での連携を図る。

(5) 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

グローバル化が進行する社会に必要とされるチャレンジ精神、英語等の語学力、コミュニケーション能力、日本人としてのアイデンティティ等を培う教育を推進する。また、科学技術人材を育成するために、理数好きな子供の裾野を広げ、子供の才能を見出し伸ばす施策を充実する。さらに、情報通信技術の進化に適応し活用する人材、国際的に活躍する次世代の競技者、新進芸術家等の育成を図る。

地方公共団体、地元企業、大学等が連携し地域産業を担う若者を育成するとともに、地域に居住して地域おこしに取り組む若者を支援するなど、地域で活躍する若者を応援する。このほか、社会に貢献する子供・若者に対する内閣総理大臣表彰を創設する。

第3 基本的な施策

1 全ての子供・若者の健やかな育成

(1) 自己形成のための支援

① 日常生活能力の習得

(基本的な生活習慣の形成)

子供の基本的な生活習慣の形成について、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等を通して、家庭、学校、地域や、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係

る取組を推進するとともに、掃除等の日常的な体験の場の提供を進める。また、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。

(規範意識等の育成)

規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育てるため、道徳教育の充実、非行防止教室の開催、インターネットの適切な利用に関する学習活動や発表・討論を取り入れた学習活動を推進する。

(体験活動の推進)

豊かな人間性、社会性を育むとともに、子供の意欲とチャレンジ精神を引き出し、「生きる力」を育むため、子供の発達段階や子供の置かれた状況に応じた自然体験、社会体験、生活体験、芸術・伝統文化体験の場を創出するとともに、社会的気運を醸成することにより体験活動を積極的に推進する。

(読書活動の推進)

国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるなど、子供の読書活動を推進する。

学校においては、子供が読書に親しむ機会を充実させるため、学校図書館の充実を図るとともに、司書教諭の配置の促進や、学校司書の配置に努める。

社会教育においては、図書館や公民館が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう環境整備を推進するとともに、地域の指導者の養成を促進する。

(体力の向上)

体育の授業や運動部活動の充実を図るとともに、学校や地域における体力の向上のための取組を推進する。

(生涯学習への対応)

多様な学習ニーズに対応する取組や、学習した成果が適切に評価されるための仕組みを作る取組等を推進する。また、学び直しなどを通じて男女の別なくキャリアを伸ばせる環境の整備を推進する。

② 学力の向上

(知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立)

基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立に向けて、アクティブラーニングの視点に立った学びの推進などを行う。

(基礎学力の保障等)

小中学校段階において、基礎学力を保障するため、特に学力不十分な子供への個別サポートの充実、学習が遅れがちな中学生等に向けた補習事業等の取組を推進する。

既存の学校教育の枠組みになじめない子供に対しては、小中学校段階における学力を身に付ける機会の提供を一層推進する。

(高校教育の質の保証)

希望する全ての子供が高校を卒業できるよう、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、学習面や生活面での支援を行うとともに、教育の質の保証を図る。

また、生徒の実態に応じ、小中学校段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けるなど学び直しを推進する。

(学校教育の情報化の推進)

情報通信技術を活用して、子供同士が教え合い学び合うなど、双方向で分かりやすい授業の実現、教職員の負担の軽減、児童・生徒の情報活用能力の向上が図られるよう、21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整える。

(多様な価値観に触れる機会の確保等)

インターネットを利用した調べ学習や、国際交流などを通して、普段の生活の場を越えた多様な価値観と社会の様子を学ぶとともに、情報機器を用いて世界の人々と継続的なコミュニケーションがとれるようになるための支援を充実させる。

③ 大学教育等の充実

(教育内容の充実)

大学・専修学校等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、学生の主体的な学修を重視し、質の高い教育の展開を支援する。また、情報社会の基礎理念や、情報の高度な利活用の在り方を学ぶ機会を増やす。さらに、大学・専修学校等において、社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための生涯学習の取組を促す。

(2) 子供・若者の健康と安心安全の確保

① 健康教育の推進と健康の確保・増進等

(健康教育の推進)

心の健康に関する知識、薬物乱用に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識について、専門家の協力も得ながら学校における健康教育の充実と推進を図る。

(思春期特有の課題への対応)

未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率及び児童・生徒における瘦身傾向児の割合を減少させることを目標として、各種の取組を推進する。

(妊娠・出産・育児に関する教育)

妊娠や出産、育児などに関する正しい理解を促すため、児童・生徒から社会人に至るまで、家庭、学校、地域において、教育や情報提供に係る取組を充実させる。

また、中学生、高校生が、親と同じような立場に立って実際に子供と触れ合い、遊び、更に進んで世話をするとといった体験活動を推進する。

(10代の親への支援)

10代で親になる者に対し、出産や子育ての知識や経験の不足に対する相談、支援の整備を進める。

(安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等)

「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、安心で安全な妊娠・出産の確保や小児医療の充実等のための施策を推進する。

② 子供・若者に関する相談体制の充実

(相談窓口の広報啓発等)

子供・若者が困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、子供・若者に対し各種相談窓口についての広報啓発を行うとともに、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解を促進するなどして、自ら考え自らを守る力を育成する。

(子ども・若者総合相談センターの充実)

地方公共団体において、子供・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(子ども・若者総合相談センター)の機能が確保されるよう、優良事例の紹介や関係者への研修を通じた支援を行う。

(学校における相談体制の充実)

学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など相談体制の整備を支援し、これらの専門職の配置を促進する。

(地域における相談体制の充実)

地域において、子供の発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談の充実や医療機関による対応の充実を図る。

また、未成年が消費生活問題・トラブルに巻き込まれることもあることから、消費生活相談の周知を行う。

(いじめ防止対策等)

学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や教育センター・医療機関などの関係機関等と連携した

取組等を促進する。

いじめによる被害少年の精神的被害を回復するために特に必要な場合には、保護者の同意を得た上で、少年サポートセンターを中心として、少年補導職員等によりカウンセリング等の継続的な支援を行う。

(暴力対策等)

問題行動を起こす児童・生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な処遇を推進し、再発防止を図るとともに、スクールサポーターや学校警察連絡協議会等の活性化を通じて、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を促進する。

③ 被害防止のための教育

(被害防止のための教育)

犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型の教育手法を活用するなどして安全教育を推進する。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の加害者にも被害者にもならないための予防啓発の充実を図る。

メディアリテラシーを身に付け、情報モラルを養うことを推進する。特に、いわゆるリベンジポルノの被害の発生を未然に防止するための教育や啓発活動を推進する。

労働法等労働者の権利に関する知識を身に付けるための教育や啓発活動を推進する。

消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援するための消費者教育を推進する。特に、成年と未成年が混在する大学等にお

いては、消費者の権利と責任が大きく変化することも踏まえ、学生の持つ様々な側面に応じ、大学等として積極的に消費者教育に取り組むことを促す。

(3) 若者の職業的自立、就労等支援

① 職業能力・意欲の習得

(キャリア教育の推進)

子供・若者が勤労観や職業観を養い、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けるとともに、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、各学校段階を通じキャリア教育及び職業教育を体系的に充実させる。その際、職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。また、大学・専修学校等における、地域や産業界の各種団体を始めとする社会と連携・協力したキャリア教育の体制構築を支援する。

(能力開発施策の充実)

職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、公共職業訓練や求職者支援訓練を実施する。

また、若者のキャリア形成に資するため、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとしてジョブ・カードの普及促進を図るとともに、企業実習と座学を組み合せた実践的な職業訓練の機会を提供する。

若者が職業人として働く上で、必要な職業技術を身に付けることができるよう、大学・専修学校等における産業界等との連携

による人材養成の取組を推進する。

② 就労等支援の充実

(新卒者等に対する就職支援)

新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーター等による担当者制の個別支援、各種セミナーを開催するとともに、大学・専修学校等との連携による学校への出張相談など、就職に向けたきめ細かな支援を行う。

(職業的自立に向けての支援)

わかものハローワーク等において、フリーター等の若者に対して、担当者制による個別支援により、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫したきめ細かな支援を行う。また、若年者地域連携事業においても、地域の実情に応じた就職支援メニューをジョブカフェにおいて実施し、フリーター等の安定した雇用の実現をめざす。

(非正規雇用対策の推進)

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な待遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策を推進する。

(若者雇用促進法の施行による就職支援)

若者が、充実した職業人生を歩んでいくためには、社会の入口である新規学校卒業段階でのミスマッチを解消していくことが重要である。そのため、青少年の適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置を総合的に講ずることを目的とした青少年の雇用の促進等に関

する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づき、新卒者の募集を行う企業が幅広く職場情報を提供する仕組み、一定の労働関係法令違反の求人者についてハローワークで新卒求人を受理しない仕組み等の着実な実施を推進する。

（若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の推進）

若者が安心して働くことができる環境づくりに向けて、過重労働や賃金不払・残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、監督指導等を実施する。

（4）社会形成への参画支援

（社会形成に参画する態度を育む教育の推進）

社会の一員として自立し、適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度等を育む教育を推進する。

民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、社会保障、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、政治的教養を育み、勤労観・職業観を形成する教育に取り組む。

（ボランティアなど社会参加活動の推進）

ボランティア活動を通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援する。

2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

（1）子供・若者の抱える課題の複合性・

複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

（子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築）

子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、子ども・若者支援地域協議会（以下この項目において単に「協議会」という。）の地方公共団体における整備を推進するとともに、地域の関係機関等がネットワークによる支援の意義を理解し、協議会に参画することを推進する。

これにより、子供・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」を機能させる。あわせて、同協議会の核となる機関・団体が中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、個々の子供・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる。

とりわけ、協議会と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく要保護児童対策地域協議会とが有機的に連携することで、18 歳以降の若者に対しても継続的に支援を行うとともに、支援が必要な子供・若者の情報を協議会で共有することで、構成機関等において切れ目なく適切な支援を提供できる体制を整備する。

（アウトリーチの充実）

困難を有する子供・若者に対しては、関係機関等の施設はもとより、住居その他の適

切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことが必要である。このため、アウトリーチ等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施する。

(2) 困難な状況ごとの取組

① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

(ニート等の若者の支援)

ニート等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステーション事業により、ニート等の若者の職業的自立支援を推進する。

(ひきこもりの支援)

ひきこもりの一次的な相談窓口であるひきこもり地域支援センターや精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、児童相談所等において相談・支援を行う。

(不登校の子供・若者の支援)

未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の整備を進める。

(高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援)

地域若者サポートステーション、学校等が連携協力の下、退学、卒業後の状況等に関する実態の把握に努め、効果的な支援を行う。

② 障害等のある子供・若者の支援

(障害のある子供・若者の支援)

障害のある子供・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害者権利条約の理念を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築のために、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を引き続き推進するとともに、障害のある子供・若者が継続的にスポーツ活動や文化芸術活動を実施できる環境整備を推進する。

さらに、障害のある子供・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進する。

(発達障害のある子供・若者の支援)

医療、保健、福祉、教育関係機関等の連携が重要であることから、発達障害者支援センターを核とした地域支援体制の強化を推進する。

健康診査等を通じた早期発見に努めるほか、保健指導手引書の普及等により適切な相談・指導の実施を推進する。

発達が気になる段階からの支援や、学校、相談支援事業所等において、発達の段階に応じた適切な指導等を行うとともに、発達障害教育情報センター、発達障害情報・支援センター等において、発達障害についての正しい理解の啓発や情報提供等の充実を図る。

(障害者に対する就労支援等)

障害者雇用率を柱とした障害者雇用の一

層の促進を図るとともに、ハローワークを中心に、福祉・教育機関と連携した障害者就労支援チームによる支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。あわせて、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練機会を確保する。

学校において、産業界や労働関係機関との連携の下、就業体験の機会を積極的に設けるなどして職業教育の充実を図る。

また、就労継続支援 B 型事業所（旧授産施設）等で働く障害のある人の工賃水準の引上げ等に取り組むとともに、企業等で働く機会を増やすため福祉的就労から一般雇用への移行促進を図る。

（障害者に対する文化芸術活動の支援）

障害者の優れた芸術活動や芸術作品の実態把握や展示等の推進、障害者等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等への支援を通じ、障害者等の文化芸術活動の充実を図る。

（慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援）

小児慢性特定疾病児童等及び難病患者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づき医療費の助成を行うとともに、その自立を支援するための相談支援等、都道府県等が行う事業の促進を図る。

また、疾病児童等については移行期医療の体制整備を促進するとともに、難病患者に対して就労支援を引き続き実施する。

③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

（総合的取組）

更生保護サポートセンター、法務少年支援センター（少年鑑別所）やサポートチームの活用等により、少年の非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進する。また、学校問題解決支援チームや学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、子ども・若者支援地域協議会などの活用、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図る。

（非行防止、相談活動等）

少年非行等の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等を推進する。

また、様々な悩みを持つ少年やその家族等からの SOS を受け止め、適切な助言、支援等を行うため、学校や青少年センター等における相談体制の整備等に努めるとともに、地域や学校、関係機関等の連携・協働による取組を推進する。

民間ボランティアと連携しつつ街頭補導活動に取り組むとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進する。

暴走族を始めとする非行集団等の集団的不良交友関係については、その実態を把握し、検挙・補導、SOS を発信している少年の発見・救出、個々の少年の立ち直り支援を行うなど、その解消に向けた対策を推進する。

法務少年支援センター（少年鑑別所）は、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談等に応じるほか、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その

他必要な援助を行うなど、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務を推進する。

(薬物乱用防止)

子供・若者による危険ドラッグを含む薬物の乱用防止対策については、学校等における薬物乱用防止教室・講習会の開催や大学入学時等のガイダンスにおける啓発の強化など、子供・若者に対する薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動の一層の強化を図る。

また、子供・若者の育成に携わる者に対する薬物乱用の実態や対策等に関する知見を深めるための研修等の充実を図る。

刑事施設・少年院・保護観察所において、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導を始めとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図る。加えて、相談窓口の周知や関係機関の連携強化、地域における薬物等依存症対策の推進など、薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め、再乱用防止のための取組を推進する。

(加害者に対するしょく罪指導と被害者への配慮)

加害少年に対するしょく罪指導等を実施し、被害者の視点を取り入れた教育を充実させる。また、加害少年のプライバシー、更生への影響や事件の性質等を考慮しつつ、被害者の求めに応じて、適切な情報提供を行うなど被害者への配慮に努める。

(施設内処遇を通じた取組等)

少年鑑別所においては、鑑別対象者の資質上及び環境上問題となる事情を調査する

とともに、その者が非行に陥った原因等を明らかにすることで、再非行、再犯を防ぐために必要な処遇を実施できるよう、家庭裁判所とも連携を図りながら、鑑別及び観護処遇を充実、強化する。

少年院や少年刑務所における矯正教育や改善指導等、児童自立支援施設における自立支援のための指導等を充実させ、自他の尊厳と価値を知り、規範意識を高めることができるように、個々の年齢や能力に応じた指導助言及び教育を行う体制の充実に努める。

少年院在院者の保護者等に対する実効性のある指導・助言を行う。

少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

(社会内処遇を通じた取組等)

保護観察中の少年に対し、介護補助や奉仕活動等の地域の役に立つ活動を行わせることにより、自己有用感や社会性を向上させる社会貢献活動を実施するなどして処遇の強化を図るとともに、そのため必要となる体制の充実に努める。

保護観察に付されている少年の保護者等に対して、保護者会を実施するほか、少年の監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛ける。

また、保護司等民間ボランティア団体の活動を推進するとともに、更生保護施設や自立援助ホームの充実等を図る。

社会全体で非行から立ち直った少年を見守り、その健全な育成を支援する気運を醸成し、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携・協働して行う居場所づくりを始めとした多様な立ち直り支援を推進する。

④ 子供の貧困問題への対応

(教育の支援)

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進、義務教育段階の就学援助、フリースクール等で学ぶ不登校児童・生徒への支援、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度等による高校生への修学支援、大学生等への授業料減免や無利子奨学金の充実など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形で、教育費の負担軽減に取り組む。

また、学校を貧困対策のプラットフォームとして位置付け、教職員等の指導体制の充実、公立学校等へのサポートスタッフの配置、多様な学習を支援する高等学校への支援による学校教育における学力保障・進路支援、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置、家庭教育支援チーム等による支援の充実、経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな中学生等を対象とした情報通信技術の活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）の充実、放課後子供教室の充実、コミュニティ・スクールの導入促進、地域と学校の連携・協働の推進による地域における学習支援に取り組む。

さらに、夜間中学校の設置促進、青少年教育施設における規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けるための体験活動の充実に取り組む。

加えて、生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象とした学習支援事業を実施するとともに、生活保護世帯の高校生等の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する。

(生活の支援)

生活保護受給者に対して就労による経済的自立を支援するとともに、生活困窮世帯の子供やその保護者に対して、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき包括的な支援を行う自立相談支援事業や家計相談支援事業等による支援を実施し、必要に応じて適切な関係機関につなぐ。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等に、行政の支援が確実につながるようにするため、相談窓口へのアクセスの向上を図るとともに、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制の整備を推進する。さらに、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境整備を図る。また、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う自治体の取組を支援する。

(保護者に対する就労の支援)

ひとり親が看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に支給する高等職業訓練促進給付金など、知識技能の習得に係る給付金を充実するほか、ひとり親について試行就業から長期雇用につなげる道を広げるため、企業に対する助成金の拡充と活用促進を行う等、各種就業支援策を推進する。また、子育てと就業の両立のため、保育所等の優先利用を推進する。

ひとり親や生活困窮者・生活保護受給者の就労支援については、就労支援員等による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費を支給するとともに、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

(住宅の支援)

特に住宅困窮度が高いひとり親世帯等の子育て世帯の居住の安定を確保するため、低廉な家賃での公的賃貸住宅の供給の促進、空き家を活用した子育て世帯向けの賃貸住宅の整備や子育て支援施設等の併設による公的賃貸住宅団地の福祉拠点化への支援等を行う。

(経済的支援)

母子父子寡婦福祉資金の貸付け、児童扶養手当及び公的年金制度による遺族年金を支給する。また、ひとり親家庭の最低限度の

生活を保障するため、生活保護の母子加算の支給などにより、必要な保護を行う。ひとり親家庭の自立を助けるための貸付制度を設けるほか、児童扶養手当の機能の拡充を図る。

(調査研究等)

子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する実態等の把握・分析を行い、その成果を対策に生かしていくよう努めるほか、子供の貧困に関する新たな指標を開発するため調査研究に取り組む。

また、国内外の調査研究の成果等の情報の収集・蓄積を行うとともに、地方公共団体が地域の事情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう必要な情報提供に努める。

(官公民の連携した取組)

官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を推進し、各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備や、民間資金による基金を活用し、草の根で支援を行うNPO等に対して支援を行うなど、国民運動事業の展開、充実を図る。

また、子供の貧困対策に係る取組の実効性を高めるため、地方公共団体等を通じた支援を行う。

⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援

(自殺対策)

日本が先進7か国で唯一、15歳から34歳までの若者の死因のトップが自殺となっているなど深刻な状況に鑑み、自殺予防週間・

自殺対策強化月間での啓発事業や、地域における心の健康づくりや相談体制の充実等を推進するなど、「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)に基づき、自殺を防ぐ体制の充実を図る。

(外国人の子供や帰国児童・生徒の教育の充実等)

外国人の子供や帰国児童・生徒が、就学の機会を逸することのないように、円滑な就学をめざした就学支援を行う。

また、公立学校の受入体制や日本語指導の体制を整備し、個人の実態に応じたきめ細かな適応支援や日本語指導の充実を図る。

(定住外国人の若者の就職の促進等)

日系人を始めとする定住外国人の若者の就職を促進するため、就職支援ガイダンス、職業意識啓発指導、職業指導等、個別の就職支援を行うほか、職業訓練を実施する。

(性同一性障害者等に対する理解促進)

性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等特に配慮が必要な子供・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施する。

(3) 子供・若者の被害防止・保護

① 児童虐待防止対策

(児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応)

児童虐待の発生予防のため、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチを積

極的に行うことや、支援を要する妊婦を把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みを構築すること等により、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遮減するよう努める。

また、児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初動対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を図る。

(社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくり)

虐待を受けた子供など社会的養護が必要な子供をより家庭的な環境で育てるができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等や里親・小規模居住型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託の推進を図る。また、児童の家庭復帰後の再度の虐待発生を防止するため、親子関係再構築を円滑に進めるための支援を行う。さらに、自立に向けた生活支援や相談支援など、児童養護施設退所者等へのアフターケアの充実を図り、心の拠り所となる居場所づくりを推進する。

② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

(子供・若者の福祉を害する犯罪対策)

児童買春、児童ポルノに係る犯罪等を根絶するため、社会全体に対して広報啓発を行うとともに、サイバー補導を推進する。特に、被害児童の早期発見と被害の拡大防止を図るため、厳正な捜査及び適切な処理を行うとともに事件広報など情報発信を積極

的に行い大人社会に警鐘を鳴らす。

特に、児童ポルノ排除対策については、「第二次児童ポルノ排除総合対策」(平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定)に基づく総合的な対策を実施する。

また、近年、新たな形態が出現している、少年の性を売り物とする営業については、その実態把握に努め、これらの営業において稼働している少年に対する補導を行うとともに、各種法令を適用して取締りを積極的に推進する。

(犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応)

犯罪の被害を受けた子供・若者や、その兄弟姉妹を含む家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、専門職員等による継続的な支援活動を推進するとともに、関係機関等が連携して相談、訪問活動や環境調整等の支援を実施する。

3 子供・若者の成長のための社会環境の整備

(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

① 保護者等への積極的な支援

(家庭教育支援)

地域や学校を始めとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、地域の子育て経験者や民生委員・児童委員等から構成される家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(養育の多様化への支援)

養親子などの養育の多様化に配慮した支援の充実を図る。

② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働

(学校と地域が連携・協働する体制の構築)

複雑化・多様化する学校の課題に対応するとともに、子供たちに必要な資質・能力を育むため、学校のマネジメントを強化し、学校において教員が心理や福祉等の専門家と連携・分担する「チームとしての学校」としての体制を整備するとともに、学校と地域が連携・協働して学校を核とした地域づくりを推進し、社会総掛かりで教育を進める体制を構築する。

③ 地域全体で子供を育む環境づくり

(放課後子ども総合プランの推進)

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することをめざして、計画的な整備等を進める。

(中高生の放課後等の活動の支援)

地域における中学生・高校生の活動拠点

の一つである児童館の積極的な活用等により、遊戯やレクリエーションを含む、様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供する。

また、中学生や高校生を対象に、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、放課後や土曜日等に学校・家庭・地域が連携・協働して教育に取り組む様々な仕組みづくりを推進し、学校と地域が一体となった取組を支援する。

(地域で展開される多様な活動の推進)

子供・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開される環境学習、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を踏まえた活動、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進する。また、農山漁村に滞在し、農林漁業体験等を行う活動や、体験活動を支援する人材の育成等を推進する。

(体験・交流活動等の場の整備)

子供・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等の整備や地域密着型スポーツクラブの育成・充実を推進するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備する。また、道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、公園遊具の安全点検等を通じ、子供が安全に遊べる環境を整備する。

④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり)

学校や通学路等の安全点検を実施するとともに、防犯灯・防犯カメラの整備や見通しのよい植栽の確保等の安全に配慮したまちづくりを推進する。

また、自然災害に対して、児童福祉施設や幼稚園等の要配慮者利用施設を保全する砂防堰（えん）堤等の土砂災害防止施設の重点的な整備や、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき市町村地域防災計画において土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報伝達等に関する事項を定める等のソフト対策等を推進する。

(2) 子育て支援等の充実

(子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組)

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度を着実に実施・運用することにより、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

また、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てるとともに、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保する。

(3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

（「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の的確な施行等）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 3 次）」（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等を強化する。

また、新たな技術、サービスや利用実態等を把握し、新たな問題等に対しては、官民連携して、迅速に取り組む。

（ネット依存への対応）

ネット依存の傾向が見られる青少年に対しては、青少年教育施設等を活用した自然体験や宿泊体験プログラムなどの取組を推進する。

（性風俗関連特殊営業の取締り等）

性風俗関連特殊営業等に関し、関連法令に違反する行為に対する積極的な取締りを行う。

（酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止）

酒類やたばこの販売時における年齢確認等の強化・徹底を要請する等、関係業界への働き掛けを行う。法令違反については、所要の搜査及び適正な処分を行う。

（4）ワーク・ライフ・バランスの推進

（ワーク・ライフ・バランスの推進）

長時間労働を是正し、大人自身が遊び心、心の余裕を持って生活ができるなど、家族との充実した時間や自己啓発、地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

4 子供・若者の成長を支える担い手の養成

（1）地域における多様な担い手の養成

（民間協力者の確保）

保護司、人権擁護委員、児童委員、少年警察ボランティア、母子保健推進員等の民間協力者について、幅広い世代・分野から的人材の確保を図るとともに、研修を充実させる。

ニートや非行に陥った少年、障害者等の就労について、企業や個人事業主等の協力者の確保に取り組む。

子供や若者の体験活動を育む体験活動指導者や自然解説指導者の養成・研修を推進する。

子育て経験者、様々な経験を有する高齢者、企業や NPO 等の多様な主体による子供・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進める。

（同世代又は年齢の近い世代による相談・

支援)

同世代又は年齢が近く価値観を共有しやすい学生等によるボランティアの導入を推進し、相談・支援を充実させる。

非行など問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を促進するために必要な協力をを行うとともに、非行少年を生まない社会づくりに資する学生ボランティアの能力向上のための研修等の実施を促進する。

(2) 専門性の高い人材の養成・確保

(総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成)

相談業務等に従事する公的機関の職員、NPO等の職員を対象に、教育・福祉・雇用等の分野横断的な知見と支援手法を駆使し、困難を抱える子供・若者を円滑な社会生活へと導く支援コーディネーターを養成するための研修を実施する。

(教員の資質能力の向上)

教員の資質能力の総合的な向上方策の検討を行い、養成、採用、研修の各段階を通じた体系的な施策を充実させ、使命感、得意分野、個性を持ち、現場の課題に適切に対応できる力量のある教員を確保する。

(医療・保健関係専門職)

小児科医師及び産科医師の確保対策を推進するとともに、保健師、助産師を含む看護職員の人材確保対策を総合的に行う。

(児童福祉に関する専門職)

保育士、児童福祉司など児童福祉施設や

児童相談所の職員について、必要な体制の確保に努めるとともに、研修を充実させ、専門性の向上を図る。

(思春期の心理関係専門職)

医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修等を行う。

矯正施設の心理関係専門職に対する各種研修を充実させ、専門性の向上を図る。

(少年補導や非行少年の処遇に関する専門職)

少年補導職員の適正な職員数の確保に努め、資質向上と少年相談等の専門家の育成を図るとともに、法務教官及び保護観察官の指導力の向上を図る。

5 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

(1) グローバル社会で活躍する人材の育成

(自国の伝統・文化への理解促進等)

グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国の伝統・文化に関する深い理解、異文化に対する理解等を育む。

(外国語教育の推進)

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、英語教育の小学校における早期化・教科化や中・高等学校における高度化など、小・中・高等

学校を通じた英語教育全体の抜本的な強化を図る。

(海外留学と留学生受入の推進等)

民間とも協力し、意欲と能力のある若者全員に海外への留学機会を付与するための支援を充実させる。また、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するため、留学の動機付けから大学等での受け入れ、就職など卒業後の進路に至るまでの受け入れ環境の充実を図る。

グローバル化に対応した大学の体制強化と教育の質の保証に向けた取組を支援する。また、高校段階から、様々な国際舞台で活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、スーパーグローバルハイスクールを推進する。

(海外子女教育の充実)

在外教育施設への教員派遣の拡充など、在外教育施設における質の高い教育環境を充実させ、即戦力となるグローバル人材を育成する。

(オリンピック・パラリンピック教育の推進)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、オリンピック・パラリンピックに関する市民フォーラムの開催やパラリンピック競技体験などを通じた共生社会への理解促進などを行うオリンピック・パラリンピック教育を推進することにより、スポーツの価値や効果の再認識を通じて自己や社会の在り方を向上させ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる人材を育成する。

(国際交流活動)

若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流の機会を提供する。

(2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成

(理数教育の推進)

児童・生徒の科学技術、理科・数学・算数への関心を更に高め、また、優れた素質を発掘し才能を伸長させるため、先進的な理数系教育を実施するスーパーサイエンスハイスクールや、各学校段階における力試し・切磋琢磨の場を設けるなどの取組を支援する。

(起業家の育成)

大学院生や若手研究者を中心とした受講者が起業家マインド、事業化ノウハウ、課題発見・解決能力及び広い視野等を身につけることをめざし、受講者の主体性を生かした実践的な人材育成の取組への支援を行う。

(起業支援)

30歳未満で新規開業しておおむね7年以内の若年起業家に対して、設備投資や運転資金の低利融資を実施するなど、若者の起業を支援する。

(3) 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成

(情報通信技術人材の育成)

大学等において、産学連携により企業等の実際の課題に基づく課題解決型学習等の実践教育を推進し、情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成する。

(4) 地域づくりで活躍する若者の応援

(若者による地域づくりの推進)

地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成し、また、地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出するために、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化する。

地方大学等への進学、地元企業への就職、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地方公共団体と大学等との連携により、地方における雇用の創出、若者の定着に向けた取組を促進する。

都市地域から過疎地域等に移り、一定期間、地域協力活動を行いながら、当該過疎地域等への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」を推進し、若者の持てる能力を活用した地域づくりを図る。

(5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

(次世代競技者の育成)

各競技における国内外強化合宿の実施や有望な選手等の海外派遣など、オリンピック・パラリンピックを始めとする国際大会で活躍が期待できる次世代競技者の発掘・育成・強化などの取組を戦略的に実施する。

(新進芸術家等の育成)

才能豊かな新進芸術家等を対象として、公演出演や展覧会出展などの機会を提供するとともに、技術の向上や知識の深化に資するワークショップ等の研修を実施することを通して、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を図る。

(6) 社会貢献活動等に対する応援

(内閣総理大臣表彰の創設)

地域における子供・若者の社会貢献活動等に対する評価や社会的認知度を一層高めるため、内閣総理大臣表彰を創設する。

第4 施策の推進体制等

(1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

(調査研究)

子供・若者育成支援施策の企画・立案、実施に際し客観的で幅広い情報の十分な活用等に資するため、心身の状況、成育環境、非行、社会的自立の状況等に関する子供・若者やその保護者の実態・意識等について調査研究を推進する。

その際、年齢、性別、学歴等属性別に実態把握を進めるとともに、子供・若者の育成支援や課題の解決には幅広い分野の関わりが必要なことを踏まえ、行政分野横断的・学際的・国際的な調査研究の充実を図る。

また、少年非行について、非行少年の実態及び再非行に係る要因等を明らかにし、再犯防止、社会復帰の在り方の検討に資する基礎資料を提供するための研究を実施する。

(2) 広報啓発等

(広報啓発・情報提供等)

子育て支援、体力の向上、子供・若者の人権尊重、自殺予防、防犯、非行防止・更生その他困難を有する子供・若者の支援など子供・若者育成支援に関して、強調月間の設定や民間主体との連携・協力等による広報啓発や情報提供の実施、あるいは表彰事業の実施などを通じて、国民の理解・協力を促進する。また、児童の権利に関する条約の趣旨にのっとった取組がなされるよう、条約の内容について普及を図る。

さらに、各種の情報が子供・若者に届きやすく、かつ、分かりやすいものとなるよう、子供・若者向けの情報提供を実施する。

上記のほか、子供・若者育成支援施策に係る情報を適時適切に公開する。

(保護者を含む大人に対する啓発)

社会全体で子供・若者を守り育てるという原点に立ち返り、子供・若者の健全な育成を支援するため保護者を含む大人が、自らの行動を通じて、次代を担う子供に正義感や倫理観、思いやりの心を育み、社会の一員として役割と責任を果たしていくべきことを伝えていくよう啓発を行う。

(国民運動等の取組の推進)

地方公共団体、学識経験者、民間の関係者等と連携・協力して、子供・若者育成支援に取り組むことができるよう国民運動として気運の醸成等に努める。

(家族や地域の大切さ等についての理解促進)

「家族の日」や「家族の週間」における啓発、地域や企業の取組等の表彰を通じて、家族や地域の大切さ等についての理解を促進する。

(3) 国際的な連携・協力

(国際機関等における取組への協力)

国連等の国際機関における子供についての条約や行動計画等の取組に積極的に参画するとともに、その内容の周知に努め、相互交流等の国際協力を推進する。

(情報の収集・発信)

諸外国の子供・若者育成支援施策の現状等に関する情報の収集、提供等に努めるとともに、我が国の施策について、諸外国に向けた情報発信を行う。

(4) 施策の推進等

(国の関係機関等の連携・協働の促進)

本大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互間の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

また、地方公共団体との間でも、緊密な連携・協力を図る。

(審議会等の委員構成への配慮)

子供・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、子供・若者の意見も積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配

慮する。

(地域における取組の推進)

地域において子供・若者育成支援に取り組む地方公共団体、学校、企業、NPO等の民間団体、学識経験者等、様々な主体による先進的な活動について情報共有する機会を設けることを通じて、各主体の相互の連携を促進するとともに、全国的な取組内容の向上を図る。

(関係施策の実施状況の点検・評価)

本大綱に基づく子供・若者育成支援施策の実施状況について、有識者や子供・若者の意見を聴きながら点検・評価を行う。

(大綱の見直し)

本大綱については、おおむね 5 年を目途に見直しを行う。

※青年期は、おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満までの者。

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者。

本大綱では、法律名等を除き、法令上の表記に関わらず、常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）による表記を用いているが、法令上の用語と意味を異にするものではない。

用語（注）

子供：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、
40 歳未満までのポスト青年期の者も
対象とする。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまで
の者。

※学童期は、小学生の者。

※思春期は、中学生からおおむね 18 歳まで
の者。

※思春期の者は、子供から若者への移行期
として、施策により、子供、若者それぞれ
に該当する場合がある。

3. 岐阜県青少年健全育成条例

昭和35年11月10日条例第37号

最終改正 令和2年12月22日条例第56号

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 青少年の健全な育成に関する施策（第七条・第八条）

第三章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止（第九条—第三十条）

第四章 インターネット利用環境の整備（第三十一条—第三十一条の五）

第五章 テレホンクラブ等営業に係る利用カードの販売、広告等の規制（第三十二条—第四十条）

第六章 岐阜県青少年育成審議会（第四十一条—第四十四条）

第七章 雜則（第四十五条—第四十七条）

第八章 罰則（第四十八条—第五十六条） 付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、並びに県が実施する施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 青少年 十八歳未満の者（法律によ

つて成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。

二 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に監護する者をいう。

三 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。

四 図書類 書籍、雑誌、絵画、写真及び映写用フィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の映像又は音声が記録された物をいう。

五 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。）をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。

六 自動貸出機 物品を貸し付けるための機器で、物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。）をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を貸し付けることができるものをいう。

七 広告物 屋外又は屋内で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたものをいう。

八 有害役務提供営業 店舗型有害役務提供営業及び無店舗型有害役務提供営業をいう。

九 店舗型有害役務提供営業 次のいずれかに該当する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれがあるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。

イ 店舗を設け、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業

ロ 店舗を設け、業務に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業

ハ 店舗を設け、専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業

二 店舗を設け、専ら異性の客に姿態を見せる役務を提供する営業

ホ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 客に接する業務に従事する者が、性的好奇心をそそるおそれがある衣服として規則で定めるものを着用するもの

(2) 客に接する業務に従事する者が、青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを着用するもの

(3) 青少年が客に接する業務に従事

していることを明示し、又は連想させる文字、番号、記号その他の符号、映画、写真その他の映像又は絵画として規則で定めるものを当該営業に係る営業所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの

十 無店舗型有害役務提供営業 次のいずれかに該当する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれがあるもの（店舗型有害役務提供営業又は風適法第二条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。

イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ロ 業務に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ハ 専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ニ 専ら異性の客に姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

十一 テレホンクラブ等営業 風適法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

十二 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる

対価を得る目的を持つて発行する文書
その他の物品をいう。

(基本理念)

第三条 青少年の健全な育成は、青少年が、社会の一員としての使命及び役割を自覚し、夢や目標を持つて心身ともに健やかに成長するよう、家庭、学校、地域社会等の構成員の役割及び責任についての自覚とこれに基づく連携の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのつとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、市町村が行う青少年の健全な育成に関する施策を支援するとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

3 県は、青少年の健全な育成に関する調査、研究及び情報の収集に努めるとともに、県民及び関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない。

(県民の責務)

第五条 すべて県民は、常に青少年の健全な育成を図るよう努めなければならない。

2 家庭を構成する者は、家庭が青少年の人格の形成にとって基本的役割を担うことにはかんがみ、青少年が心身ともに健やかに成長するよう、愛情と理解をもつてその育成に努めなければならない。

3 地域社会を構成する住民は、青少年が主体的に参加できる社会活動の機会を提供し、青少年に社会の一員としての使命

及び役割を自覚させるよう努めなければならぬ。

4 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動に關し、地域住民と連携して青少年の健全な育成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

第二章 青少年の健全な育成に関する施策

(青少年健全育成計画)

第七条 知事は、青少年の健全な育成に関する施策についての計画(以下「青少年健全育成計画」という。)を定めなければならぬ。

2 青少年健全育成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 青少年及びその団体が行う健全な活動に関する事項

二 青少年の健全な育成のために県民及び青少年健全育成団体が行う活動に関する事項

三 青少年を取り巻く社会環境の整備と非行の防止に関する事項

四 前三号に掲げる事項のほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項

3 知事は、青少年健全育成計画を定めるに当たっては、あらかじめ岐阜県青少年育成審議会及び県民の意見を聴かなければならない。

4 知事は、青少年健全育成計画を定めた

ときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、青少年健全育成計画の変更について準用する。

(優良興行等の推奨)

第八条 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるとときは、これを推奨することができる。

第三章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止

(業者の自主規制)

第九条 興行を主催し、図書類を取り扱う者その他この章の規定の適用を受ける業者は、県の行う青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。

(有害興行の指定等)

第十条 知事は、興行の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定するものとする。

- 一 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- 二 著しく残忍性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- 三 著しく犯罪又は自殺を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

2 知事は、有害興行を指定したときは、そ

の旨及び理由を一般に公示するとともに同種の興行を行う興行場を経営する者及び当該興行を主催する者(以下「興行者」と総称する。)に通知しなければならない。ただし、通知することができない場合又は困難な場合は、この限りでない。

3 興行者は、第一項の規定により指定を受けた興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に指定のあつた旨及び青少年の観覧を禁ずる旨を当該興行を行う期間掲示し、当該興行を青少年に観覧させてはならない。

4 知事は、第一項の規定により指定した興行の内容が同項に規定する理由に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

5 第二項の規定は、前項の規定により指定を取り消した場合に準用する。

(有害図書類等の指定等)

第十一条 知事は、図書類又はがん具その他これに類する物(以下「がん具等」という。)の内容、形状、構造、機能等が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該図書類又はがん具等を有害図書類又は有害がん具等(以下「有害図書類等」という。)として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、有害図書類等とする。

- 一 書籍又は雑誌で、特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められる刊行物のうち、当該写真又は絵を掲載する紙面(表紙を含

む。)が十ページ以上又は編集紙面の十分の一以上を占めるもの

二 映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク又は光磁気ディスクで、特に卑わいな姿態又は性行為の描写の場面が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるもののうち、当該場面の描写の時間が合わせて三分を超えるもの又は当該場面の数が十以上若しくは総場面数の十分の一以上であるもの

三 図書類又はがん具等（以下「図書類等」という。）で、その表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に掲載する特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるもの

四 がん具等で、次のいずれかに該当するもの

イ 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されているもの

ロ 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するものであつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

3 知事は、第一項の規定により有害図書類等を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示するとともに図書類等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「図書類等取扱業者」という。）に通知しなければならない。ただし、通知することができない場合

又は困難な場合は、この限りでない。

4 知事は、第二項の規定により写真若しくは絵又は描写の場面（以下「写真等」という。）の内容を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示しなければならない。

（有害指定図書類等の供覧の禁止等）

第十二条 何人も、前条第一項の規定により指定を受けた有害図書類等及び同条第二項の規定により指定を受けた内容を有する有害図書類等（以下「有害指定図書類等」と総称する。）を、青少年に見せ、聞かせ、読ませ、又は使用させてはならない。

2 図書類等取扱業者は、有害指定図書類等を青少年（当該営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。第十七条及び第二十条から第二十二条の二までにおいて同じ。）に販売し、配付し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。

（有害指定図書類等の陳列方法等）

第十三条 図書類等取扱業者は、有害指定図書類等を陳列するときは、当該有害指定図書類等を他の図書類等と区分し、営業所の屋内の容易に監視することができる場所に置き、及び規則で定めるところにより青少年の目にふれないような方法をとらなければならない。

2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、その状態を除去するため必要な限度において、有害指定図書類等の陳列の場所を変更し、又はその陳列の方法を改善すべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(自動販売機等管理者の設置等)

第十四条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）により図書類その他規則で定めるものを販売し、又は貸し付けることを業とする者（以下「自動販売機等業者」という。）は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。ただし、自動販売機等業者が当該自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有し、当該自動販売機等を自ら適正に管理することができる場合は、この限りでない。

2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有し、当該自動販売機等の管理を適正に行うことができる者でなければならぬ。

3 自動販売機等業者は、自動販売機等を利用して販売又は貸付けを開始する前に、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項（第一項ただし書の規定により自動販売機等管理者を置かない場合は、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項）を知事に届け出なければならない。

- 一 自動販売機等業者の住所及び氏名又は名称
- 二 自動販売機等の設置場所
- 三 自動販売機等管理者の住所及び氏名又は名称

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 前項の届出事項のうち規則で定める事項に変更を生じた場合においては、同項の届出をした者は、その変更を生じた日から十五日以内に、当該事項を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

5 第三項の規定による届出をした自動販売機等業者は、その届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その廃止をした日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(自動販売機等への表示)

第十五条 自動販売機等業者は、自己の住所、氏名又は名称その他規則で定める事項を、自動販売機等の見やすい場所に表示しなければならない。

(自動販売機等への有害指定図書類等の収納禁止)

第十六条 自動販売機等業者は、有害指定図書類等を自動販売機等に収納してはならない。ただし、次に掲げる場所（以下「青少年入場禁止場所」という。）に自動販売機等を設置している場合は、この限りでない。

- 一 風適法第二条第一項に規定する風俗営業（同項第五号に規定する営業を除く。）、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所
- 二 第十条第一項の規定により指定された有害興行を行う場所

2 自動販売機等業者又は自動販売機等管理者は、現に自動販売機等に収納されている図書類等が有害指定図書類等となつたときは、直ちに当該有害指定図書類等を撤去しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(有害刃物等の指定等)

第十七条 知事は、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に規定する刀剣類を除く。）及びがん具（以下「刃物等」と総称する。）の構造が人体に危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該刃物等を有害刃物等として指定することができる。

2 刃物等の販売を業とする者は、前項の規定により指定を受けた刃物等を青少年に販売し、又は配付してはならない。

3 知事は、有害刃物等を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示するとともに刃物又はがん具の販売を業とする者に通知しなければならない。ただし、通知することができない場合又は困難な場合は、この限りでない。

(有害広告物の撤去等)

第十八条 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、その広告主又は管理者に対し、当該広告物の撤去又はその内容の変更を命ずるものとする。

(有害広告文書等の指定等)

第十九条 知事は、図書類等に係る広告を目的とする文書、図画その他これらに類するもの（以下「広告文書等」という。）の内容が第十条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告文書等を有害広告文書等として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる広告文書等は、有害広告文書等とする。

一 特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵で、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるものを掲載しているもの

二 第十一条第二項第四号ロに該当するがん具等を被写体とした写真又は描写した絵を掲載しているもの

3 何人も、有害広告文書等を青少年に配布してはならない。

4 何人も、有害広告文書等を戸別に配布してはならない。ただし、規則で定める方法による場合にあつては、この限りでない。

(有害役務提供営業を営む者の禁止行為)

第十九条の二 店舗型有害役務提供営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年を客に接する業務に従事させること。

二 青少年を営業所に客として立ち入らせるること。

2 無店舗型有害役務提供営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年を客に接する業務に従事させ

ること。

二 受付所（第二条第十号イからニまでに規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）を設けて営む場合にあつては、青少年を受付所に客として立ち入らせること。

三 青少年を客とすること。

（有害役務提供営業に係る勧誘行為等の禁止）

第十九条の三 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年に対し、有害役務提供営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
- 二 青少年に対し、有害役務提供営業の客となるよう勧誘すること。
- 三 青少年に対し、有害役務提供営業の名称等が記載された文書、図画その他の物品（以下「有害役務提供営業宣伝文書等」という。）を頒布すること。
- 四 有害役務提供営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。
- 五 有害役務提供営業の客となるよう青少年に勧誘させること。
- 六 有害役務提供営業宣伝文書等を青少年に頒布させること。

（有害役務提供営業に係る青少年の立入禁止の掲示等）

第十九条の四 有害役務提供営業を営む者（受付所を設けないで無店舗型有害役務提供営業を営む者を除く。）は、営業所（受付所を設けて無店舗型有害役務提供営業

を営む者にあつては、受付所）の立ち入りうとする者の見やすい場所に、青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

2 有害役務提供営業を営む者は、当該有害役務提供営業につき広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務提供営業の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

- 一 店舗型有害役務提供営業 営業所への青少年の立入りを禁ずる旨
- 二 無店舗型有害役務提供営業 次に掲げる事項
 - イ 青少年が無店舗型有害役務提供営業の客となることを禁ずる旨
 - ロ 受付所を設ける場合にあつては、受付所への青少年の立入りを禁ずる旨

（有害役務提供営業に係る従業者名簿）

第十九条の五 有害役務提供営業を営む者は、営業所ごと（無店舗型有害役務提供営業を営む者にあつては、事務所（事務所がない場合にあつては、当該営業を営む者の住居））に、従業者名簿を備え、これに当該有害役務提供営業に従事する者の氏名、生年月日、住所その他の規則で定める事項を記載しなければならない。

（有害役務提供営業を営む者に対する措置命令等）

第十九条の六 知事は、有害役務提供営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害役務提供営業に関し、第十九条の二から前条までの規定に違反したときは、当該有害役務提供営業

を営む者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、有害役務提供営業を営む者が前項の規定による命令に違反したときは、当該有害役務提供営業を営む者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務提供営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

(聴聞の特例)

第十九条の七 知事は、前条第二項の規定により有害役務提供営業の停止を命じようとするときは、岐阜県行政手続条例(平成七年岐阜県条例第三十六号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(質物の受け入れの制限)

第二十条 質屋営業法 (昭和二十五年法律 第百五十八号)第一条第二項に規定する質屋(以下「質屋」という。)は、青少年から同条第一項に規定する物品を質に取り、金銭を貸し付けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(古物の買受け等の制限)

第二十一条 古物営業法 (昭和二十四年法律第百八号)第二条第二項第一号に規定する古物営業を営む者(以下「古物商」という。)は、青少年から同条第一項に規定

する古物(第二十七条に規定する下着を除く。)を買い受け、又は売却の委託を受けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(金銭の貸付け等の制限)

第二十二条 貸金業法 (昭和五十八年法律 第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者は、青少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)をしてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(使用済金属類の買受け等の制限)

第二十二条の二 岐阜県使用済金属類営業に関する条例 (平成二十五年岐阜県条例第二十八号)第二条第三項に規定する使用済金属類取引業者(以下「使用済金属類取引業者」という。)は、青少年から同条第一項に規定する使用済金属類を買い受け、又は売却の委託を受けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(みだらな性行為等の禁止)

第二十三条 何人も、青少年に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。
2 何人も、青少年に対して、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第二十三条の二 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第五十一条第二号において同じ。）の提供を求めてはならない。

(入れ墨の禁止)

第二十四条 何人も、正当な理由がある場合を除くほか、青少年に対し、入れ墨を施し、入れ墨を受けることを強要し、若しくは勧誘し、又はこれらの行為の周旋をしてはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第二十五条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つてその場所を提供し、又は周旋してはならない。

- 一 第二十三条に規定する行為
- 二 前条に規定する行為
- 三 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシーリング用の充てん料の不健全な使用
- 四 飲酒又は喫煙

(勧誘行為の禁止)

第二十六条 何人も、青少年に対し、次に掲

げる行為を行つてはならない。

- 一 接待をして客に飲食をさせる営業（風適法第二条第一項第一号に該当する営業に限る。次号において同じ。）において客の接待をさせる業務に従事するよう勧誘すること。
- 二 接待をして客に飲食をさせる営業の客となるよう勧誘すること。
- 三 性風俗関連特殊営業（風適法第二条第六項及び第七項に該当する営業に限る。）において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

(使用済み下着の買受け等の禁止)

第二十七条 何人も、青少年から青少年が使用した下着（青少年がこれに該当すると称したものと含む。）を買い受け、その売却の委託を受け、若しくは青少年に対してその売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知つて、そのための場所を提供してはならない。

(深夜外出の制限)

第二十八条 保護者は、深夜（午後十時から翌日の午前四時までの間をいう。以下同じ。）にその監護に係る青少年を外出させないように努めなければならない。ただし、自ら同伴し、又は成年者に委託して同伴させる場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(深夜における連出し等の禁止)

第二十九条 何人も、保護者の同意又は委託を受ける等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

(深夜における施設への入場の制限)

- 第三十条** 次に掲げる営業（風適法第二条に規定する風俗営業等に該当するものを除く。）を営む者は、保護者同伴の場合を除くほか、深夜において当該営業を行う施設に青少年を入場させてはならない。
- 一 硬貨又はメダルを投入することによって作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業
 - 二 設備を設けて客に玉突きを行わせる営業
 - 三 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱をさせる営業
 - 四 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせる営業（図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館を除く。）
- 2 前項に規定する営業を営む者は、深夜において営業を行う場合は、当該営業に係る施設へ入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜は青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

第四章 インターネット利用環境の整備

(インターネットの利用に係る保護者等の責務)

- 第三十一条** 保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たつては、インターネットがその利用により青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律

第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を容易かつ大量に入手できる特性を有することに鑑み、青少年有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めるとともに、青少年の青少年有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たつては、青少年インターネット環境整備法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（以下「フィルタリングソフトウェア」という。）の活用その他適切な方法により、青少年有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めなければならない。
- 3 端末設備の販売、頒布又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たつては、フィルタリングソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事

業者等の説明義務等)

第三十一条の二 青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務(以下「携帯電話インターネット接続役務」という。)の提供に関する契約(青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する既契約の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方若しくは当該既契約に係る青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話端末等(以下「携帯電話端末等」という。)の変更又は青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出(以下「フィルタリングサービス不要申出」という。)を伴うものに限る。以下同じ。)を締結しようとする相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対し、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第十四条各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項について説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

(フィルタリングサービス不要申出に係る書面の提出等)

第三十一条の三 保護者は、フィルタリングサービス不要申出をするときは、その監護に係る青少年が就労している場合において青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス(以下「フィルタリングサービス」という。)を利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面を青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」という。)に提出しなければならない。

- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約を締結した場合においては、当該契約を締結した日から当該契約が終了する日又は当該契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、第一項の書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項のうち同項に規定する記載事項が記載され、若しくは記録された書面若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供され

るものをいう。)を保存しなければならない。

- 4 前三項の規定は、青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合について準用する。この場合において、第一項中「青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス(以下「フィルタリングサービス」という。)を利用する」とあるのは「青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置(以下「フィルタリング有効化措置」という。)を講ずる」と、「青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」という。)」とあるのは「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」と、第二項中「前項」とあるのは「第四項において読み替えて準用する前項」と、「フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務を提供する」とあるのは「フィルタリング有効化措置を講じない青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する特定携帯電話端末等(以下「特定携帯電話端末等」という。)を販売する」と、第二項及び第三項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とあるのは「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」と、第三項中「前項の規定による」とあるのは「第四項において読み替えて準用する前項の規定により販

売する特定携帯電話端末等に係る」と、「第一項」とあるのは「第四項において読み替えて準用する第一項」と読み替えるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等)

第三十一条の四 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第三十一条の二又は前条第二項若しくは第三項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(携帯電話端末等の利用に係る保護者及び県の責務)

第三十一条の五 保護者は、第三十一条の趣旨を踏まえ、青少年インターネット環境整備法第十四条及び第三十一条の二の規定による携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明の内容について理解するよう努めるとともに、その監護に係る青少年の携帯電話端末等の使用に当たつては、そのインターネットの利用の状況を適切に把握し、当該青少年とと

もに遵守すべき事項を定める等インターネットの適切な利用の確保に努めなければならない。

2 県は、青少年インターネット環境整備法第十四条及び第三十一条の二の規定による携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明が円滑かつ適切に行われるよう普及啓発に努めるとともに、第三十一条の趣旨を踏まえ、保護者、青少年、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等その他青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 テレホンクラブ等営業に係る利用カードの販売、広告等の規制

(利用カード販売所等の届出)

第三十二条 利用カードを販売しようとする者又はその者から利用カードの販売について委託を受けた者は、販売を開始する日の十五日前までに、利用カードを販売する場所（以下「利用カード販売所」という。）ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 住所及び氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 利用カード販売所の名称及び所在地
- 三 販売する利用カードにより役務の提供を受けることができるテレホンクラブ等営業を営む場所（以下「テレホンクラブ等営業所」という。）の名称及び所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更を生じた日から十五日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る利用カード販売所を廃止したときは、その廃止をした日から十五日以内に、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(青少年に対する利用カードの販売の禁止等)

第三十三条 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、頒布し、交換し、贈与し、又は貸与してはならない。

2 利用カードを販売する者又はその者から利用カードの販売について委託を受けた利用カードを販売する者（以下「利用カード販売者等」という。）は、青少年を利用カードの販売業務に従事させてはならない。

3 利用カード販売者等は、青少年の利用カードの購入を禁ずる旨及び青少年に対する利用カードの販売、頒布、交換、贈与又は貸与を禁ずる旨を、その届出に係る利用カード販売所の見やすい場所に表示しなければならない。

(利用カードの自動販売機の設置の禁止)

第三十四条 何人も、青少年入場禁止場所を除き、利用カードの自動販売機を設置してはならない。

(テレホンクラブ等営業の広告の規制)

第三十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、テレホンクラブ等営業を営む者については、この限りでない。

- 一 テレホンクラブ等営業所の名称、所在地若しくは電話番号（インターネットにおけるホームページアドレスを含む。以下同じ。）又はテレホンクラブ等営業所を利用するための案内を行う営業所の電話番号（以下「テレホンクラブ等営業所の名称等」という。）が掲載された広告物を掲出し、又は表示すること。ただし、青少年入場禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は表示される広告物を除く。
- 二 テレホンクラブ等営業所の名称等が記載された文書、図画その他の物品（以下「テレホンクラブ等営業宣伝文書等」という。）を風適法第三十一条の十三第一項及び第三十一条の十八第一項において準用する風適法第二十八条第五項第一号に規定する広告制限区域等（以下「広告制限区域等」という。）において頒布し、又は戸別に配布すること。
- 三 テレホンクラブ等営業宣伝文書等を広告制限区域等以外の地域において青少年に頒布し、又は青少年が居住している住居に配布すること。

（利用カードの販売の広告の規制）

第三十六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 利用カードを販売する旨を明示した場所及び電話番号が掲載された広告物を掲出し、又は表示すること。ただし、青少年入場禁止場所において外部から

見えない場所に掲出され、又は表示される広告物及び第三十二条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る利用カード販売所の建物に掲出され、又は表示される広告物を除く。

- 二 利用カードを販売する旨を明示した場所及び電話番号が記載された文書、図画その他の物品（以下「利用カード宣伝文書等」という。）を広告制限区域等において頒布し、又は戸別に配布すること。
- 三 利用カード宣伝文書等を広告制限区域等以外の地域において青少年に頒布し、又は青少年が居住している住居に配布すること。

（指示等）

第三十七条 公安委員会は、前二条の規定に違反した者に対し、当該広告物、テレホンクラブ等営業宣伝文書等及び利用カード宣伝文書等（以下「広告物等」という。）の除去その他必要な措置を指示することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により必要な措置を指示しようとする場合において、当該広告物等を掲出し、表示し、頒布し、又は配布した者を確知することができないときは、これらの措置を警察職員に行わせることができる。

（保護者の責務）

第三十八条 保護者は、その監護に係る青少年に、テレホンクラブ等営業所へ電話をかけさせ、若しくは立ち入らせ、又はテレホンクラブ等営業宣伝文書等若しくは利用カード宣伝文書等を受け取らせない

よう努めなければならない。

(利用カードの販売の停止)

第三十九条 公安委員会は、利用カード販売者等若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、利用カードの販売に関し、この条例に規定する罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十五条若しくは第百八十二条の罪、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条第一項第六号若しくは第九号の規定若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五十六条第一項若しくは第六十九条第一項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定のいずれかに違反する不正行為をしたとき、又は利用カード販売者等が第三十七条第一項の規定に基づく指示に従わなかつたときは、当該利用カード販売者等に対し、当該利用カードの販売について、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(準用)

第四十条 第十九条の七の規定は、前条の規定による命令について準用する。この場合において、第十九条の七中「知事」と

あるのは、「公安委員会」と読み替えるものとする。

第六章 岐阜県青少年育成審議会

(設置)

第四十一条 知事の諮問に応じて、青少年の健全な育成に関する総合的施策の樹立につき必要な事項並びに第七条及び第四十四条に規定する事項を調査審議させるため、岐阜県青少年育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第四十二条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内をもつて組織する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四十三条 前二条に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(諮問等)

第四十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、岐阜県青少年育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 一 第八条の規定により優良興行又は優良図書類を推奨しようとするとき。
- 二 第十条の規定により有害興行を指定し、又はこれを取り消そうとするとき。
- 三 第十一条の規定により有害図書類等

- 又は写真等の内容を指定しようとするとき。
- 四 第十七条の規定により有害刃物等を指定しようとするとき。
- 五 第十八条の規定により有害広告物の撤去又はその内容の変更を命じようとするとき。
- 六 第十九条の規定により有害広告文書等を指定しようとするとき。
- 七 第十九条の六の規定により有害役務提供営業に関する違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきこと又は有害役務提供営業の停止を命じようとするとき。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により同項各号に規定する推奨、指定若しくは指定の取消し又は命令をしたときは、速やかにその旨を岐阜県青少年育成審議会に報告しなければならない。
- 四 広告物の広告主又は管理者
- 五 有害役務提供営業を営む者
- 六 質屋
- 七 古物商
- 八 貸金業者
- 九 使用済金属類取引業者
- 十 第三十条第一項に規定する営業を営む者
- 十一 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等
- 2 公安委員会は、第十九条の二から第十九条の六まで及び第五章の規定の施行に必要な限度において、有害役務提供営業を営む者及び利用カード販売者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、これらの者の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 前二項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うものであつて、関係者の正常な業務を不当に妨げてはならない。
- 5 第一項及び第二項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雜則

(立入調査等)

第四十五条 知事は、この条例(第五章の規定を除く。)の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は知事の指定した者に、これらの者の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 一 興行場を経営する者又は興行を主催する者
- 二 図書類等取扱業者（第十号に掲げる者を除く。）又は自動販売機等管理者
- 三 刀物等の販売を業とする者

(経過措置)

第四十六条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）

を定めることができる。

(委任)

第四十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

第八章 罰則

第四十八条 第二十三条の規定に違反した者（青少年を除く。）は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の六第二項の規定による命令に従わなかつた者

二 第二十四条の規定に違反した者（青少年を除く。）

三 第二十五条の規定に違反して同条第一号から第三号までに掲げる行為を行う場所を提供し、又は周旋した者（青少年（場所の提供又は周旋の営業に関する成年者と同一の能力を有する青少年で、当該営業として場所の提供又は周旋を行つたものを除く。）を除く。）

四 第三十九条の規定による命令に従わなかつた者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第二項の規定に違反した者

二 第十六条の規定に違反した者

三 第十九条の二（第二項第三号に係る部分を除く。第五十五条において同じ。）の規定に違反した者

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の三（第三号に係る部分を除く。第五十五条において同じ。）の規定に違反した者

二 第二十三条の二の規定に違反した者で次のいずれかに該当するもの（青少年を除く。）

イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

三 第二十六条の規定に違反した者

四 第二十七条の規定に違反した者（青少年を除く。）

五 第二十九条の規定に違反した者（青少年を除く。）

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金又は料料に処する。

一 第十条第三項の規定に違反して青少年に有害興行を観覧させた者

二 第十三条第三項の規定による命令に従わなかつた者

三 第十四条第三項の規定に違反した者又は同項の規定による届出について、虚偽の届出をした者

四 第十七条第二項の規定に違反した者

五 第十八条の規定による命令に従わなかつた者

六 第十九条第三項の規定に違反した者

七 第十九条第四項の規定に違反した者

八 第十九条の五の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

九 第三十条第一項の規定に違反した者
十 第三十二条第一項の規定に違反した者又は同項の規定による届出について、虚偽の届出をした者

十一 第三十三条第一項の規定に違反した者

十二 第三十三条第二項の規定に違反した者

十三 第三十四条の規定に違反した者

十四 第三十七条第一項の規定による指示に違反した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第十九条の四の規定に違反した者
- 二 第二十条の規定に違反した者
- 三 第二十二条の規定に違反した者
- 四 第二十二条の二の規定に違反した者
- 五 第四十五条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者
- 六 第四十五条第一項若しくは第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（有害役務提供営業を営む者又はその関係者に限る。）

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。

- 一 第十条第三項の規定に違反して掲示をしなかつた者
- 二 第十四条第四項の規定に違反した者
- 三 第十五条の規定に違反した者
- 四 第二十五条の規定に違反して同条第四号に掲げる行為を行う場所を提供し、又は周旋した者（青少年（場所の提供又は周旋の営業に関し成年者と同一の能力を有する青少年で、当該営業としての場所の提供又は周旋を行つたものを除く。）を除く。）

五 第三十条第二項の規定に違反した者

六 第三十二条第二項の規定に違反した者

七 第三十三条第三項の規定に違反した者

第五十五条 第十九条の二、第十九条の三、第二十三条又は第二十三条の二の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第四十八条、第五十条第三号又は第五十一条第一号若しくは第二号の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第四十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金又は科料の刑を科する。

付則

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

付則（昭和三十七年十一月十五日条例第三十四号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

付則（昭和三十九年三月二十四日条例第十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

付則（昭和四十年三月二十六日条例第八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十一年十二月二十五日条例第四十三号）

- 1 この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十二年十月二十日条例第二十四号）

- 1 この条例は、昭和五十三年一月一日から施行する。
- 2 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十四年三月二十二日条例第一号）

- 1 この条例は、昭和五十四年七月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に自動販売機により改正後の岐阜県青少年保護育成条例（以下「改正後の条例」という。）第六条の四第一項に規定する図書その他規則で

定めるものを販売している者については、その者を同項の規定が適用される自動販売機業者とみなし、改正後の条例を適用する。この場合においては、同項中「販売を開始する前に」とあるのは、「昭和五十四年七月三十一日までに」とする。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十八年三月二十五日条例第六号）

この条例は、昭和五十八年六月一日から施行する。

附則（平成四年三月三十日条例第六号）

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附則（平成五年十二月二十七日条例第三十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に自動貸出機により改正後の岐阜県青少年保護育成条例（以下「改正後の条例」という。）第六条の四第一項に規定する図書類その他規則で定めるものを貸し付けている者については、その者を同項に規定する自動販売機等業者とみなして、改正後の条例を適用する。この場合において、同条第三項中「販売又は貸付けを開始する前に」とあるのは、「平成六年四月三十日までに」とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県青少年保護育成条例第六条の四第一項の規定による届出をしている者は、改正後の条例第六条の四第三項の規定にかかわらず、同条第一項ただし書の規定により自動販売機等管理者を置かない場合を除き、平成六年四月三十日までに、規則で定めるところにより、同条第三項第三号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成七年十月九日条例第三十四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者については、改正後の第十五条の五第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「営業を開始する日の三十日前までに」とあるのは、「平成八年一月三十一日までに」とする。

3 前項の規定により届出を行った者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成九年十二月三十一日までの間は、改正後の第十五条の六第一項の規定は適用しない。

4 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードを販売している者については、改正後の第十五条の九第一項に規定する利用カードを販売しようとする者

とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「販売を開始する日の十五日前までに」とあるのは、「平成八年一月三十一日までに」とする。

5 前項の規定により届出を行った者については、営業禁止区域内又は屋外で利用カードを販売している場合は施行日から平成八年三月三十一日までの間、営業禁止区域外の屋内で利用カードを販売している場合は施行日から平成十二年十二月三十一日までの間は、改正後の第十五条の八の規定は適用しない。

6 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業所の名称等に係る広告物については、施行日から平成八年三月三十一日までの間は、改正後の第十五条の十第一項の規定は適用しない。

附則（平成九年十二月二十六日条例第二十号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成十年十月九日条例第二十八号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条の六第一項第一号の改正規定は、平成十年十一月一日から施行する。

附則（平成十年十二月二十五日条例第三十五号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。（後略）

附則（平成十一年十月七日条例第二十六号）

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において規則で定める日

から施行する。(平成十一年十一月規則第百二十四号で、同十一年十一月一日から施行)

附則（平成十二年三月二十四日条例第三十九号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十三年三月二十三日条例第十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年十二月二十一日条例第四十七号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成十四年二月規則第六号で、同十四年四月一日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用カードを販売している者又はその者から委託を受けて現に利用カードを販売している者については、改正後の第十五条の四第一項に規定する利用カードを販売しようとする者又はその者から利用カードの販売について委託を受けた者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「販売を開始する日の十五日前までに」とあるのは、「平成十四年七月二十日までに」とする。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十五年三月十九日条例第十三号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十七年十月六日条例第七十二号）

(施行期日)

- 1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は平成十八年二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十九年三月二十日条例第五号）

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十五年三月二十六日条例第二十八号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

附則（平成二十六年七月十五日条例第四十八号）

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則（平成二十六年十月十五日条例第六十

九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年十二月二十四日条例第
五十六号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年六月二十三
日（以下「施行日」という。）から施行す
る。（後略）

附則（平成三十年三月二十二日条例第十七
号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（令和二年十二月二十二日条例第
五十六号）

この条例は、令和三年四月一日から施行
する。



第4次岐阜県青少年健全育成計画
(令和3年度～令和7年度)

発行年月：令和3年3月

発 行 者：岐阜県環境生活部私学振興・青少年課

〒500-8570

岐阜市薮田南2-1-1

TEL 058-272-1111 (代表) 内線2428

FAX 058-278-2612